

倉敷の歴史

第31号

2021年3月

特集—玉島乙島守屋家文書—

- 特集にあたって (1)
- 近世初期備中国浅口郡乙島村の石場と水谷勝隆の地域開発 畑 和良 (2)
- 備中成羽藩・松山藩水谷勝隆支配時代の法度
- 浅口郡乙島村守屋家文書にみる— 山本 太郎 (22)
- 寛保・延享期乙島村の庄屋継嗣問題と村落 定兼 学 (38)
- 乙島村氏宮に関する諸記録と「本願主」守屋家
- 守屋重左衛門の東叡山出訴をめぐって— 別府 信吾 (48)
- 乙島村出身の古筆家・守屋昶啓の生涯
- 明日は如何なることやら知れぬ— 大島 千鶴 (62)
- 乙島新田の開発と流作場 古市 志織 (81)

論 文

- 湛井十二か郷用水(西一郷半用水)の開削
- 倉敷市上東中嶋遺跡の発掘調査成果をもとに— 上梶 武 (99)
- 嘉永三年東高梁川洪水と岡山藩領児島郡村々 倉地 克直 (112)

資料群紹介

- 帯江村役場の公文書について 山下 洋 (130)

アラカルト

- 下道朝臣黒麻呂の隠岐国赴任について 松尾 洋平 (135)
- 琴浦町役場の建築について 山崎真由美 (138)

報 告

- 令和元年度歴史資料講座 (141)
- 玉島乙島守屋家文書調査報告会2 (142)
- 水損公文書の修復処置 (143)

- 新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 コラム 編集後記 (148)

特集にあたって

玉島乙島守屋家文書は、備中国浅口郡乙島村庄屋などを勤めた守屋家伝来の文書です。

守屋家文書については、『倉敷の歴史』第二十五号で史料群紹介を掲載して概要を紹介しましたが、その後平成二十七年と平成二十八年にも倉敷市は守屋家から計約一万三千点（概数）の文書を追加で寄附を受けました。

守屋家は、乙島が島であった時期に島へ渡って開発したとされ、代々乙島村庄屋を勤め、地域の中で中核的存在の家です。そのため、守屋家文書は質量とも非常に豊富で、地域の歴史研究の素材として重要です。守屋家文書は九州大学と倉敷市が所蔵しています。

倉敷市総務課歴史資料整備室では、所蔵する守屋家文書について一点ずつカード作成を進めており、カードをもとに目録化し、ホームページで簡略な目録も一部公開しています。そのように整理を進める一方、文書群から

明らかにする事柄について市民に報告するため、玉島乙島守屋家文書調査報告会1・2を平成二十九年度と令和元年度に開催しました。

報告会での報告をもとにして、新たな執筆者も加え、本号では守屋家文書特集を組みました。近世初期の水谷勝隆支配時期における乙島村の採石事情と領主からの法度、近世中期の庄屋継嗣と氏官をめぐる問題、近世後期を生きた守屋家出身の医師・書家、近世後期を中心に開発された乙島新田と流作場をめぐる論考が揃いました。

いずれも守屋家文書を丁寧読み込み、考察を加えた力作ぞろいで、バラエティーに富んだ内容になりました。読者におかれましては、この特集の論考を味読され、豊かな世界を味わっていただければ幸いです。そして、目録やカードを手がかりに守屋家文書を研究等に大いに活用していただきたいと思います。

（山本）

近世初期備中国浅口郡乙島村の石場と水谷勝隆の地域開発

畑 和良

はじめに

近世の初め頃（十七世紀前半）、江戸城・大坂城・駿府城といった幕府の関係城郭、諸大名の居城の築城と改修、新田開発などが盛んになり、高石垣や築堤に必要な石材の需要が爆発的に増加した。瀬戸内海にはこうした需要に応えたとされる採石地が多く知られており、石切り場（当時の史料表記は「石場」「町場」など）の跡や切り出されてストックされた石垣用材（残石・残念石 など、目に見える遺構が数多く残されている。しかし、これら瀬戸内海の島嶼部や沿岸地域の石場について記録した当時の古文書は、石切り場遺構の数に比して少なく、供給や管理のありさま、地域との関わりを文字史料によって明らかにできる場所は限られている。

そうした中、近年新たに倉敷市所蔵となった守屋家文書の中に、備中国浅口郡乙島村における近世初期の採石事情を伝える古文書がまとまって残されていることに気付いた。多くは年紀のない書状だが、発給・受給者の特定や関連史料との突合せにより、年代をはじめ領主・商人・地域住民と石場とのかかわり方、石材の供給先、採石をめぐるトラブルなどを具体的に明らかにできる内容をもつ。乙島村の石場という今まで全く知られていなかった採石地の情報が得られるだけでも貴重な史料であり、小稿ではこれらを紙幅の許す限り翻刻紹介し、近世初期の瀬戸内海沿岸地域の石材供給のあり方について情報提供を出来ればと考えている。

一 近世初期の乙島村の領主と守屋一族

まず、小稿で扱う乙島村の近世初期の概況について、
まとめておきたい。高梁川河口部右岸に位置する乙島は、
十七世紀中葉に本格化する新田開発によって陸続きとな
るまで、海中の島であった。織豊期には毛利輝元が領有
していたが、毛利氏は慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦
で西軍に味方して東軍徳川家康に敗北し、備中国全土を
喪失する。徳川政権は備中国に幕府領を設定し、それ以
外の領域を細かく分割して数千石～二万石程度の小規
模領主たちの所領とした。また、細分化された所領が錯
綜する備中国を一元的に支配・統括するため、徳川政権
は「国奉行」として小堀正次・政一父子を送り込んだ。⁽¹⁾
当時の備中国における幕府領や私領の配置については不
明な点が多く、近年の三宅正浩氏による検討で小堀氏知
行地の説明が進展したが、乙島村の所属は不明である。⁽²⁾
元和三年（一六一七）、因幡国若桜鬼ヶ城主山崎家治が
備中国成羽に転封となり、乙島村は成羽藩山崎氏領に
編入されている。⁽³⁾山崎氏は寛永十五年（一六三八）四月、
一万石を増増のうえで肥後国天草へ転封され、翌年六月
五日常陸国下館藩主の水谷勝隆が新領主として成羽へ入
り、五万石の地を支配した。⁽⁴⁾三年後の寛永十九年（一六四二

七月二十八日、勝隆は五万石の高を維持したまま「備中
松山城主被 仰付」れている。⁽⁵⁾成羽藩時代の水谷氏領の
構成については従来全く未知であったが、寛永十七年辰
正月五日付けの伊藤定行（三右衛門）・野沢内記連署書状
によって、その一端を知ることができる。⁽⁶⁾連署者のひと
り伊藤定行が「成羽」から庄屋中へ指示を送ったことを
示す史料が存在すること、⁽⁷⁾慶安二年時点で伊藤・野沢両
人が備中松山藩水谷氏領の「御代官」として松山にいた
ことを示す史料が残っていることから、彼らは成羽藩時
代以来の水谷氏家臣と考えられる。寛永十七年正月五日
の連署書状は、その伊藤・野沢両名が乙島・連島・西阿
知・片島・山田・久代・草田・下倉の八か村庄屋中に対
し江戸米渡し手形や御蔵に残っている米の分量の書付を
提出するよう指令したものであり、水谷勝隆が成羽藩主
であった寛永十七年時点で乙島村・連島村など八か村が
水谷氏領に含まれていたことが判明する。寛永十九年に
水谷氏が備中松山藩主となった後も乙島村は松山藩水谷
氏領として引き継がれ、⁽⁹⁾元禄六年（一六九三）の御家断絶
まで五十四年間にわたって水谷氏が領有した。

十七世紀における乙島村の領主の変遷は以上の通りだ

が、乙島村には守屋氏を名乗る在地有力者がいた。一次史料で確認できる最古の乙島村庄屋守屋家当主は四郎右衛門という人物で、慶長十三年の乙島村名寄帳にその名前がみえる。⁽¹⁰⁾ 元和四年（一六一八）ごろ乙島村庄屋の地位を引き継いだ守屋又三郎は、その後改名して惣兵衛高次（宗兵衛とも表記）を名乗った。⁽¹¹⁾ 近世初期乙島村の住民構成を伝える貴重な記録「乙島村家付人付牛馬共」のうち現存最古の寛永十八年十二月十五日分によると、四郎右衛門と惣兵衛（又三郎）は親子で、寛永十八年当時惣兵衛が五十九歳、親四郎右衛門が七十七歳だったことが判明する。⁽¹²⁾ 惣兵衛は寛永二十年まで守屋家の戸主だったが、正保二年までに嫡子の左平次吉尚（佐平次・左平治とも表記）に代替わりし、惣兵衛のために隠居所が作られている。⁽¹³⁾ 個別の証文や書状類を確認すると、左平次の初出は寛永十七年八月ごろで、同二十年六月ごろから庄屋役を段階的に引き継ぎ、同年のうちに左平次への代替りがほぼ完了したことが窺える。⁽¹⁵⁾ この守屋惣兵衛・左平次二代に関わる史料中に、乙島村で採石が行われていたことを示す文書が豊富に含まれているのである。

二 乙島村の採石をめぐる

1. 石場（採石地）の位置

元禄十六年（一七〇三）以降、何度か作成された乙島村の明細帳には石場（採石場）の存在や石材採掘に関する項目はない。⁽¹⁶⁾ 近世地誌や地域の史書にも乙島の採石に触れたものはなく、高梁川河口部右岸の島嶼部で石材の採掘が行われていたこと自体、ほとんど知られていない。まずは守屋家文書の関係史料や地域伝承の掘り起こしから、石場がどのあたりに存在したのか考えてみよう。

史料1 浅口郡乙島村書立（別2・37・2）

浅口郡之内乙嶋村

一、高三百九石壹斗五合

内

田拾七町壹反壹畝廿三歩半

分米百七拾八石六斗五合

畠貳拾八町四反六畝廿八歩

分米百三拾壹石四升

（中略）

一、高百拾貳石四升五合

北原
本村

(中略)

一、高五拾九石壺斗七升九合 玉島

(中略)

一、高五拾壺石八斗九升九合 泉屋

(中略)

一、高八拾五石九斗八升貳合 城分

(中略)

名所

一、やぶ 但御石場、庄や所々南道七町

以上

正保四年 庄や

亥ノ七月二日 左平次はん

高岡平左衛門尉様 上ル引へ

史料2 永嶋左次右衛門書状(別2・56・11)

態申遣候、やふのはな宮山之はまはた左兵衛居申候たわをきり而、石場日用衆へ御渡し被成候き、其元にてよく此三大夫と申候人と相談被申、御渡し尤ニ候、具義ハ三大夫可被申候間、御聞まいらせ候、右之外ハ一切とらせ申ましく候、其心得尤候、恐々謹言

六月十五日
(上書)

(花押)

5

(墨引) 乙嶋庄や

宗兵衛殿 永嶋左次右衛門

史料3 乙嶋村切石付帳写(別2・68・2・4)

乙嶋村切石付帳之移し覚

長石

一、拾五

一、卅五 明神

一、三十三 かめのくひ

一、式拾九 アミた山

ノ百二

大石

一、百二十六

一、上石二十一

一、四百卅 (圖線開じ) 明神

一、三つ 上石

一、五つ かめくひ 上石

一、式百七拾五 かめのくひ

一、二百四十内一つ上石

阿ミた山

メ千九十

小

一、貳百

一、三百一

一、二百五十四

一、四百 阿ミた山

メ千百五十

寛永十七年

辰ノ五月五日

奉行永嶋左次右衛門殿

史料4 乙島村切石数覚(別2・68・2・3)

切石数之覚

一、百貳ハ

長石也

一、千九拾ハ

大石也

一、千百八拾ハ

小石也

三口合式千三百七拾二

右之通、慥ニ預り申候、日用之衆ニ御渡被成候て、

御奉行衆様被下候様ニ奉願候、

以上

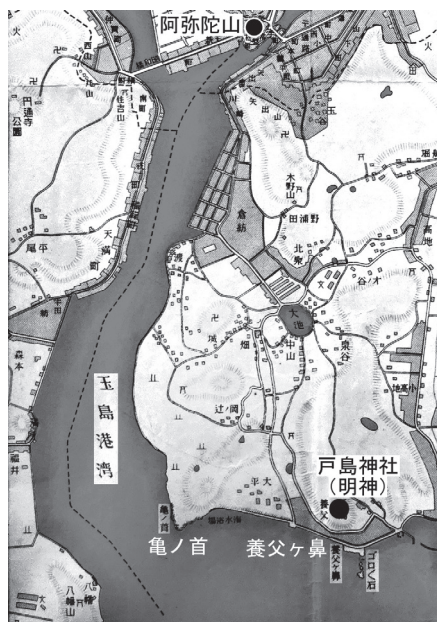
辰ノ五月五日

乙嶋村庄屋

宗兵へ(印)

永嶋佐次右衛門様

史料1は、乙島村が水谷勝隆の統治下におかれていた正保四年(一六四七)七月に当時の庄屋守屋左平次が藩庁に提出した乙島村の概況申告書である。本村・玉島・泉屋・城といった村内のまとまりごとに石高を記した後、これらとは別に「やぶ 但御石場」の存在を書き記している。この史料によって、乙島村の「やぶ」⁽¹⁷⁾ 養父地区に藩が把握する採石場があったことが判明する。史料2は永島佐次右衛門と守屋惣兵衛との間でやり取りされたものだが、永島氏がその姓から水谷氏家臣と考えられること、惣兵衛の庄屋在職期間が寛永二十年までであることから、史料1の数年前にあたる寛永十六〜二十年(一六三九〜四三)の間のものと判断できる。この史料によつて、「やふのはな宮山之はまはた」から「左兵衛居申候たわ」を区切った範囲が明確に「石場」に指定されており、養父ヶ鼻の戸島神社のある宮山とその山麓の浜辺、宮山から後方へ続く丘陵地を含む一定の範囲で石取りがなされていたことを知ることができる。



(上) 写真1 ゴロゴロ石

(滝澤家文書Ⅳ - 4 - 22 - 24「浅口郡史蹟名勝天然記念物」所載)

(左) 図1 乙島の石場位置図

(滝澤家文書Ⅳ - 4 - 24 - 3 玉島町管内全図〈昭和12年〉をベースに改変)

この石場の位置について、地元的事情に詳しい上田龍彦氏より、戸島神社の北東に地域で「ちようば」＝丁場と呼ばれている土地が存在すること、大坂城築城の際にこの地で採掘された石が石垣用材として運び出され

たとの言い伝えのあることを教えていただいた。自治体史や郷土誌に採り上げられていないが、地元には関連する伝承が残されていたのである。⁽¹⁹⁾ 言い伝えと史料1・2の内容との一致から、戸島神社が鎮座する丘陵一帯が乙島村の石場であることは間違いない。現在海浜部の埋立が進行し往時の状況を想像しにくいのが、昭和初年まで戸島神社のある丘陵先端は水島灘に面していた。その山麓部の浜辺には「ゴロゴロ石」〔漢字表記は磊石。卵石・飛石とも）と呼ばれる岩場があり、古写真にその様子をみることができる（写真1⁽²⁰⁾）。「宮山之はま」が石場に含まれるのは、こうした岩場が存在したためと考えられる。

史料3は、乙島村で切り出された石材の種類ごとに集計した帳簿で、寛永十七年辰五月五日付で永島佐次右衛門に提出されている。史料4は史料3に付随して同日に書かれたもので、乙島村庄屋惣兵衛が史料3に示された石材を預かることを永島佐次右衛門に伝え、普請場への運搬のための「日用之衆」への石材受け渡しは「御奉行衆様」の方で差配してくれるようお願いしている。史料3に「奉行永島左次右衛門」とあり、史料2で採石に関する指示を実施していることから、永島氏は普請工事にお

いて石材の手配を掌る奉行を務めていたものと考えられる。こうして守屋惣兵衛の管理下に置かれた大小の石材には「明神」「かめのくひ」「阿ミた山」という具合に切り出し地点と思われる地名が記されている。「明神」は史料1・2に石場として明記される戸島神社の宮山周辺を指し、「かめのくひ」は乙島南西端の柏島との間の入り江に臨む丘陵突端部「亀ノ首」、「阿ミた山」は現在の玉島市街中心部、後に羽黒神社・清滝寺が置かれた阿弥陀山＝玉島を指す。この史料によって、乙島村の範囲では養父の御石場以外に亀ノ首・阿弥陀山でも石材採取が行われていたことが判明する。このうち、亀ノ首は長く採石地として利用されたようで、元文三年（二七三八）七月、水害で破壊された乙島村前新田・井ノ浦の堤防復旧工事の際、「柏島いなり町」の「石切庄兵衛」が「亀ノ首」で堤防石垣修理用の石材を切り出した記録が残っている⁽²⁾。

以上の史料によって、近世前期の乙島村に養父の御石場・亀ノ首・阿弥陀山といった複数の採石場が存在し、領主による普請工事や災害復旧工事に用いる石材の供給地になっていたことが明らかになった（図1）。

2. 栗石採取をめぐって

前節で明らかにした石場で採掘された石材は、史料3・4に「切石」と明記されているように、切り出し整形された大型石材と考えられるが、これとは別に守屋家文書には「栗石」の取扱いに関わる文書が残されている。栗石（くりいし）または「ぐりいし」とは、玉石より小さく、砂利より大きい土木建築用石材を指す。径一〇～一五センチメートルぐらいの小さな丸い石をいい、基礎工事の敷ならし材などに用い、石垣の基礎固めや裏込めへの使用がよく知られている。ところが、乙島村では栗石採取をめぐってトラブルが生じていたらしい。以下に関係史料を示し、検討を加えたい。

史料5 加藤久八ほか連署書状（別2・7・1・1・1）^(栗)

尚々、田地ニかまい無之所をめぐり石御取せ候て可然存候、かならず御代官衆、又ハいつかた^(指図)ニ御さし^(座)すニ御さ候や、御返事ニ此方方可申入ためニ候、以上

一筆申入候、然者乙嶋村にて大坂日用衆くり石取申候処ニ、貴殿御百姓衆おさへ被申候由、承及候、田畠ニかまい申所ニ候てたれハ日用衆とあいたひに致^(相対)

候様ニ尤ニ存候、左様ニも無之所ハ御とらせ候て可
然存候、乍去御代官衆之御指図御座候哉、御報待
入候、恐々謹言

加藤久八

卯月十四日 □(花押)

河合庄大夫

(花押)

野沢金兵衛

久口(花押)

有木清右衛門

守良(花押)

佃伊左衛門

□(花押)

乙嶋村庄や

惣兵衛殿

史料6 守屋惣兵衛書状案(別2・7・1・5)

尚々、日用衆手舟と申事ハ無御座候、おとし七
月ニも手舟と被申候て備前舟被入候所を
殿様へ得御意申、^(追い上げ)おいあけ申候、又今度もミかけ
舟を被入候間、^(迷惑)めいわくさこめ申候、能々御分

別可被下候、

御書札具ニ拝上仕候、如御意、大坂日用衆ミかけ六
兵衛舟ニ爰元栗石とらせ候へと被仰候へ共、爰元百
性とも、くり石^(栗)こわしくちすき仕所を他国之者ニと
られ申候へハ、所之百性かつ^(飢)ゑ申候間、迷惑御座候
故、くり石とめ申候、今迄ハ日々ニ中ま舟十五六艘
預り栗石入申候、けに^(飢)他国舟に成共とらせ候へ
と思召候ハ、所之者共栗石こをし売可申候間、左
様御心得候ハ尤存候、恐々、

午ノ

卯月十四日

^(加)賀藤久八殿

河合庄太夫殿

野沢金兵衛殿

有木清右衛門殿

佃伊左衛門殿

返事之移し^(写し)

史料7 鶴見久政・坂田伊織連署書状(別2・71・1・

5)

以上

一筆申入候、然者日用衆方乙嶋にて栗石取可申由にて舟遣候処ニ、おいかへし取らせ不申候由、此方へ斷申來候、諸々方とらせ申筈ニ極有之申候間、無相違とらせ可被申候、村中之者も取売被申候ハ苦からす候、日用ニもとらせ村中方も取売可申候、為其如此候、かしく

坂田伊織

四月十六日

(花押)

鶴見金弥

久政 (花押)

乙嶋村庄屋

宗兵衛殿

史料 8 しはや太郎兵衛ほか二名連署書状 (別2・7・1

・3)

以上

先日者乍御報令拜見候、仍栗石場之儀、諸々より取申候筈ニ御座候故、六兵衛舟差遣候へハ、何角与御申被成、御とらせなく候ニ付、御奉行様へ御斷申候へハ、無相違とらせ申候はつニ候間、舟差遣申様ニと御意被成候、則六兵衛舟差越候間、御とらせ頼申

候、為其一筆如此候、恐々謹言

卯月十七日

(花押)

(花押)

(花押)

亀嶋方

(堀屋カ)

しほや

あわちや

弥五兵衛

中嶋

里右衛門

史料 9 加藤久八ほか四名連署書状 (別2・7・1・1・

2)

尚々、申立なく候へとも、其元御百性にも御とらせうらせ可有之候、日用衆にも御とらせ可被成候、以上

先日日用衆栗石之儀ニ付、申入候処ニ、合点不被成候間、則成羽之兩人衆へ各申分之通、具ニ申遣候処ニ、日用衆手つかへ不申候様ニと此方へも申來候、早々御取止可然存候、為御心得如此候、かしく

加藤久八

卯月十八日 □ (花押)

河合庄大夫

(花押)

野沢金兵衛

(花押)

有木清右衛門

(花押)

佃伊左衛門

乙島村庄や

惣兵衛殿

参

史料5ゝ9は内容・日付の連続性からみて、ある年の四月に発生した「大坂日用衆ミかけ六兵衛舟」による乙島村の栗石採取をめぐる事件について、関係者がやりとりした一連の史料と考えられる。どの史料にも年紀が記されていないが、発給者・受給者の名と内容から、その年次を確定することが出来る。

史料5・9連署状の署名者有木清右衛門守良は、寛永十七年(一六四〇)庚辰十一月八日付連島之内東浦山開

検地帳に領主側の検地役人として伊藤三右衛門・野口新左衛門・石川伝助と連署して奥書を記入している。⁽²³⁾寛永十七年段階の連島の領主は成羽藩主水谷勝隆である。よって、有木守良は水谷氏家臣と判断でき、彼と連署する加藤・河合・野沢・佃氏も水谷氏家臣ということになる。また、史料7の発給者鶴見金弥の名は、「水谷史」所収御家内之記に載っており、⁽²³⁾彼も水谷氏の家臣とわかる。

一方、史料6の加藤久八ほか四名宛書状には差出人の署名がない。だが、宛先の後ろに「返事之移し」(写し)と記され、史料5の乙島村庄屋惣兵衛宛加藤久八ほか四名連署書状に対する返書としての内容になっていることから、守屋惣兵衛が加藤氏らに送った返書の写し(本人控え)と判断できる。史料8の発給者については後述するが、やはり「六兵衛舟」による石材採取について守屋惣兵衛とやり取りした文面になっており、他の史料と同時に発せられたものと了解できる。

以上の考察から、史料5ゝ9は水谷氏家臣団および関係者と乙島村庄屋守屋惣兵衛との間でやり取りされた史料群と考えることができる。つまり、水谷勝隆が成羽藩主として乙島村を領有することになった寛永十六年六月

五日以降のものと考えることができる。史料9で加藤久八らが「成羽之両人衆へ各申分之通、具ニ申遣候」という風に守屋惣兵衛の言い分を「成羽」に報告したとある点も考慮すると、水谷氏が備中松山城へ移る寛永十九年七月以前のものであることも確実で、四月という月日も踏まえると、史料5と9の発給年次は寛永十七と十九年の範囲に限定できる。そして、この範囲内には史料6に付された干支午年＝寛永十九年が存在する。以上の考察から、史料5と9は寛永十九年（一六四二）午四月にやり取りされた文書と確定出来るのである。

寛永十九年四月ごろ、乙島村の栗石を「大坂日用衆」が採取しようとした。このとき採石のために乙島に派遣された船「ミかけ六兵衛舟」は「他国舟」であるという。石取りのために「ミかけ六兵衛舟」を乙島に派出させている主体は、史料8によって「しほや太郎兵衛」「あわちや弥五兵衛」「中嶋里右衛門」の三名であることがわかる。名乗りからして彼らは武士ではなく商人とみられる。

白峰旬氏によると石材産出地として知られる小豆島では、江戸・上方で行われる公儀普請（幕府関係の土木工事）において、大名が採石場から直接採石するのではな

く、大坂町人が採石を請け負うケースが寛永年間後期（慶安年間ごろからみられるようになるという。²⁴）倉敷市域の六口島における大坂城石垣普請用の採石に関する史料にも、そうした経緯をうかがわせる記述がある。

一、宰相様御代には同六口島にて大坂御普請之砌、大坂之塩屋惣五郎と申日用頭に御運上にて石場被遣候、石を切り申候、又其後も大坂之美作屋勝右エ門と申日用頭にも御運上にて石場被遣候、右両人の切申石共を塩飽之船に積、大坂江上り申時は、帆一端に付銀子五分宛帆役私共取申候事、²⁵

岡山藩主池田忠雄（宰相様）は六口島で大坂城普請に用いる石材を採掘するにあたって、「大坂之塩屋惣五郎」「大坂之美作屋勝右エ門」という日用頭に運上銀を納入させる代わりに石場の採掘権を与えて石を切り出させ、切り出した石材を塩飽舟で大坂へ運搬したとある。「日用頭」とは、公儀、大名・旗本、町方などにおける多様な日用需要を背景として、日用の口入れ・統括を行ない、あるいは土木工事などを請負う特殊な商人資本であったという。²⁶要するに大坂商人の塩屋らが石材採掘を大名から請負い、自らは日用頭として日雇い人足を雇用・指揮

し、六口島の石を切り出していたのである。

乙島の石材採取に当たって、日用を派出しているしはや・あわちや・中島も、その指揮下にある日用が「大坂日用衆」と呼ばれていることから、六口島のケースと同じ日用頭の大坂商人と考えられる。しはや・塩屋で塩屋惣五郎の一派である可能性もある。史料8で彼らは、領主水谷氏から「諸々」よりの栗石採取について許可を得て動いている旨を主張しているので、土木工事に必要な石材調達を水谷勝隆より請負い、自身の裁量で雇用した日用衆を乙島へ送り込んで栗石を採取しようとしていたと解することができよう。また、採取した栗石の運搬を担う「他国舟」こと「ミかけ六兵衛舟」は、大坂城石垣の供給地として名高い御影石の産地摂津国御影^{みかげ}を船籍地とする舟かと思われる。これもしはやらが石材運搬に慣れた御影船籍の石舟を手配したものと推察される。

しはやらの連署書状（史料8）の上書に「亀嶋方」と発信地が記されていることから、当時浅口郡連島の沖合に浮かぶ離島だった亀島にしはやらが駐在し、そこから乙島に石の運搬船を送り込んでいたことが知られる。

史料10 西嶋真家書状（別2・16・1・7）

以上

態申入候、其元之舟売申栗石ハつミ不申候や、つミ候て売申ニおゐてハ、殿様ニ御買上由に候、亀嶋首すて栗石ニ入候故、何れ之大キ成栗石ニ而も、くるしからす由に候、売申ニおゐてハ亀嶋ニ而久八殿・清石殿へ相理、売可申候、此由つミ申もの共ニ可被申渡候、為心得申遣候、恐々謹言

卯月廿七日 真（花押2）

（上書）

方

宗兵衛殿 西二郎左衛門 一

史料10の発給者西嶋二郎左衛門真家（？）一六六九年は、鎌倉・南北朝期に美作国高野郷（現・津山市）の地頭職として勢力をふるった中嶋氏の末裔で、近世初頭ごろ備中国浅口郡片島村に帰農した中嶋与右衛門尉政家の嫡男である。⁽²⁷⁾この人物については「大江三宅家文書」寛文九年酉正月付け覚に「（水谷）左京様御家来西嶋次郎左衛門殿」とあり、やはり水谷氏家臣であったことがわかる。守屋惣兵衛を宛所とすることから本史料も寛永十七〜二十年の間に書かれたことが明らかだが、ここに乙島産の栗石の用途が明記されている。すなわち、「亀嶋首

すて栗石」として必要なので、もし乙島の舟が「売申栗石」を積んでいるようであれば「殿様」＝水谷勝隆が買い上げたいと言っている、と述べられているのである。

三宅千秋氏は正保年間成立の備中国絵図および元文元年（一七三六）成立の「難波氏覚書」にみえる「成羽は水谷伊勢守様関東より御越被遊候、（中略）右之時に連島新田御取立被成、亀島山御城に罷成候筈に御座候由」との記述から、水谷勝隆が連島と亀島とを石垣堤防によって連結し、両島のあいだの海を干拓して新田とする開発に着手していたことを明らかにしている。⁽²⁹⁾ 水谷氏が新田開発と併せて亀島に居城を築こうとしていたとの記述については史実かどうか判断できないが、史料10のいう亀島首への捨て栗石投入が右記の連島新田開発に伴う石垣堤防建造の基礎工事であることは疑いない。また、史料10において西嶋真家は、乙島村庄屋の守屋宗兵衛に対し、もし栗石を売ってくれるのであれば、どんな大きな栗石でも問題ないので、亀島で「久八殿・清右殿」と話し合ったうえで売ってほしいと述べている。ここであいう久八殿・清右殿は史料5・9の署名者加藤久八・有本清右衛門を指していると考えられ、彼らが連島新田開発の実

務担当者として亀島に駐在していたものとみて間違いないだろう。「大坂日用衆」の雇用主しほやらが、加藤・有木氏らと一緒に亀島に駐在しているのも、彼らが水谷氏の連島新田開発にともなう資材調達を請け負っていたためである可能性が高い。以上から、亀島駐在の「大坂日用衆」による乙島の栗石採取・搬出が連島の新田開発を目的としたものであることが判明するのである。

ところが、乙島村庄屋の守屋惣兵衛と同村の「御百姓衆」は、「大坂日用衆」による村内での栗石採取・「ミかけ舟」による亀島への搬出を阻止し、日用衆とミかけ舟を追い払ってしまったのである。このことを「大坂日用衆」から聞いた水谷氏家臣加藤久八ら五名は惣兵衛に連署状を送り、日用衆の栗石採取が耕作の邪魔になる場合は「あいたひ」＝相対とし、そうでない場所では日用衆に栗石を自由に取らせるのがよい、と伝え、日用衆による採石を許容するよう要請した（史料5）。

加藤久八から右の要請を受けた守屋惣兵衛は即日返書し、乙島村の百姓は「くり石こわしくちすき仕」＝栗石を掘り出して生計を立てており、これを「他国之者」「他国舟」に取られてしまったら「所之百姓かつ多申」＝乙

島村の百姓は飢えてしまうと主張している。そして、どうしても他国舟に石材採取・運搬をやらせるというのであれば、「所之者共」が「栗石こをし売申」すので、そのように心得てほしい、と要求したのである（史料6）。

乙島村側の抵抗により派遣した舟を追い返されてしまったしほや・あわちや・中島らは、この事態を「御奉行様へ御断申」した（史料8）。また、史料5の申入れ事項について守屋惣兵衛から「合点できない」との返事を受けた加藤久八らも、「成羽之両人衆」へ乙島村側の申し分を上申した（史料9）。こうしたしほや他二名・加藤久八からの報告を受け、乙島村庄屋守屋惣兵衛に対して発給されたのが、史料7鶴見久政・坂田伊織助連署状ということになる。鶴見・坂田の両人は、しほやらがいう「御奉行様」、加藤久八らがいう「成羽之両人衆」そのものと考えられる。このことから、鶴見久政・坂田伊織助は水谷氏の本拠地成羽陣屋にあって奉行を務める重臣で、乙島の採石をめぐる紛争につき報告に基づき最終判断する立場にあった人物と考えられる。

鶴見らは惣兵衛に対し、栗石は「諸々」から採取することに決めていたはずなので、大坂日用衆に間違いなく

採取させてほしいと要請する一方、惣兵衛の要求どおり「村中之者」が栗石を採取・販売することを容認する旨伝えた。また、しほや他二名に「無相違とらせ申候はつ二候間、舟差遣申様ニ」との「御意」を伝え（史料8）、加藤久八らにも「日用衆手つかへ不申候様ニ」せよと指示を与えた（史料9）。この「成羽之両人衆」による裁許を受け、しほやは守屋惣兵衛に対し「六兵衛舟を差し越すので栗石を採らせてほしい」と再要請し、加藤らも日用衆による石取りを妨害するのを早々に止めるよう惣兵衛に伝え、特にこちらに申し立てずとも乙島村の百姓が栗石を採取・販売してかまわないので、日用衆の採石を許容してほしい、と要請したのである（史料8・9）。

以上のように、寛永十九年四月ごろ、乙島村では栗石の採取・運搬をめぐる大坂日用衆と乙島村百姓との間で紛争が起き、庄屋守屋惣兵衛らが「大坂日用衆を追い返す事態が生じていた。惣兵衛の主張によれば、栗石は乙島村百姓にとって生計の糧であり、その採取・運搬に他国者・他国舟が介入すれば百姓の生活が成り立たなくなつて飢えるので許容できないということだが、もう少し具体的に問題の構造を整理しておきたい。

守屋惣兵衛は史料6において、乙島村の栗石運搬をめぐる紛争に関わる船舶を挙げ、利害関係について主張を展開している。その一つ「日用衆手舟」は大坂日用衆を率いるしほや・あわちやら自身の保有船であり、惣兵衛はこの「日用衆手舟」に対する言い分は特にないと述べ、問題視していない。一方で、一昨年（寛永十七年）「手舟」と称して「備前舟」を乙島村の栗石運搬に介入させる動きがあったので、「殿様」＝水谷勝隆に許可を得て追い返した、今回も「ミかけ舟」を入れようとしたので迷惑なので阻止した、と述べる。惣兵衛ら乙島村百姓は日用頭しほやらの保有船ではなく、日用頭が備前国・摂津国御影などから「他国舟」をチャーターし、これを栗石採取・運搬に関わらせることを懸念していたのである。

惣兵衛は史料6で、乙島村産の栗石の扱いについて、従来は「中ま舟十五六艘」を預かり、これに栗石を積んでいたと述べている。寛永期の連島新田開発工事においても、日用頭のあわちや弥五兵衛は守屋惣兵衛に対し、乙島舟五艘づつで明日の潮流を利用して栗石を亀島へ運んでくれるよう依頼している³⁰。乙島村では以前から地元を船籍地とし船持仲間に加える船（仲間舟）による栗

石の運搬が行われており、水谷勝隆による連島新田開発の際も工事現場への栗石配送に従事していた。彼らは、こうした栗石運搬に伴う運賃稼ぎによって一定の収益を得て、生計の足しにしていたものと考えられる³¹。

栗石の原産地である乙島村の舟と、工事請負者の日用頭自身が保有する「手舟」に加え、日用頭が他国から運搬用の人足・船舶を駆り出して投入した場合、運搬作業そのもののスピードは上がるものの、栗石の全運搬量中に占める乙島舟の積載割合は、他国舟に食われるかたちで確実に減少することになる。そうなれば、運賃稼ぎで本来乙島村が得られるはずの対価も、大きく減少することになる。乙島村庄屋守屋惣兵衛と百姓衆は、競合相手が増え自分たちの実入りが食いつぶされるのを恐れて他国の労働力・運送主体に乙島村での採石をさせることに強い抵抗を示し、寛永十七年には備前船を、同十九年には御影船を追い返した。そして、「手舟」と偽って他国舟を導き入れた日用頭しほやらに不信感を抱き、栗石採取を拒絶したものと考えられるのである。

水谷氏は乙島村側を懐柔するため地元百姓が栗石を採取・販売することを許し、その代わりに大坂日用衆によ

る栗石採取を容認するよう求めたが、これによって問題が解決したかどうかはわからない。**史料10**で水谷勝隆が乙島の栗石を購入したいと述べているのは裁許の結果を示すもので、乙島村百姓に栗石の販売許可を出した領主自身がこれを買上げることで、庄屋・百姓らの懸念払拭に乗り出したものかも知れない。しかし、この紛争のわずか三か月後、水谷勝隆は備中松山藩主就任にともなう領地組替えにより亀島を含む連島地域に対する支配権を失ってしまった。このため、亀島周辺で行われていた水谷氏による新田開発は未完成のまま挫折し、連島と亀島を囲い込む石垣堤防は作りかけのまま放擲された。⁽³²⁾これによって石材採取・運搬をめぐる大坂日用衆と乙島村百姓との紛争も自然解消した模様で、以後この件についてやり取りした史料は見当たらない。

史料11 乙島村栗石坪数書付 (別2・68・2・9)

戊ノ才栗石坪数 乙島村分

一、三坪六合七夕 久七

代銀六拾六匁六夕

一、貳坪六合六夕 長右衛門

代銀四拾七匁八分八厘

(中略)

一、六合 新九郎

代銀拾匁八分

(中略)

一、五坪六合壹夕 庄右衛門

代銀百目九分八厘

一、九坪貳合四夕 五介

此代米三石六斗九升六合

一、五坪三合壹夕 左平次

此代米貳石壹斗貳升四合

坪数合七拾五坪貳合七夕

内

六拾坪七合貳夕銀渡り

此代銀壹貫九拾貳匁九分六厘

但シ壹坪ニ付銀十八匁宛

拾四坪五合五夕御年貢米

此代米五石八斗貳升納米

但シ壹坪ニ付四斗宛

右之通、銀子うけ取相渡し可被申候、御年貢米御切手を取遣し申候条、御うけ取尤ニ候、

以上

亀井市郎太夫

戌ノ霜月廿一日 (花押)

乙嶋村庄や

左平次殿参

史料11の発給者の亀井景安(市郎太夫)は水谷氏家臣で、万治元年玉島新田開発に先立って水谷勝隆が阿弥陀山に羽黒神社を勧請・建立した際、造営奉行を務めた人物である。⁽³³⁾ 守屋家文書には近世乙島村の住民構成を一覧できる希少な史料「乙島村家付人付牛共」が残されているが、これと照合すると史料11に列挙された百姓名(翻刻を省略した部分も含めると、久七・長右衛門・与兵衛・与七・久作・九右衛門・惣十郎・十三郎・伝藏・新九郎・五兵衛・仁藏・清吉・少三郎・庄右衛門・五介・守屋左平次の十七名)がほぼ完全に⁽³⁴⁾出揃う年代は万治年間(一六五八〜六〇)に絞られる。よって本史料は万治元年(一六五八)戊年十一月、水谷勝隆による玉島新田開発⁽³⁵⁾にあたり資材として利用する石材調達に關係して発給されたものと判断できる。水谷氏の要請に応じた庄屋守屋左平次以下十七名の本百姓たちがそれぞれ乙島村内で「栗石」を採取して納付したこと、水

谷氏の奉行亀井景安が栗石の採取者ごとに採取分量に応じた代銀・代米の額を算定し、総計銀一貫九二匁九分六厘・米五石八斗二升を庄屋左平次に一括して下付、採取者各々へ額面の代銀・代米を配分するよう指示したことを知ることができる。

このように、連島新田開発の挫折から十六年を経た万治元年の玉島新田開発において、乙島村の住民は村内で産出される栗石を建設資材として採取し領主に納付することで代価を得るようになっていた。ちなみに栗石は小さな石材なので一個、二個と数えるのではなく、「坪」(一坪＝六尺立方＝約六立方メートル)という体積を計る単位で計量されていた。史料11によれば、栗石一坪につき銀十八匁、または米にして四斗の対価が支払われている。この工事に資材調達を請負う商人や他国の日用・船舶が関与したかは不明だが、少なくとも寛永期の紛争を経て領主水谷氏と乙島村百姓との間では栗石調達に関する合意が形成され、一定の基準に沿った対価が産出地の住民に支払われる体制が整えられたらしいことを読み取ることができる。この後、玉島新田をはじめとする高梁川河口部西岸の大規模新田開発が順調に進捗していったこと

は従来の地域史が描く通りと思われるが、その背景としてこのような開発主体の領主による資材産出地の掌握を想定することが出来そうである。

おわりに

寛永十六年に関東から備中国へ転入した水谷勝隆は、矢継ぎ早に備中国南部の土地開発を進展させた。このことは土木に通じた勝隆の個人的力量に引き付けて語られることが多い。⁽³⁶⁾だが、勝隆による入部初期からの連島・玉島地域干拓推進を可能ならしめた背景に、堤防石垣や捨石・裏込め石に利用可能な石材を豊富に産出する乙島が開発地域の中心に存在したことが大きく作用している可能性が高いと考えられる。

栗石をめぐる紛争は、日用労働者・運送業者の動員能力に長けた大都市の商人に水谷氏が石材採取と運搬を委託したことによって発生した。東国から転入したばかりで地域掌握がまだ出来ていない領主が短期間に一挙に資材調達・運搬を実現する目的で、即戦力として外部労働力の導入を企てた結果かと思われるが、地元住民が割を食う手法が災いして乙島村庄屋以下百姓衆の反発に遭

い、かえって栗石調達が滞る事態となつて、そのまま連島の開発は中断を余儀なくされた。玉島新田開発の際は栗石を集めて進上した百姓ごとに領主から代銀・代米が支払われているから、少なくとも栗石について、以後の開発では産地の住人に配慮する調達方法に改められたものかと思われる。水谷氏の乙島村庄屋への対応は強権的な命令とは程遠い遠慮がちな依頼・要請の様相を呈し、その意向を汲むかたちを取っており、地域の同意なくしては石材採取が叶わなかったことを物語っている。

史料12 宝永元年万日記（別2・20。抄出）

売上申栗石之事

一、札銀合七拾式匁八厘

此栗石五坪三合

但電坪二付銀拾三匁六分、つ、

右者赤崎村水門脇石垣・柏嶋村石堤御繕御用栗石、御普請所迄持届売上代銀不残請取申候、仍如件

石売主

宝永元年

九月十七日

庄や仙右衛門〇

猪瀬嘉右衛門殿

水谷氏が改易されて約十年を経た宝永元年（二七〇四）、後継の領主である遠州浜松藩の役人猪瀬氏が浅口郡阿賀

崎村の水門石垣・柏島村の堤防石垣を修繕した際、石垣の裏込めに必要な栗石を乙島村庄屋守屋仙右衛門から購入していることがわかる。周辺地域の干拓完成により大規模開発が一段落し、領主の変遷を経た後も、乙島村の栗石は自前の採石地を持たない周辺地域の領主・住民から重宝されており、需要に応えた庄屋守屋氏ら乙島村民によって文字通り販売され、災害復旧工事などに活用されたのである。

本稿の考察によって、近世初期備中国の新田開発を支えた採石地としての乙島の存在意義を明確にできたと考える。玉島地域の新田開発については多くが伝承に基づく概説にとどまっており、一次史料に基づく精査を求める声も始めている⁽³⁸⁾。本稿における考察と紹介史料がそうした要請に応えるものとなれば幸いである。

註

- (1) 人見彰彦『備中国奉行 小堀遠州』（山陽新聞社、一九八六年）、三宅正浩「近世初期備中国の所領構成」（『倉敷の歴史』第二十九号、二〇一九年）を参照。
(2) 三宅正浩氏註（1）論考。
(3) 寛永十四～十五年の状況を描いた備中国絵図（岡山大学附属図書館池田家文庫T1・30）に、乙島村は「山崎甲斐先知」と

あり、山崎甲斐守家治の領地だったことが確認できる。

- (4) 「天寛日記」四十四寛永十六年六月五日および七日条（国立公文書館内閣文庫163・0180・44）。以下「天寛日記」は国立公文書館デジタルアーカイブの史料画像による。

- (5) 「天寛日記」五十五寛永十九年七月二十八日条（国立公文書館内閣文庫163・0180・44）。

- (6) 「守屋家文書」別2・16・1・4。

- (7) 「守屋家文書」別2・39・2廻状写。「成羽方只今伊藤三右衛門様御状被成御越候」とある。

- (8) 「大月（宗）家文書」慶安二年丑四月九日および元禄元年辰十一月十九日作原村と日羽村山論につき覚書写（『総社市史』近世史料編）。

- (9) 「守屋家文書」別2・75・4正保三年三月七日浅口郡之内水谷伊勢守知行分書立による。

- (10) 「守屋家文書」別2・7・5。

- (11) 「守屋家文書」別2・7・1・2元和四年十二月二十三日茂左衛門書状など。「守屋家文書」中の元和～寛永初年の史料に登場する乙島村庄屋又三郎が守屋惣兵衛と同一人でその初名である点については、「守屋家文書」別2・20宝永元年万日記を参照。

- (12) 「守屋家文書」（未整理分）。

- (13) 安藤精一『近世農村史の研究』（清文堂出版、一九八四年）第一章第五節による。

- (14) 「守屋家文書」別2・19・8・4寛永十七年たつ八月三日かや受取証の宛名が左平次になっている。

- (15) 「守屋家文書」別2・10・5寛永二十年ひつじ六月二十九日指上申一札之事、別2・9・2・13同年十二月三日未ノ御年貢

米預り申覚による。

- (16) 大田茂弥『玉島地方史』中(私家版、一九九一年)に元禄十六年・天明八年・天保九年の村明細帳が収録されている。
- (17) 『守屋家文書』別2・56・13六月三日西嶋真家書状にも「やぶ之御石場」とある。
- (18) 延宝五年十二月「水谷左京亮内検地役人」として小田郡江良村などの検地に関わっている人物に永島喜兵衛がおり、『矢掛町史』史料編、佐次右衛門はその一族とみられる。
- (19) 『稿本 乙島養父小史』(養父歴史研究会、二〇一八年)。
- (20) 『浅口郡誌』(浅口郡役所、一九二五年) 史蹟名勝天然記念物門第二編第四章、「岡山県名勝誌」(岡山県内務部、一九一五年) 第四編第八章など。
- (21) 『守屋家文書』元文三年午四月諸御用留帳(未整理分)。
- (22) 『大江三宅家文書』2・A・1(倉敷市所蔵。以下同)、『連島町史』(連島町誌編集会、一九五六年) 第十四章にも引用されるが、署名に誤読がある。
- (23) 芳賀家文書(『岡山県史』諸藩文書所収)。
- (24) 白峰句「近世初期の小豆島・豊島(手島)における石場に關する史料について」(別府大学大学院紀要 12号、二〇一〇年)。
- (25) 『撮要録』巻八児島郡海河池之部六口島・松島・釜島国境論の項の掲出史料から一部抜粋。
- (26) 吉田伸之「近世都市社会の身分構造」(東京大学出版会、一九九八年) などによる。
- (27) 実名・没年・系譜は『倉敷市史』第十冊(名著出版、一九七四年)『西島氏文書』掲載の記録、中野栄夫「西島家・島瀬家文書について」(『倉敷の歴史』第五号、一九九五年) に拠る。
- (28) 『大江三宅家文書』(未整理分)、『連島町史』(連島町誌編集会、

一九五六年) 第十三章第三節に翻刻あり。

- (29) 『岡山県農業土木史』(日本文教出版、一九六六年)。
- (30) 註(21) 引用史料によれば、元文三年(一七三八) 時点で五尺六七寸の大きさの「くり石船」一艘の積み賃として古銀三匁を得ていたとある。かなり後年の事例だが、乙島村の舟が栗石の運賃を対価として得ていたことがわかる。
- (31) 『守屋家文書』別2・17・32卯月五日あわちや弥五兵衛書状。
- (32) 註(29) 引用書による。岡山県立博物館所蔵『備中国絵図屏風』(岡山県立博物館デジタルミュージアムで画像閲覧可能) に海面を囲む堤防のみが描かれており、未完成状態で放置されたことが如実に示されている。
- (33) 『備中誌』浅口郡卷之五(日本文教出版、一九七二年復刻)。
- (34) 『九州大学所蔵乙島守屋家文書』目録番号6549「万治三年二月吉日 浅口郡之内乙島村家付人付牛共二引へ」を参照。
- (35) 註(29) 引用書の第一編第十九章第三節による。
- (36) 近年の説としては『たまし歴史百景』(玉島テレビ放送株式会社、二〇一七年) などがある。
- (37) 『守屋家文書』別2・16・9・1・4、別2・16・9・1・7など。
- (38) 小野恭平『高梁川西岸河口部の干拓史―長尾村・船尾村の場合―』(私家版、二〇一九年)。
- 〔付記〕 本稿は平成二十九年度守屋家文書調査報告会での報告「乙島の採石」の内容を整理・増補のうえ、論文化したものである。(はた かずよし 倉敷市総務課歴史資料整備室)

備中成羽藩・松山藩水谷勝隆支配時代の法度

―浅口郡乙島村守屋家文書にみる―

山 本 太 郎

はじめに

備中松山藩主水谷氏の浅口郡支配については、新田開発や高瀬通しの開削、玉島湊の整備などで知られるが、一次史料が発掘されてこなかったため、その実態はほとんど不明であった。⁽¹⁾しかし、浅口郡乙島村守屋家文書のうち未発見であった部分が倉敷市へ寄附され、整理が進捗することにより、水谷氏の浅口郡支配の実態が今後解明できる。本稿では、新しく発見された水谷勝隆支配時代の法度などを採り上げ、そこから読み取れる領主側からみた在地支配上の課題、在地支配の役職、乙島村が担わされた負担などについて考えてみたい。

一 備中国浅口郡乙島村と守屋家

守屋家文書について述べる前提として、同家が所在した備中国浅口郡乙島村について概観する。寛永十五年（一六三八）頃の「備中国絵図」（寛永古図）⁽³⁾に見るように、乙島は独立した島であった（高二〇〇石一斗）が、万治二年（一六五九）に完成した玉島新田により、乙島は地続きになり島でなくなった。元禄十六年（一七〇三）の「浅口郡乙島村指出」⁽⁴⁾によると、高八六四石余、うち田が三七〇石余、畑が四九四石余、土地は赤土・砂地に真土が混ざっている。溜池が三九ある。人数は一一一六人いる。田は稲、畑は稗・大豆・木綿・蕎麦・麦・菜大根・粟をつくっている。海辺の村なので船が四〇艘あった。寛永期に二〇〇石余であったことから、元禄年間までに大幅な耕地の増加があったことが分かる。玉島新田が開発された時期に乙島村でも大規模な新田開発が行われた

ことによると考えられる。⁽⁵⁾

領有は、元和三年（一六一七）から寛永十五年（一六三八）までは成羽藩山崎家治領⁽⁶⁾、寛永十六年成羽藩水谷勝隆領、寛永十九年松山藩水谷勝隆領、寛文四年（一六六四）松山藩水谷勝宗領、元禄二年（一六八九）松山藩水谷勝美領と続くが、勝美は元禄六年死去し、水谷家は除封になった。元禄七年からは一時期を除いて幕府領である。⁽⁷⁾

守屋家は、乙島が島であった時期に渡って開発したとされ、近世前期には土豪的百姓であった。⁽⁸⁾代々乙島村の庄屋を勤めた。「慶長十三年八月吉日 乙島宗高之事⁽⁹⁾庄や四郎右衛門」によると、四二人が土地を所持しており、乙島村の分米二〇三石三斗六升五合のうち、所持高の多い順に庄屋四郎右衛門が一七石八斗七升六合、三郎右衛門が十石二斗九合、二郎右衛門が九石七斗九升四合と続く。庄屋四郎右衛門が突出した持高を所持していることが分かる。

寛永十八年の免目録を見ると、発給者たる内蔵助よりも一字分高く「庄屋惣兵衛殿参」と記されている。免目録の宛名が庄屋の個人名であり、「殿」という尊称や「参」という脇付けまでつけられていることは注目される。⁽¹⁰⁾近

世の年貢は一般的には村請制として徴収されるが、乙島村では庄屋の個人請的性格がみてとれる。近世前期における乙島村は、内海島嶼という地理的特性を帯びた村落であると同時に、村の構成が庄屋を勤める守屋家という一軒の土豪的百姓と多数の小百姓とからなる村落であった。庄屋守屋家は一方的に村民を支配していたのではなく、小百姓から掣肘⁽¹¹⁾される側面も持っていた。

二 備中成羽藩・松山藩水谷氏の浅口郡支配

水谷氏は、下総の豪族である結城氏の重臣であった。水谷勝隆は常陸・下野両国のうちで三万二〇〇〇石を領し、常陸国下館城に住していた。南光坊天海僧正と親交を結び、上野の不忍池弁天堂を独力で創建した。大坂の陣にも従軍した。寛永十六年（一六三九）六月五日常陸・下野両国の領地を改め、備中国川上・播磨国美囊両郡のうちに移された。このとき五万石となり、備中国成羽に住した。備中国松山城主池田長常が寛永十八年病死し、池田家が無嗣断絶となった翌年の七月二十八日、勝隆は松山城主となり、播磨国の領地一万石を備中国のうちに移された。⁽¹²⁾

表1 浅口郡のうち水谷勝隆知行分

村名	村高(石)	村名	村高(石)
黒崎村	508.765	長尾村	754.285
舟尾村	1811.135	柳井原村	179.137
水江村	55.645	乙島村	200.066
柏島村	585.420	合計	4914.453

注：「浅口郡之内水谷伊勢守知行分」

(倉敷市所蔵守屋家文書別 2-75-4) より作成。

正保三年(一六四六)の「浅口郡之内水谷伊勢守知行分」⁽¹⁴⁾によると、水谷伊勢守(勝隆)の浅口郡知行分は、表1のように七カ村で四九一四石余である。その中でも乙島村は島嶼であり比較的村高が小さい村であった。元禄七年(一六九四)以降に成立した「水谷史」によると松山藩領は表高五万石だが、新田開発によって勝宗のときには内高が八万七二八七石余になっていた。⁽¹⁵⁾同じく「水谷史」によると、浅口郡では黒崎

村・長尾村・舟尾村・柳井原村・水江村・玉島村・乙島村・柏島村・赤崎村・勇崎村を支配し、竈一九五四軒、男五三二八人、女五六九三人であった。松山藩領全体が竈一万六九七八軒、男四万八八六九人、女四万三二四八人であるから松山藩領の中で浅口郡は竈数・人数とも約一二%を占める。⁽¹⁶⁾正保三年と比較する

と、新田開発により玉島村・赤崎村・勇崎村が加わっている。

次に松山藩水谷氏支配下において乙島村が担わされていた負担の一端を示す史料を紹介する。

史料1 〔乙島村十左衛門宛次兵衛・助左衛門書状〕⁽¹⁷⁾

一筆申入候、然者御法事御用としてほうふとらせ上ケ可被申候

三升 十日

五升 十四日

五升 十七日

九升 十九日

右之日限之通松山御台所へ上ケ可被申候

一せうろ御用としては又取らせ上ケ可被申候

一升 十日

三升 十四日

三升 十七日

右之日限之通上ケ可被申候、此書付程無之候ハ、有合にとらせ上ケ可被申候

一浜松御用としては又とらせ上ケ可被申候

三升 十日

三升 十四日

三升 十七日

右日限之通段々ニとらせ松山御台所へ上ケ可被申候、是も自然すくなく候ハ、有合ニとらせ上ケ可被申候

若其村ニ無是候ハ、程をば才覚いたし上ケ可被申候、十日ニ越被申分ハ何とそ昼時分ニ遣し候様ニ可被致候、以上

次 兵衛[㊦]

三月八日

助左衛門[㊦]

自然右之書付之内其村ニ無之物ハ、近村ニ有之所も候ハ、其様子十日之便ニ委細書付こし可被申候

乙島村

十左衛門殿

史料2 〔伊藤三右衛門書状〕^⑬

尚々かきいそき上ケ可被申候、以上

急度村送りニ而申入候、然者かき 御用之由 御意ニ御座候間、かし取りて上ケ可被申候、式升ほどツ、二日三日ほと間を置いて、二三度も上ケ可被申候、其上ハ又此方より從 御意可申付候間、此状参着候次第ニ先之式升ほど可被上ケ可被申候、はりまかきハたとへ有之とても無用之よし 御意ニ候、其元ニ有之かきの大きなをあげ可被申候、村をくりにて上ケ可被申候、少も油断有間敷候、以上

伊藤三右衛門（花押）

二月七日

史料1から、乙島村は「ほうふ」（浜防風）、「せうろ」（松露）、「浜松」（海藻の一種か）を松山藩の台所へ調達する負担を担わされていたことが分かる。^⑭また、史料2からは、地元の「かき」の調達を求められている。このように、乙島村は内海島嶼という地理的特性を帯びていたため、食用となる海岸の植物（浜防風）や海藻（浜松）、きのこ（松露）、貝（かき）を松山藩へ調達する負担を担っていたことが分かる。また、後に触れるように、乙島村は鳥を捕ることが禁止された鷹場であり、留山もあつたと考えられる。

三 水谷勝隆支配時代の法度等

倉敷市が所蔵する守屋家文書のなかに、水谷勝隆支配時代の法度等⁽²⁰⁾を包紙で包んだ一括史料がある⁽²¹⁾。包紙の表には「寛永年中出羽守様御意之趣宗兵衛・左平次へ内蔵助様御書付御印形物 玉島湊証拠書物有⁽²²⁾」とある。全部で二点あり、年代が判明するものは寛永十六年（一六三九）から寛文七年（一六六七）までのものである。表2はその内容を年代順にまとめたものである。

この法度等は、包紙に書かれているように、内蔵助が乙島村庄屋惣兵衛・左平次へ宛てたものが中心である。

内蔵助についてであるが、表2のNo.7の中で、「御郡奉行・御代官其外諸奉行・鷹師・鳥見之者・ゑさし・代官之手代、又若たう二至まで惣別人馬を借遣候か、私之佐法就有之者、急度書付を以内蔵助所迄可申候」とあり、内蔵助は郡奉行・代官・諸奉行・鷹師・鳥見の者・餌指・手代・若党よりも上の立場であることが分かる。また、「何事二不限内蔵助か伊織・金弥手形無之して申者ハ偽事ニ候間、其心得可仕事」とあり、内蔵助・伊織・金弥は重臣クラスであることが推定される。「水谷史」には、水谷氏の家臣が書き

上げられているが、松山の内山下に屋敷がある家臣のうち鶴見内蔵之介（五〇〇石）の名が見える⁽²³⁾。家臣鶴見内蔵助の名は水谷勝隆が大坂の陣に従軍したときその名が見え⁽²⁴⁾、鶴見家は代々水谷氏に仕えた家で、この法度等を発給した内蔵助も鶴見家の当主であると考えられる。

これらの法度等のうち、No.1の寛永十六年七月五日の「条々」は、対馬守（阿部重次）・豊後守（阿部忠秋）・伊豆守（松平信綱）が諸大名へ宛てたきりしたん宗門禁止のためのポルトガル船着岸禁止の奉書の写しである。また、No.10の末年（寛永二十年）九月八日の「今度筑前国大島にて捕之南蛮伴天連いるまん同宿白状之覚」は、寛永二十年、日本潜入を企てて筑前国で捕らえられたジュゼッペ・キアラ等四人の伴天連（キリスト教司祭）と日本人イルマン（修道士）一人が江戸に送られて幕府の取調べを受けた結果、同年九月八日に白状したとされる記録の写しである⁽²⁵⁾。さらにNo.18の寛文七年七月晦日の「被仰出趣申渡覚」は幕府の法度である。これらは水谷勝隆支配に固有のものではない。それ以外は水谷勝隆支配に独自の法度と考えられる。大名は広い範囲で独自の法度を定め、領内支配を行っていた。

表2 水谷勝隆支配時代の法度等

No	発給年 (西暦)	発給年月日 (和暦)	発給者	宛先	名称／文書の種類と内容	文書 番号	備考
1	1639	寛永16/7/5	対馬守(阿部重次)・豊後守(阿部忠秋)・伊豆守(松平信綱)		条々(ポルトガル船着岸禁止)	別2-42-9	『御触書寛保集成』(岩波書店, 1997年)1228
2	1639	寛永16/10/27	内蔵助	庄屋惣兵衛	定(百姓や村への対応, 役人への対応, 升目や米の扱い, ほか)	別2-42-4	史料3
3	1640	寛永17/2/5		野口新左衛門・坂田伊織	御請条之□(他所へ男女奉公人出すこと禁止, ほか)	包紙紙背	破損多し
4	1640	寛永17/2/11	田母神十太夫・小島空助	庄屋宗兵衛・百姓中	御法度条々(依怙のことは目安で申し上げること, 庄屋が小百姓にむさとするは曲事, ほか)	別2-42-16	史料4
5	1640	寛永17/6/1	内蔵助	乙島村庄屋惣兵衛	掟(奉行や侍衆にがさつなことがあったり, 諸役人が私に人馬を使うことがあったら内蔵助へ, ほか)	別2-42-2	史料5
6	1640	寛永17/11/27	伊藤三右衛門	乙島村庄屋惣兵衛	掟(吉利支丹禁止, 牢人へ宿禁止, ほか)	別2-42-17	
7	1643	寛永20/2/10	内蔵助	惣兵衛・百姓中	条々(吉利支丹, 庄屋と小百姓, 山野田畠境目相論のとき弓鉄砲刀脇指長刀持出禁止, ほか)	別2-42-6	史料6 破損あり
8	1643	寛永20/2/11	田母神十太夫・小島空助		御法度之条々(諸公事は2月・6月・10月の三ヶ月に決めた, 他所の者に領分の公事を取り持つことは曲事, ほか)	別2-42-8-4	
9	1643	寛永20/5/19	庄屋	伊藤三右衛門・野沢内記	書上ケ申一札之事(小百姓・家来に漆・桑を植立るように申しつけること)	別2-42-14	
10	1643	未(寛永20)/9/8			今度筑前国大島にて捕之南蛮件天連いるまん同宿白状之覚	別2-42-1	
11	1647	正保4/6/3	何村庄屋何右衛門・くみかしら	御代官伊藤三右衛門・野沢内記	指上ケ申一札之事(雁・鴨・鶺鴒等を取るものは注進すること)	別2-42-5	破損あり
12	1648	正保5/2/18			覚(所々駄賃を定め, 駄賃にて通行のこと, 商人判なしに一人も伝馬出さないよう, ほか)	別2-42-12	
13	1651	慶安4/4/15	内蔵助	乙島左平次・百姓中	条々(吉利支丹注進, 欠落の者に宿禁止, 博奕禁止, ほか)	別2-42-13	破損あり
14	1654	承応3/正月	内蔵助	乙島村左平次	法度(他所よりの鷹師餌指一切入れないこと, 鉄砲・網等を隠し鳥を捕る者注進, 餌指衆にも雁・鴨・鶺鴒・青鶺・雉子・鶺鴒・雲雀等は捕らせない, 留山で殺生は御法度, 川狩りは御法度)	別2-42-3	史料7 破損あり
15	1654	承応3/3/11	内蔵助	乙島村左平次	覚(公儀御用で庄屋松山へ出るとき召連人数は1人まで, ほか)	別2-42-15	
16	1656	明暦2/閏4/21	内蔵助	庄屋左平次・惣百姓	定(小物成, 保頭, 組頭, ほか)	別2-42-10	
17	1656	明暦2/閏4/晦	内蔵助	庄屋左平次	定(たばこ売買について)	別2-42-8-1	
18	1661	寛文元/7/晦			被仰出趣申渡覚(吉利支丹改)	別2-42-11	『御触書寛保集成』(岩波書店, 1997年)1233
19	1667	寛文7		玉島御番所衆中	指上ケ申宿切手之事・指上ケ申宿切手之事(雛形)	別2-42-8-3	
20		卯/8/14	内蔵助	乙島村庄屋左平次	覚(在々にて人宿禁止, ほか)	別2-42-7	
21					指上ケ申宿切手之事	別2-42-8-2	

註：(1)記述がない場合は空欄にしている。

(2)№1, №10, №18 は幕府の法度や記録であり, 水谷勝隆支配に固有のものではない。

(3)水谷勝隆は寛文4年に死去した。

まず水谷勝隆支配に独自の法度のうち最も年代が古いNo. 2の「定」は次のとおりである。

史料3

定

- (1) 一百姓并牛馬少成共遣申間敷事
- (2) 一百姓前^ろ何^こニ而も請申間敷事
- (3) 一百姓等ニ依怙最^こ賈^こ仕間敷事
- (4) 一万手代之者計ニ万事申付間敷候、我々直ニ可申付事
- (5) 一村々之取上候而よき村、さぬ候而よき村を連々見及次第有様ニ可申上候、其外御為ニ罷成義候ハ、早々可申上候事
- (6) 一自然欠落之百姓候ハ、急度在所を尋可申上候、尤家田地ちり不申様ニ堅可申付候事
- (7) 一村々ニおゐて、はくち・ほうひき・かるた堅停止并牢人欠落者宿を仕申間敷事
- (8) 一道路橋を可申付事
- (9) 一代官上下之賄之事、菜汁にても其外さいぞついハしにても何にても振舞請申間敷事、但^レ商人ニ付式人ふち宛之分御年貢ニ合可申事

(10) 一手代之事五千石^ろ上ハ式人下ハ^レ商人たるべく候、其外小者^レ商人・中間^レ商人可召連候付、切米取ハ小者^レ商人たるべく候、此人数之外召連候ハ、曲事たるべく候、自然手代之者又ハ内者かさつにてふて事なと何にても誤之儀候ハ、主人之科ニ可申付事

(11) 一升目上下無之やうにろくニ取可申候、米之儀なるほと念を入可申事

但定之通書付村々庄や共ニうつさせ可申候

寛永拾六年

卯ノ十月廿七日 内蔵助^印

庄屋

惣兵衛殿

これは寛永十六年十月二十七日に内蔵助が乙島村庄屋惣兵衛に宛てて他の村々庄屋に写させるよう命じたもので、内容は百姓や村への対応に関すること(1)~(3)、(6)~(8)、領主への上申に関すること(4)~(5)、役人への対応に関すること(9)~(10)、升目や米の扱いに関すること(11)に分けられる。庄屋が百姓を使役しないこと(1)、庄屋が百姓から何も受け取らないこと(2)、庄屋が百

姓に依怙最肩をしないこと(3)を定めた条文からは、この時期には庄屋と百姓の關係が問題になっていたことがうかがえる。また、代官への賄いを禁止した(9)からは、代官と庄屋の癒着を警戒する意図がうかがえる。さらに、召し連れる手代・小者・中間の人数制限を伝える(10)からは、庄屋に役人を監視させていることがうかがえる。

次にNo.4の「御法度条々」は次のとおりである。

史料 4

御法度条々

浅口郡乙島村

- (1) 一諸公事我等依怙之儀候ハ、御目安ニ而も可申上候、少も氣遣仕間敷候、同代官猶以下代非分之義候ハ、則時ニ御目安を以可申上候、其節延引仕切目を以申上候ハ、代官同下代方へ有遺恨つくり事ニ可成事

- (2) 一庄屋ニ候として小百姓共ニむさといたし候事申懸候ハ、可為曲事候、又庄屋をそねみ一列仕、庄屋へ取懸候ハ、是又可為曲事候、申分候ハ、当人右同断参候而我等可申候事

- (3) 一公事申上候事ハ二月・六月・十月右三ヶ月ニ諸公事落居之所可被仰付候、其度毎ニ跡々少々出入も

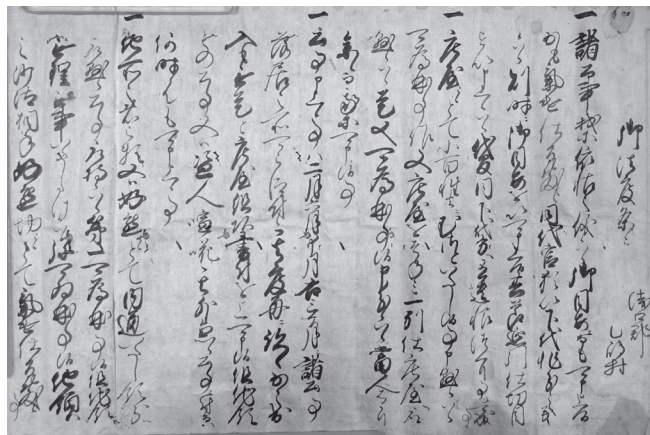


写真1 御法度条々(冒頭部分)

無是と庄屋組頭書付を上可申候、但他領との公事
又ハ盗人・喧嘩其外急々公事ニ付而ハ何時ニても
可申上候事

(4) 一他所之者被頼、又ハ好懇ニ候とて内通いたし領分

ヘ取懸候公事取持候ハ、第一可為曲事候、但他領無理公事いたしかけ候ハ、弥可為曲事候、他領之沙汰相手好懇切ニ候とて氣遣仕間敷候事

(5) 一科錢ハ無理公事取懸候ハ、銀壹枚相定御沙汰之落居之上可申付候、迷惑さのあまり御目安を以我等申候とて取懸候ニハ成間敷候事

(6) 一村々ニ懸落もの拘置申間敷候、若猶相背者庄屋郷中ヘ曲事ニ可被仰付事

(7) 一惣別いたつら者郷中ヘ出入いたさせましく候事
右条々弥郡奉行衆可被申渡候

寛永拾七年辰ノ 田母神十太夫（花押）

二月十一日

小島 奎助（花押）

庄屋宗兵衛との

百性中

この史料は、寛永十七年二月十一日に田母神十太夫と小島奎助が乙島村庄屋宗兵衛と百姓中に宛てたものである。田母神と小島については、(1)や「右条々弥郡奉行衆

可被申渡候」とあることから、郡奉行・代官よりも上の立場の重臣クラスであることが推定される。⁽²⁶⁾ 内容は、田母神・小島等の裁判で依怙鬚眉があつたり、代官・下代に非分があつたりすれば即時に目安状を以て申告すること、その時延引し、区切りの時に申告したら作りごととみなすこと(1)、庄屋と小百姓は相互に相手に対して節度を持つこと(2)、訴訟提起は二月・六月・十二月の三ヶ月に決まりがつくようにすること(3)、他所の者に頼まれて内通し成羽藩領に提起される訴訟を仲介することは不正であること(4)、無理な訴訟を提起すれば、裁判が終結したうえで罰金を課すこと(5)、村々に出奔した者を抱え置かないこと(6)、いたずら者を郷中へ出入させないこと(7)、を規定している。この「御法度条々」は、訴訟や裁判に重点が置かれており、田母神と小島はそれらを担当する重臣と考えられる。

次にNo 5の「掟」は次のとおりである。

史料5

掟

(1) 一御郡奉行・御代官・山奉行・河よけ奉行・其外万之奉行かさつ成儀、又自分ニて人馬をかり候かつ

かひ候か惣別私之作法有之付而ハ、急度書付を以
内蔵助所迄申聞候様子ニと 御意候事

(2)

一 知行取其外切米取之侍衆・御鷹匠衆・御足輕衆、
主人ハ不及申、又若党、又小者ニ至迄、村々にお
ゐてかさつ成事、少も我ま、成様子候ハ、おさ
人急度内蔵助所迄可申聞候、もしおさ人ひか事を
承候ハ、名を顯早々可申上候、内蔵助不有合時
者、年寄共へ可申旨 御意候事

(3)

二 御中間・御ゑさし・御代官之手代、其外諸役人之
手代つかひあるきの時、私ニ人馬をつかひ又かり
候事も候ハ、是も急度右之通可申聞候、付め
しにかきらす何ニても食物其あての代物取らすハ
くはセ申聞敷候、但無之物も無理ニめしをたき候
へ、酒をくれ候へ、代物は可出と申者ハ可為曲事
候ま、是も右之通可申聞由 御意候、惣別侍・
中間ニ不限、奉公人在郷ニとまり候事可為曲事由
御意候、但御用有而とまり申候者か又儘用所有而
とまり候証拠人其村ニ於有之者とめ可申事

右条々小百姓ニ至迄儘申渡、此旨可被相守候、
若依怙ニて不申候か、氣遣いたし不申上候てわ

き方以来 御耳ニ立候ハ、組頭・同五人組頭共
ニ曲事ニ可被仰付候、仍為後日如件

寛永十七年辰六月朔日 内蔵助印

乙島村庄屋

惣兵衛殿参

この史料は、寛永十七年六月一日に内蔵助が乙島村庄
屋惣兵衛に宛てたものである。内容は郡奉行・代官・山
奉行などに粗暴あるいは我儘な様子があれば内蔵助へ申
し出ること(①)、侍衆・鷹匠衆・足輕衆の村々での粗
暴あるいは我儘な様子があれば、内蔵助へ申し出ること
(②)、諸役人の手代が用事を足すために目的の場所へ向
かうとき、私的に人馬を使ったり無理に食物や酒を要求
したりすることがあれば申し出ること、奉公人が在郷に
泊ることは不正なことであること(③)、を規定している。
そしてこれらのことを小百姓にまで言い渡し、守ることを
命じている。総じて諸役人やその手代の行動を村に監
視させることによって諸役人と村との癒着を防止し、内
蔵助が諸役人を統制しようとする意図がうかがえる。

次に、水谷勝隆が成羽城主から松山城主に移った後最

初に出されたNo.7の「条々」は次のとおりである。

史料6

条々

乙島村

- (1) 一吉利支丹実正成者ハ不及申ニ、少もふしんニ存者候ハ、早々可申上候事、若脇方達 御耳候ハ、村中不殘曲事ニ可被 仰付候
- (2) ☐ ☐落者片時之宿も仕間敷事、付牢人之義もん者親類存たる者ニ候とも代官ニ不申理して宿仕間敷事
- (3) 一惣別博奕・ほうひき・かるた以下之金銀米錢☐負仕間敷事、付いたつら者村中へ出入致させ間敷事
- (4) 一庄屋・小百姓共ニ非義申かけ候か、又小百姓共庄屋をかしめ一列仕、庄屋申付候義を承引不仕候ハ、何も依其品ニ可被 仰付事
- (5) 一何事ニ不依頭百姓ニ者依怙いたし小百姓かしめ、た、すみかね申様ニ仕間敷候、忝人宛も百姓多く成申様ニ可仕事
- (6) 一代官之不随下知ニ其外对奉公人慮外成佐法有之者急度可被 仰付事
- (7) 一御郡奉行・御代官其外諸奉行・鷹師・鳥見之者・ゑさし・代官之手代、又若たうニ至まで惣別人馬

を借遣候か、私之佐法就有之者、急度書付を以内藏助所迄可申候、付何ニても食物之義飯ニかきらす其あての代物取らすハくはせ申間敷候、但無之者ハ無理ニ飯をたき候へ、酒をくれ候へ、代物は全而可出と申者ハ可為曲事候間、是も如右之内藏助所へ書付ニて可申事、付目安を上申者を留申者有之者、可為曲事

- (8) 一奉公人在郷ニ泊候事可為曲事候、但有御用泊候か又無余義用所有之泊候証拠人其村ニ於有之者、留可申事、付往還之旅人宿之義一夜不苦事
- (9) 一何事ニ不限内藏助か伊織・金弥手形無之して申者ハ偽事ニ候間、其心得可仕事

- (10) 一いかやう之義とも一たう仕申上候義於有之者、縦被成御宥免義も曲事ニ可被 仰付候、申上度子細有之者、不相催其面々罷出可申上候、かりそめ之義も結徒党候ハ、曲事ニ可被 仰付事

- (11) 一山野田畠境目等相論之時、弓・鉄砲・刀・脇指・長刀持出申間敷事

右条々小百姓等ニ至迄慥ニ申渡、此旨可相守候、若依怙ニて不申上候か、氣遣いたし不申候て脇方以来

達 御耳候ハ、当人ハ不及申ニ庄屋・与頭・五人
与曲事ニ可被 仰付者也、仍如件

寛永式拾末年二月十日 内蔵助⁽⁹⁾

惣兵衛との

并二百姓中

この史料は、寛永二十年（一六四三）二月十日に内蔵助が乙島村庄屋宗兵衛と百姓中に宛てたものである。内容は、吉利支丹の報告⁽¹⁾、出奔した者や牢人には宿を提供しないこと⁽²⁾、博奕の禁止⁽³⁾、庄屋と小百姓は相互に相手に対して節度を持つこと⁽⁴⁾、小百姓を軽んじないこと⁽⁵⁾、代官の下知に随わなかったり、奉公人に不埒な振る舞いがあつたりする者は咎められること⁽⁶⁾、郡奉行・代官・諸奉行・鷹師・鳥見の者、餌差・手代・若党まで人馬を在方から借りるか、私的な振る舞いがある者は、書付をもって申し出ること、食物は代物を取らずに食べさせないこと、無理に飯や酒を要求する者は書付をもって申し出ること⁽⁷⁾、奉公人が在郷に泊まることは禁止⁽⁸⁾、何事に限らず内蔵助が伊織・

金弥の手形なしに言うものは偽事と心得ること⁽⁹⁾、どんなことでも集団で訴えることはたとえ許されても違法行為であること⁽¹⁰⁾、境目相論のとき、弓・鉄砲・刀・脇差・長刀を持ち出さないこと⁽¹¹⁾、を規定している。そしてこれらのことを小百姓にまで言い渡し、守ることを命じている。総じて在地の秩序の維持と諸役人の統制を意図しているといえる。⁽¹²⁾

寛永二十年二月十一日には田母神十太夫と小島奎助が「御法度条々」を発した（No. 8）。内容はNo. 4のうち(1)(3)(4)(5)を改めて規定したものである。

慶安四年（一六五二）四月十五日、内蔵助は乙島左平次と百姓中に「条々」を発した（No. 13）。寛永二十年のNo. 7の「条々」は一条であるが、No. 13は二三条に増加している。二三条を①～②③とすると、①～④、⑥～⑫はNo. 7の条文とほぼ同じである。新しく加わった条文の内容は、庄屋を憎み偽事をこしらえる百姓は処罰する⁽⁵⁾、蔵米は手形で売買しないこと⁽¹³⁾、家中の下々の切米のうち年貢に指次ぎ蔵入れることは可能である⁽¹⁴⁾、村々の免割などは庄屋・組頭だけでせず、代官の前で割り付けること⁽¹⁵⁾、庄屋・保頭の手作分はその村の百

姓一人につき年中に二人役だけ助ける(16)、欠落失人の跡の田地は代官・庄屋・組頭相談のうえ律儀な百姓に渡すこと(17)、惣作の田地も代官・庄屋・組頭相談のうえ割り付ける(18)、庄屋は村中から音信を受けないこと(19)、江戸夫の切米に催合(援助)を出すことは禁止(20)、庄屋は自分の用事で行くときは村の人馬を使わないこと(21)、何のものでも庄屋が値段安押し買いたないこと(22)、生業のないものがあれば申告すること(23)である。そしてこれらのことを小百姓にまで言い渡し、守ることを命じている。寛永二十年のものから庄屋と村の百姓の関係についての規制が大幅に増加したことが分かる。

最後にNo.14の「法度」は次のとおりである。

史料7

法度

- (1) 一他所より之鷹師・餌指一切入申間敷候、但通懸之ものハ人を付、村中にて何鳥ニ而も取不申候様ニ仕、次之村へ送其旨可申渡事
(虫損)
(2) 一何者ニよらず鉄砲・網・もち□□□かくし鳥を取申者見合次第可申上候、御ほうひ可被下旨被仰

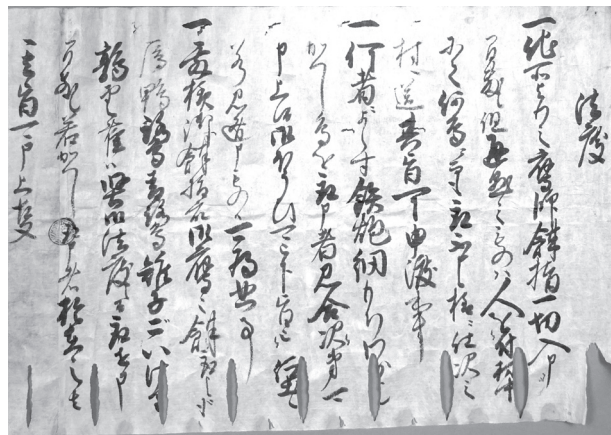


写真2 法度 (冒頭部分)

- 出候、若見遁申ものハ可為曲事候
(3) 一殿様御餌指衆御鷹之餌取申ニも雁・鴨・鶯・青鷺・雉子・ごい□□・鶉・雲雀ハ堅御法度ニ而取せ申間敷候、若かくし取申者於在之者、其旨可申上事
(4) 一御留山之鹿打申事不及申何ニ而も殺生如跡々之御

法度ニ而猪・大かめ打可申事

(5) 一網にて魚を取、川狩仕候事右同前之事

右条々村中へ不残申渡、此旨可相守者也

承応三年午正月日 内蔵助印

乙島村左平次殿

この史料は、承応三年（一六五四）に内蔵助が乙島村佐平次に宛てたものである。内容は、他所からの鷹師・餌取は一切入れないこと、通りがかりの者は村中で鳥を捕らないようにすること（①）、鉄砲・網などを隠し鳥を捕る者は見つけ次第注進すること（②）、殿様の餌指衆は鷹の餌を捕るにも雁・鴨・鷺・青鷺・雉子・鶉・雲雀等は捕らせないこと（③）、留山の鹿を狩猟すること（④）はいうまでもなく、殺生は前々のように禁止で、猪・大かめ（狼）は狩猟してよい（④）、網で魚を捕り川狩りすることは禁止（⑤）、を規定している。そしてこれらのことを村中へ申し渡し、守らせることを命じている。この史料から、乙島村では鳥を捕ることが禁止され、密猟の監視が命じられていること、藩主の餌指衆が鷹の餌を

捕るときも雁・鴨・鷺・青鷺・雉子・鶉・雲雀等は捕らせないこと、留山での狩猟は猪と狼を除いて禁止であることが分かる。このことは乙島村が鷹場であったことを意味すると考えられる。

おわりに

本稿では、新しく発見された守屋家文書のうち、水谷勝隆支配時代の法度などを採り上げ、松山藩水谷氏支配下において乙島村が担わされていた負担の特徴、在地支配の役職、領主側からみた在地支配上の課題について検討してきた。本稿で明らかにできた点は次のとおりである。

① 乙島村は内海島嶼という地理的特性を帯びていたため、食用となる海岸の植物（浜防風）や海藻（浜松）、きのこ（松露、貝（かき）を松山藩へ調達する負担を担っていた。また、乙島村は鳥を捕ることが禁止された鷹場であり、留山もあった。

② 成羽藩・松山藩水谷勝隆支配の在地支配の役職としては、法度により確認できた範囲では、寛永期には重臣クラスの内蔵助・伊織・金弥・田母神十太夫・小島全

助のほか、郡奉行、代官、山奉行・川除奉行などの諸奉行が存在する。その中でも田母神と小島は訴訟や裁判を担当していたこともうかがえる。代官としては伊藤三右衛門・野沢内記の名が確認できる。²⁸⁾鷹狩に関する役職としては、鷹師・鳥見の者、餌差が確認できる。

③ 領主側からみた在地支配上の課題としては、庄屋と百姓の関係がさまざまな問題を含んでいることがうかがえる。また、諸役人やその手代の行動を庄屋や村に監視させることによって諸役人と村との癒着を防止し、諸役人を統制しようとする意図がうかがえる。

本稿では守屋家文書のうち法度などを読み込み、そこから水谷氏の浅口郡支配のいくつかの側面を検討しにすぎない。今後は守屋家文書の幅広い分析によりさまざまな角度から水谷氏の浅口郡支配の実態が明らかにされることを期待し擲筆する。

註

(1) 『新修倉敷市史 第三卷』(倉敷市、二〇〇〇年)、『増補版 高梁市史 上巻』(高梁市、二〇〇四年)ともに、水谷氏の浅口郡支配の具体的な実態にはほとんど触れられていない。

(2) 守屋家文書については、山本太郎「倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書」『倉敷の歴史』第二十五号で紹介したが、その後守屋家で倉の中から新たに文書が発見され、平成二十七年(二十八)年に倉敷市へ寄附された。

(3) 岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫T1、30。

(4) 「浅口郡乙島村指出」(『新修倉敷市史 第九卷』(倉敷市、一九九四年) 近世編九号)。

(5) 『新修倉敷市史 第三卷』(倉敷市、二〇〇〇年) 六三八頁。

(6) 『新訂 寛政重修諸家譜 第七』(続群書類従完成会、一九六五年) 二五〇頁。

(7) 『新訂 寛政重修諸家譜 第十四』(続群書類従完成会、一九六五年) 一二一―一二三頁。「浅口郡乙島村指出」『新修倉敷市史 第九卷』(倉敷市、一九九四年) 近世編九号。『新修倉敷市史 第九卷』一三八頁など。

(8) 守屋家については、山本太郎「倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書」で触れた。

(9) 倉敷市所蔵守屋家文書別2・7・5。

(10) 倉敷市所蔵守屋家文書別2・9・1・4。免目録は、その年の納租額を明細に記して、領主から村方へ交付する文書である。

(11) 原田誠司「近世前期の村落と役家―備中国浅口郡乙島村の事例―」(『近世瀬戸内農村の研究』溪水社、一九八八年)は寛永十六年の免目録を例にこの点を指摘している。寛永二十一年(二六四四)の児島郡粒江村の免目録(倉敷市所蔵粒江村文書36)も正保三年(一六四六)の窪屋郡倉敷村の免目録(倉敷市所蔵小野家文書10・1・1)も、庄屋の個人名も尊称も脇付けも記されていない。

(12) 原田誠司註11前掲論文。庄屋守屋家が小百姓から掣肘される

側面としては、例えば寛永十九年（一六四二）の庄屋惣兵衛と惣百姓との間の出入の済口証文では、庄屋が偽りをいつたときは、公儀へ上申することが記されている（倉敷市所蔵守屋家文書別2・7・2・12）。

- (13) 『新訂 寛政重修諸家譜 第五』（統群書類従完成会、一九六四年）七〇頁。『新訂 寛政重修諸家譜 第十四』（統群書類従完成会、一九六五年）一一九―一二二頁。『水谷左京亮公二百五十年祭記』（倉敷市所蔵守屋家文書F・6・8・2）。『水谷左京亮勝宗公三百年祭記』（水谷左京亮公三百年祭奉賛会、一九八八年）。

- (14) 倉敷市所蔵守屋家文書別2・75・4。

- (15) 「水谷史」『岡山県史 第二十六巻 諸藩文書』（岡山県、一九八三年）五二〇頁。

- (16) 同前五二三頁。

- (17) 倉敷市所蔵守屋家文書別2・40・4。

- (18) 倉敷市所蔵守屋家文書別2・59・9。

- (19) この書状を受けて、乙島村十左衛門は、乙島村には松露が少ないので、浅口郡他村へ松露の有無を問い合わせる書状を三月八日夜に早速送っている（別2・40・9）。こうした「ほうふ」「せうろ」「浜松」を村が松山藩の台所へ調達することに対する反対給付があつたかどうかは現在のところ未詳である。

- (20) 近世の「法度」には、①成文法、②禁令・禁止、③処罰・刑の意味がある（『岩波日本史辞典』岩波書店、一九九九年）が、ここでは主として①の意味で使っている。

- (21) 倉敷市所蔵守屋家文書別2・42。なお、法度類を一括したものはこれだけではなく、「古来々被仰出御法度書類并請書連印物共 昌勝集ル」という下げ札がついた括りがある（倉敷市所

蔵守屋家文書別2・67）。この括りは水谷氏支配の時代の文書もあるが、村からの請書が中心であるため本稿では分析対象になかった。

- (22) 寛永年間の水谷氏の当主勝隆は出羽守ではなく伊勢守であり、玉島藩の証拠書類もこの包紙の中にはないので、この表書は内容と完全に一致するわけではない。

- (23) 「水谷史」『岡山県史 第二十六巻 諸藩文書』（岡山県、一九八三年）五二八頁。

- (24) 『新訂 寛政重修諸家譜 第十四』（統群書類従完成会、一九六五年）一二二頁。

- (25) 高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』（岩波書店、一九七七年）一六一頁。

- (26) この二人の子孫かどうか分らないが、「水谷史」には内山下に屋敷がある家臣のうち田母神重左衛門（一六〇〇石）・小島半介（四〇〇石）の名が見える（『岡山県史 第二十六巻 諸藩文書』（岡山県、一九八三年）五二八頁）。

- (27) 乙島村組頭と百姓は寛永二十年に村定を遵守することを定めた文書を庄屋宛に差し出した（定兼学「寛永廿年（一六四三）の乙島村の掟（おきて）」玉島乙島守屋家文書調査報告会1資料、二〇一八年）。法度と村の掟との関係も今後の検討課題である。

- (28) 表2のNo11。伊藤三右衛門が郡奉行に就任するとき宗兵衛が九年母三〇と鴨一羽を祝儀に進上している（倉敷市所蔵守屋家文書別2・62・6）。

（やまもと たろう 倉敷市総務局総務部副参事）

寛保・延享期乙島村の庄屋継嗣問題と村落

定 兼 学

はじめに

庄屋文書を所蔵している家の調査に行くと、「代々庄屋をしていた」家が多い。だからといって、庄屋が世襲制度となっていたわけではない。世襲は結果であって、庄屋は村人の同意を経て、それを領主に認められて決まる場合が多いと考えている。⁽¹⁾

備中国浅口郡乙島村では、守屋家が村を開発した家であり、近世初期から庄屋を世襲しているが、やはりそれも結果であり、領主や村人の合意のうえで成り立った。それを立証するため、玉島乙島守屋家文書調査報告会¹では近世前期の状況をみることにして「寛永二十年（二六四三）の乙島村の掟」を考えた。調査報告会²では近世中期をみることにした。山本太郎氏の史料群紹介に

よれば、一八世紀乙島村で庄屋をめぐる問題があった。その説明の典拠資料が「乙島庄屋断絶悶着依頼一件」(史料番号D-65、以下ここに記述する記号は史料番号である)である。山本氏は、守屋家本家が庄屋を切れ目なく勤めたのではなく、分家や他の家が勤めることもあったと述べる。そこでこのあたりの事情がわかる史料にあたってみようと思ひ立ったのである。⁽³⁾

一 村人に擁立された千右衛門

倉敷市歴史資料整備室が作成した倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書の目録カードから、山本氏が指摘した村内情勢の背景と思しきものを探ると、寛保四年（一七四四）二月の「乙島村大小百姓御請合申一札之事」(G-3-2)が目についた。次の史料¹である。

【史料1】G-3-2

乙島村大小百姓御請合申一札之事

一 ①庄屋佐平治殿此度退役被致候様ニ大小百姓御公儀様江御願申上候ニ付、②跡役之義村中立会相談致候所千右衛門殿相勤被下候様ニ大小百姓水吞迄宜儀ニ一同致候、尤大切成ル御役儀ニ有之候故、得と相談致候処、何分千右衛門殿被相勤百姓為ニ宜旨相談相極り候故、此段③私共より仙（千）右衛門江申入、御得心ニ候故、跡役願之儀相定り候、尤千右衛門殿掛り合有之、家督分料末名前ニ相成り不申候而ハ、御公儀様江御願申上候而も庄屋御役儀御聞届ケ無御座候ハ、家督相極り候迄ハ村方御用之儀者年寄中立会相勤被申候様ニ御願申上、④家督相定り候ハ、庄屋御役儀早速千右衛門殿江被仰付被為下候様ニ、惣百姓連判ヲ以御公儀様江御願可申上候、自今以後別心之者無御座候、此後何れより庄屋役相届御公儀様江御願申候共、外方之支配堅請申間敷候、後日ニ若相違之儀も有之候ハ、此書付を以御公儀様江御願可被成候、其時違乱申者無御座候、右之通村中立会堅申

合置候得共、猶又為後証文惣百姓代私共連判致御請

合申所如件

寛保四年子二月

弥次兵衛 印

和兵衛 印

（以下百姓連印 77人略）

ここでは、①庄屋佐平治の退役を大小百姓が公儀に願ひ出、②後任には村中で相談したところ千右衛門が勤めるよう大小百姓水吞まで「一同」した。③そのことを千右衛門に伝え、本人は「得心」したのだが、千右衛門は「家督」のことで「掛り合」があるので庄屋の役儀を受けられない状況であった。そこで④家督が千右衛門に定まり次第庄屋の役儀を命じてくれるよう村中の惣百姓が申し合わせ、連判して公儀に請願している。

佐平治が庄屋を退役したのが延享三年（一七四六）であるからその二年前から紛糾していたことがわかる。山本氏が紹介した「百姓と出入り」ができたのはこのことであるが、ここに見える千右衛門とは何者なのだろうか。そこで前後の時期の史料を調べると、次の史料2に出会った。この史料は寛保二年（一七四二）に佐平治が

倉敷代官に提出したものである。

【史料2】別2—33—1—12—11

乍恐口上覚

① 一私共本家之儀、是迄三百余年相つゞき候段申伝候、庄屋役共ニ是迄不絶相勤来り、村中ニ而外ニ庄屋役仕候家筋無御座候、尤先年兩度火難有之、其節諸帳面・旧記類共焼失仕候由申伝候、但し式百年及び已来之書物等ハ所持仕候、就中百年以前当国松山先々御城主 水野谷伊勢守様方出羽守様迄御三代之内浅口郡ニ而所々御新開被為成候節、私先祖之者御普請方ニ出情仕并御新田御成箇等早ク御附被遊候様ニ地普請等工面宜仕、百姓之勝手筋ニも被成候由、奇特ニ被 思召上御褒美なと頂戴仕候、其上村始り方御役儀打続相勤、下々ニ者目出度者と難有蒙御意、年始 御目見など被為 仰付候

② 一私共親十左衛門義宝永二年酉四月五十二才ニ而病死仕候、其節母五十才、兄千右衛門廿六才、二男伝次郎十三才、三男私八才、其外女兄弟四人有之候所、式人ハ千右衛門世話ニ而仕付申候、式人ハ伝次郎世

話ニ而仕付申候、尤親十左衛門方男兄弟三人之者ニ分地等之義も不申置相果申候

③ 一惣領千右衛門義外様ニ而妾腹ニ男子出生仕、其節母江相願、何とそ家内へ入そだてさせ呉候様ニ申ニ付、母申候ハ、対面も不致候女、殊ニ何国いか様成筋目之者共不相知女之腹ニ出生之子ニ候間、惣領ニ相立候様相成候而者是迄数百年代々縁喜等相改候甲斐も無之儀ニ候間、不被成由申候処、生長之後ハ奉公ニ出し候共、又者兄弟共家頼ニ成共、召仕候様ニ可致と申之ニ付、母義も得心仕、出生之後生れ子計ニ家内へ入申候、正徳二辰年七月十四日夜之儀ニ御座候、則名辰之介と申候、其節兄弟三人分地も不仕一緒ニもミ合罷有候、其時分当国板倉宿へ出店致し酒造仕候、且又浅口郡阿賀崎村ニも出店普請仕、酒造仕候、両所之店ニ而年々損失仕、兄千右衛門代ニ有銀不殘なく成申候、板倉之出店ハ二、三ヶ年ニ而引取申候、千右衛門義正徳五未年三月六日ニ病死仕候、此時世倅辰之介四才ニ罷成候、二男伝次郎廿三才ニ罷成万事引請、庄屋役被為仰付、玉島村伯父又太夫後見仕候、私義其節十八才ニ罷成、同年五月十六日

方阿賀崎村出店川崎屋へ罷越酒造仕候

(中略)

④
一乙島村之儀惣而先年より惣領ニ本家を継せ候義者無御座候、子共幾人有之候而も末子ニ本家を継せ候事古来方之村法ニ而御座候、只今乙島村家数四百軒も可有御座、然其本家を惣領之子ニ継せ候百姓ハ壹軒も無御座候、尤末子不具ニ生付、得継不申義も御座候得者、其次之子ニ継せ申儀も可有御座哉、兎角惣領より外へ仕分ケ申儀ニ御座候、此段御吟味之上ハ分明ニ相知申御事ニ御座候、尤乙島村ニ不限当国之風俗ニ御座候

右之通奉書上候所、相違無御座候、尤伝次郎手前近年世話仕置候勘定、委細ニ者いまた仕立不申候得共、右書面之通ニ御座候間、少も紛敷義ハ無御座候、以上

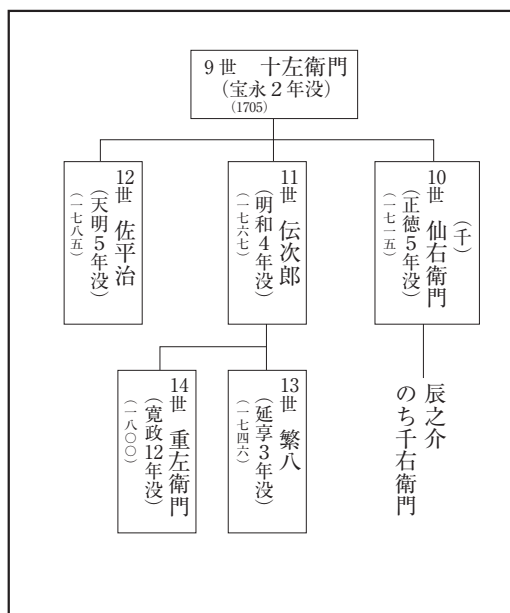
(一七四二)
寛保二年戊十月十八日

備中国浅口郡乙島村庄屋 佐平治

千種清右衛門 様

御 役 所

この史料と前掲山本氏解説から改めて関係者の略系図を示すと次のとおりである。



守屋家略系図

この史料においては、佐平治は、①では守屋家本家が庄屋の役儀を代々勤めていること、②では佐平治の父十左衛門が、仙右衛門、伝次郎、佐平治の三人の相続のことも決めないまま死んだこと、③では佐平治の長兄仙右衛門には妾腹の男子辰之介がいたこと、長兄死去後は次

兄伝次郎が庄屋を継いだこと、その年佐平治は阿賀崎村の出店川崎屋で酒造をした、(中略)を経て、④で乙島は末子相統が「村法」さらには「当国之風俗」であると述べ、庄屋を勤める正当性を主張している。

なお、(中略)部分では享保八年(一七三四)に守屋家の株分けをしており、佐平治が阿賀崎村六〇石、伝次郎が乙島村一〇〇石余と玉島村新田七〇石余であったが、伝次郎家は次第に逼塞していること、辰之介は千右衛門と変名したこと、伝次郎が病気になって庄屋を勤められなくなったこと、佐平治は乙島に田地を所持していないが伝次郎跡に入れ替わって勤めていることなどを述べている。

二 千右衛門を拒否した理由

何故右のような主張したのか、それは次の史料3からわかる。

【史料3】 別2—33—1—6—7

以書付奉申上候御事

一私共本家之義ニ付、甥千右衛門方段々訴仕、依

之私并一族之者迄度々被為召出、御吟味ニ御座候
処、一族共取暖内済ニ仕度旨奉願候処、被為御聞
届御下ケ被下候得共、千右衛門義理不尽ニ申之、
一族共へも一向出会不申嗽訴仕、御苦勞之段恐多
奉存候、依之右本家伝次郎方へ明戻シ可申と奉存
候、然上者御憐愍之上双方難儀不仕候様、御慈悲
を以宜被為 仰付可被下候様、奉願上候、尤私義
外ニ居宅相調候迄ハ明ケ申儀も難仕候間、来春夏
迄之内相調次第早速明渡シ候様仕度奉存候、乍恐
右願之通被 仰付可被為下候ハ、難有可奉存候、
以上
(二七四二)

戊 十月

備中国浅口郡乙島村庄屋 佐平治

千種清右衛門様

御 役 所

右書付寛保二年戊十月十九日ニ御元メ新井権蔵様へ

倉敷御本陣庄屋又兵衛所ニ而別紙委細帳面ニ相添差

上申候

ここで佐平治が甥の千右衛門から訴えられていたこと

がわかる。一族で話し合つて内済にするつもりであつたが千右衛門が「噉訴」してきた。そこで佐平治は来春までには乙島村に家を建てて「明渡」すつもりであると述べる。これは、佐平治は乙島村に居宅を持たず、伝次郎宅に来て庄屋業務をしていたことを村人が問題にした反論であらう。

千右衛門の訴えに対する反論は、伝次郎の倅繁八もしている。それが次の史料4である。

【史料4】別2—33—1—12—1

口上覚

一此度千右衛門奉願上候者、私親伝次郎所持仕候皆敷請取、伝次郎妻子共千右衛門養可申旨奉願上候由以外之儀ニ御座候、伝次郎身上不如意ニ罷成候儀、専千右衛門不行跡故ニ御座候、只今所持仕候家督ニ而年々渡世ニ足り不申候へ共、是迄ハ佐平治世話ヲ以漸渡世仕居申候、千右衛門儀本家ヲ相続可仕訳も御座候ハ、九年以前佐平治引越時分可申出筈ニ御座候得共、其節ハ奉公ニ出可申由ニ而岡山辺へ稼ニ罷越候儀ニ御座候、親伝次郎無怔之病氣ニ罷成候ニ

付、千右衛門方様々御願之筋申上候得共、元来千右衛門儀ハ庭腹之子ニ有之候而、私共祖母存生之節も本家継せ候様成そだてニ而ハ無御座候、然共御上江段々奉懸御苦劳候御事、恐多奉存候故、此上者私共兄弟四人御座候間、宜割合を以落着被仰付可被為下候様ニ奉願上候、千右衛門儀四才之歳より伝次郎養立候者ニ御座候間、親分之伝次郎大勢之内難儀仕候様ニ分地等之儀御願可申上筋も無御座候、惣而分地之儀ハ親隠居預り壹株入添割賦仕候儀、当国一流之儀ニ御座候間、此等之儀被為遂聞召、御慈悲を以双方難儀不仕様御裁許奉願上候、以上
(七四) 戊 十月 浅口郡乙島村伝次郎世倅 繁八
千種清右衛門様
御役所

繁八は、佐平治が庄屋になったとき千右衛門はすでに岡山辺に奉公に出ていた。そもそも千右衛門は「庭腹之子」で家を継がせるつもりで育てていない。その父死後は繁八の父伝次郎が育てた。分地は親が隠居した株をわけるのが「当国一流」だから千右衛門はそれに該当しな

い、と述べている。

翌寛保三年十二月、佐平治は乙島村に居宅を作つて住む。そのことがわかるのが、次の史料5である。

【史料5】別2—33—1—12—4

乍恐書付を以奉申上候

一 浅口郡乙島村庄屋佐平治、先達而奉願候通、居村之内ニ家普請出来仕候ニ付、去ル寅暮兄伝次郎方預り申候本家之義、伝次郎病氣ニ罷有候間、同人世倅繁八江当月廿一日ニ明渡し申候、尤伝次郎諸方借銀并年々諸入用等立替置候分、来子春迄勘定仕立申筈ニ相对仕申候、佐平治義同日新宅江引移り申候間、右為御注進、乍恐連印書付奉差上候、以上
(七四三)
寛保三年亥十二月 浅口郡乙島村庄屋 佐平治

同村伝次郎代世倅 繁八

千種清右衛門様

御役所

佐平治が乙島村に家建てたので、伝次郎から預かっていた家は十二月二十一日繁八に渡した。史料3でいう

佐平治が家を明け渡した相手は千右衛門ではなく繁八であり、千右衛門は相手にしていないことがわかる。

三 村方騒動はじまる

佐平治らは守屋家内の問題と認識して反論したのであった。しかし、そもそも史料1は村人が問題を提起したのであった。それは何であつたのか。ここでは、それを示唆することが次の「日記」から読み取れる。紙幅が限られているので、一部を抄録して紹介する。

【史料6】別7—34

「忝番 子春万覚留日記 延享元年」(抄録)
(七四四)

一文太郎、孫太夫式人之者、村中へ昼夜相廻り庄屋一族中より此度佐平治役儀御召上之願申上候間、連判ニ入申呉と一族之者より相頼候様ニ申廻り候由

一 右二人一族老分之者へ相廻り申ニハ、村方より佐平治役儀追上ケ甥千右衛門へ庄屋致せ申筈ニ相極、拙者共へ無頼相頼、各中連判ニ入被申候様ニと達々相頼儀ニ候間、連判致呉と去冬より当子ノ正月中兩人相廻

り候義も慥ニ承之候

一 千右衛門義、正月初頃市太夫・弥次兵衛へ度々参、村方此度相頼候連判ニ入申呉と相頼候得共、右之者共承知不致候ニ付、殊之外立腹致し、其後ハ一族内へ千右衛門義出入も不致由（中略）

一 二月十七日、与三左衛門参申ニハ、村内ハ千右衛門へ庄屋ヲ致せ可申と約束之証文相認渡之候段承候、（中略）去冬方之村中騒動事、二月十三日ニ成百姓出訴之時ニ至、右之届申程之心底ニ有之（中略）

一 同日、晩暮過ニ式百十七人口書連判取之由（中略）

一 右免割一件之義ニ差出候連判ニ水吞百姓廿人計相加り難渋致候事（中略）

一 正月廿日頃村中旦那寺円乘院、村方騒動之儀ニ付年寄与三左衛門方へ内談ニ被參候由之事

但円乘院与三左衛門へ被申候ハ、去冬方村之内いづみやぜう之百姓ハ庄屋之儀ニ付、切々村中寄合被致、御役所江被及出訴ニ候之由、追々承知致し候而氣之毒ニ存候（中略）

一 五月十九日倉敷御役所へ罷出候所、当三月十五日ニ百姓百九十七人連判願書ヲ以庄屋佐平治去ル寅方

十一ヶ年役儀被致候へ共、随心致候者無之、段々百姓困窮致し、今二三ヶ年も同人庄屋役相勤候ハ、惣百姓不殘及困窮ニ申候間、役儀御取上可被下、尤跡役之義ハ追而可奉願上由（中略）

一 八月四日、双方口書御取被成候、但百姓三十人之内清次郎義ハ病氣勝れ不申由ニ付不參、殘廿九人罷出、銘々歳付被成候而口書連印御取被成候

百姓口書、凡覺、乙島村庄屋佐平治義、十一ヶ年以前寅秋方庄屋役致し候所、何事も氣強ク、百姓ハいか様ニ難義致候而も、身勝手計致、其上是迄佐平治江順心致し候者無御座、今一三年も佐平治役儀相勤候得者、百姓ハ水吞同前ニ罷成候間、佐平治役儀御召放シ可被下旨、当二月百姓百九拾七人連印訴状差上候所、庄屋百姓不和之段何れニも様子可有之ヶ条書上可申旨被仰付候故、別紙ヶ条書差上候ニ付、則佐平治へ御渡し被成、佐平治方返答書差上候ニ付此度双方御吟味御座候、佐平治義何事も氣強百姓困窮ニ及ひ候段申上候処、佐平治方返答申上候ハ、私何事も氣強ク百姓困窮仕、今二三年も役儀相勤候ハ、悉水吞同前に罷成候段、百姓方申上候、此義私庄屋式之役分ニ而百姓困窮ニ及ひ候、

致方有之候哉難心得奉存候旨申上候ニ付、百姓共へ其
訳御尋ニ御座候故申上候ハ、乙島村之義兎哉角仕候百
姓ハ数無ク、小百姓勝ニ御座候而御年貢漸ク上納仕候
得者、夫食等不足ニ付、庄屋・頭百姓ハ難義之小百姓
ニ粟・稗等夫食少々、貸申候所庄屋佐平治へ取立百
姓ハ取かへ候分ハ得取不申、小百姓共へ家屋敷ニはな
れ難義仕候者多御座候段申上候得者相対ヲ以貸借り致
し候儀、申上候義御取上ケ無御座、質物証文等取置候
儀ヤと御尋ニ御座候へ共、纔ツ、ノ義証文取置候義も
無御座旨申上候得ハ、庄屋方へ取立候儀も相対を以致
し候義、其上証文等取置候ハ、返済相滞候節ハ質物請
取可申筈之義、殊更借り候者貸シ候者申分有之、訴可
出義ハ格別之所、無差別連判書付ヲ以、訴出候段不埒
至極ニ被仰付、奉承知御尤ニ奉存候

ここから、村人が千右衛門に庄屋をさせようとしたの
はひとえに庄屋佐平治への異議申し立てが第一であった
ことがわかる。その動きは前年末からあった。免割の
ことで水吞百姓が、また「いつみやぜう」（泉屋や城地区）
の百姓たちが出訴におよんだ。史料¹では大小百姓七九

人連判であったが、ここでは一九七人が連判して倉敷役
所に出訴していた。⁽⁵⁾ 佐平治は「何事も気強く」庄屋をす
るので一同難儀している。このままでは百姓は「水吞同
前」になってしまふという。これに対して佐平治は難儀
している小百姓には粟や稗などの夫食を貸しているでは
ないかなどと反論していることがわかる。

なお、ここでは抜き出していないが、乙島村鎮守の養
父母大明神の神木をめぐる問題、虫送りをする際に使う
太鼓利用問題なども複雑に絡み合った、いわゆる村方騒
動が起こっているのである。

おわりに

千右衛門の処遇問題も村方騒動も延享元年（一七四四）
からさらに展開する。延享二年九月には村方騒動が江戸
訴訟に及び、延享三年には佐平治が庄屋を退役した。し
かし千右衛門が庄屋になることはなく、乙島村は喜左衛
門組と文左衛門組の二組庄屋制となった。⁽⁶⁾ 延享四年二月
には乙島村で訴訟した百姓一九七人とそれ以外の百姓た
ちが分断して出入りになった。千右衛門は分地もされず
庄屋になることも認められないまま同年四月に死去した

が、村内における諸問題の紛糾はまだ続く。

このように様々な論点が複雑に入り組んで続く係争を分析することで乙島村の特徴さらには近世村落における合意形成のありかたを浮き彫りにすることができると思え興味は尽きないが、今回はその入り口に掛かる史料紹介をして終える。これが二〇二〇年二月に報告した内容である。

注

(1) 例えば近世前期の例として備中真鍋島の庄屋なりたちは村内の合意が必要であった(拙稿「女庄屋『お千』をめぐる」拙著『近世の生活文化史』第一章四節、清文堂出版、一九九九年)。なお、史料には「庄屋」「庄屋役」の表記があるが、小稿で「庄屋」で統一した。

(2) 山本太郎「史料群紹介 倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書」『倉敷市の歴史』第二十五号、二〇一五年)。

(3) 調査報告会2では「庄屋役をめぐる関着」とした。

(4) 寛永二〇年から寛文三年までの分析によれば末子相続が多かったとの指摘がある(原田誠司「近世前期の村落と役家―備中国浅口郡乙島村の事例―」『近世瀬戸内農村の研究』溪水社、一九八八年)。

(5) 史料2では乙島村家数四百軒とある。約半数が出訴したことがわかる。なお寛保二年の乙島村の「免割帳」によれば入作を含めて四八四人いた。その階層構成について表示すると次のと

おりである。

表 乙島村の階層構成

寛保2年 (1742)

石 高	人数	百分率
50 石～	1	0.2
40 石～	2	0.4
30 石～	-	0
20 石～	4	0.8
15 石～	1	0.2
10 石～	5	1.0
6 石～	19	9.9
5 石～	10	2.1
4 石～	3	0.6
3 石～	15	3.1
2 石～	35	7.2
1 石～	83	17.1
1 石未満	306	63.2
計	484	

「酉年免割帳」別7-9より

(6) 「乙島庄屋断絶関着依頼一件」(史料番号D-65)。

(7) 「万覚日記 九」(延享四年四月)(別7-39)に「千石衛門相果候」とあるが、分地問題は続いている。

(さだかね まなぶ 岡山県立記録資料館特別館長)

乙島村氏宮に関する諸記録と「本願主」守屋家

―守屋重左衛門の東叡山出訴をめぐって―

別 府 信 吾

はじめに

近世乙島村には氏宮二社があった。南部（養父地区）の養父母宮と南西部（城地区）の八幡宮である（前社は南に水島灘を望む丘上に、後社は西に玉島湊口を望む丘上に鎮座。明治四年（一八七一）、前社に後社を合祀して現戸島神社となる）。二社は全く同格で「両氏神」「両氏宮」などと呼ばれ、村内の天台寺院（「別当」）が、社人（「神子」「神楽役」とともに社役を勤めた。そしてこの二社の「本願主」を自任したのが、庄屋守屋家であった。

近世中後期、氏宮をめぐる寺と社人との紛争が各地で起こる。乙島村も同様であったが、ここではさらに守屋家自身が「本願主」のゆえに当事者として新興社人と争い、東叡山^①を頼るに至るといふ、特異の展開を見せた。

この経緯については素描したこともあるが、ここで改めて諸記録を見直し、特に東叡山とのかかわりを再確認したい。とりわけ、一件を『氏宮出入覚』にまとめて明和元年（一七六四）に東叡山に出訴し、さらに翌年『書置之帳面』を残して再出訴のため江戸に向かう守屋家一四代重左衛門^③の意識に焦点を当てたい。

一 氏宮の「本願主」「別当」「惣氏子」「記録」

まずは、乙島村氏宮にかかわるキーワードを近世前期の史料から拾い、確認しておきたい。

A「守屋家由来書付」承応三年（一六五四）六月十三日（倉敷市所蔵守屋家文書 G-5-71-35-7）。

守屋家が二分家を立てるに当たり、一族の結束を「産宮」である「牛王大善神」の前で誓約したもの^④。誓約文

五ヶ条、後書き、一族の連署、に続く末尾に次の一ヶ条がある。傍線・傍点は引用者、以下同様。

一、備中国浅口郡乙島村之儀、往古海中一円之離島ヲ開発、本願主近江浪人守屋四郎右衛門重吉、右離島江渡、百姓三下り開発致、隣郷方段々百姓ヲ引付、只今凡千石及び之村高二相成、人別千六百人程百姓暮、氏神養父母明神・八幡宮両社・末社等悉建立仕、地徳致寄付、村中惣百姓氏神ニ為致、則両社之記録并惣百姓連判之記録等ニ有之、然ル上者、本家之儀者、乙島村中之本家ニ有之候

「本願主」の語がここでは乙島開発にかかわる意味で使われているが、そうして成った村の氏神両社と末社等をことごとく建立し、惣百姓の氏神とした守屋家は、「乙島村中の本家」だという。「両社之記録」「惣百姓連判之記録」の語も目に留まる（并、等から、記録は複数）。村と氏宮への守屋家の強い思い入れと自意識が窺える。後掲史料に頻出する「氏宮本願主」の語はこれに拠る。

B 「養父母宮棟札（写）」（倉敷市所蔵守屋家文書F-7-10-11、F-7-20-8）から、主文・年月日・遷宮導師・別当・本願（主）の項（算用数字は守屋家代数）。

① 奉造立養父母大明神精舎一社／寛文九年（二六六九）己酉八月七日／御導天英法印遷宮之／本願森谷左平次吉尚⁸ 別当新坊順栄 惣島中

② 奉再建立養父母大明神社頭一字／享保十七歲（二七三二）在壬子仲冬吉祥日／遷宮導師慈相法印／別当瑠璃山海岸寺常照院徳守／本願当村住守谷伝次郎春吉¹¹ 当村惣氏子中

③ 奉造立養父母大明神社頭一字／享和二（一八〇二）壬戌星初秋吉祥日／遷宮導師法印真順／別当瑠璃山海岸寺常照院徳守／本願当村守谷伝治郎春昌¹⁶ 当村惣氏子中

④ 奉再建立養父母大明神社頭一字／文政十（二八二七）丁亥星五月吉祥日／別当瑠璃山海岸寺常照院兼帶遷宮導師円乗院法印亮海／本願主守谷重左衛門橋行敏¹⁷ 当島惣氏子中

B' 「八幡宮棟札（写）」（九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書六六〇七）から、同前。

⑤ 奉再興八幡宮一字／天和三年（二六八三）亥七月吉日／遷宮師明王院祐真／別当三行坊弁忠／願主森谷四郎衛門尉盛重^{8カ} 同名長男重左衛門尉盛次⁹

以上、「本願(主)」として、守屋家当主の名前と惣氏子中が並記されている(①のみは別当をここに並記。⑤には氏子なし)。「別当」として海岸寺常照院(新坊、三行坊)が記されている(④は常照院無住期と思われ、同村内の円乗院が兼帯し、遷宮導師をも勤めている。遷宮導師の①天英は明王院二一世として確認できるが、②③の法印慈相・真順、及び⑤の明王院祐真は未詳)。明王院は備中浅口郡六条院村(浅口市)にある天台宗の中本寺で、本山は東叡山寛永寺。常照院・円乗院とも明王院末であった。⁽⁵⁾

二 元文期の記録―氏宮「古格」を確認―

C『氏宮記録帳』元文二年(一七三七)三月(倉敷市所蔵守屋家文書F-7-6)。⁽⁶⁾

「氏宮記録帳」の標題を持つ一冊のうちに、元文期の記録と、寛政期の記録が続けて筆写されている。ここでは元文期を取り上げる(寛政期についてはCとして四で後述する)内題は「備中国浅口郡乙島村氏神并末社神事諸色古法規式次第覚」とあり、養父母宮・八幡宮両社の神前奉仕、祭礼時における常照院・社人・氏子の役割(神楽神供の膳、当番、神殿における座法、等)を細かく記し、次

のように結んでいる。

右之条々古より相極り有之候処、此般村中惣氏子・両社役掛り之面々共ニ不殘立会、昔^カ申伝及承候通吟味之上、古格を以て神事社法諸色、右書面之通聊相違無之候、然ル上者末々孫々ニ至迄、右之外新法之義申出候者於有之者、則此連判証文ヲ以テ何方迄も申立、毛頭及違乱申間鋪候、依而為後証、旧記以定法相改、連判帳如件

元文式丁巳三月

別当常照院／平太夫／右近／甚内／数馬／氏子惣代組頭吉郎右衛門(外六七人)

惣氏子及び両社役掛り(別当・社人四人)が、氏宮に関する「古格」等を改めて吟味し、確認した帳面という形式である。傍破線部を(「従来の」旧記を(このたび)定法を以て相改め」と解すれば、その「旧記」とは、Aにいう「両社之記録」「惣百姓連判之記録」を指すであろう。さて、この時期に氏宮古格を再確認する契機となったのは、右署名に見える「数馬」の動きであった。この年、養父母宮末社龍王宮の神楽役数馬(甚作)が、吉田家から受領名「大和」を得たことが判明して、守屋家と

常照院が答めた。後述F『氏宮出入覺』が引用する「數馬証文写」(元文二年三月)は、その際の内済証文である。受領は認めるが、戸開などは別当(常照院)が行うこと、以後新規の願いはしないとし、「惣而當村規式等別紙帳面之通、後々年ニ至迄、少茂違背仕間敷、為後証一札如件」と結び、「氏宮御支配人(守屋)佐平次殿」に宛てている。年月も一致しており、この内済に合わせて、改めて古格を確認・作成したのがCであろう。Cに宛所はないが、「數馬証文」と同じく守屋佐平治(次)に提出されたはずである。

Cにおける佐平治への言及を見ると、その突出した立場が随所に窺える。①祭礼の当番二人を指名する(正月・三月の祭礼では「中以下之氏子中」から、八月の祭礼では「中以上之氏子中」から「見合ニ順々差図」する)、②祭礼神事の際、当番から「七度半」の案内を受けて宮へ上がる、③神殿内では「長那屋左一間」(内陣左カ)に座る、④祭礼の諸費用(供米料・賄料等)を代々支配する「神田加持子之内」から渡す、⑤祭礼の際、両氏宮末社等神前へのお供え一八膳の外に、一膳を供される、など。連署した「惣氏子」六八人は、次に見る翌年のEの二八六人を勘案すれば、①にいう「中以上之氏子」であろうか。

さて、Cには次のような追記がある。^(?)

右之通、元文式巳年三月、村中惣百姓氏子共立会、相改調印仕候処、聊無御座候、然ル処、大往昔神事行幸御座候へ共、久々中絶仕候ニ付、往古之通り御幸再興仕度段、年来御願申出候得共、久々中絶仕、元文式巳年記録ニも相除有之、殊ニ大造成義ニ御座候故、御聞濟不被下候得共、近來打続豊作御座候も、偏ニ両氏神之御蔭と、一同難有奉存候、此上五穀成就、村中安全為御祈禱、御幸再興仕置、尤御幸之義至而質素ニ仕度段、氏子一同至而御願出申候処、今般御聞濟被下、一同大悦奉存候、然ル上者、後々年之ため、尚又此度氏子一同立会、往古相極り有之候通り、以古格、神事社法并御幸行列之次第、其外諸色とも相改置、以来左之通堅相守、毛頭及違乱申間敷候(後欠)

Cをまとめる際、久しく中絶している神事御幸については記載を除いたが、その後近年の豊作を両氏神のお蔭と感謝してその再興を願ったところ御聞濟になったので、古格を以て神事社法・御幸行列の次第等を相改め定

めたという。傍点線部は守屋佐平治への敬語表現である。「左之通」といいながら後欠だが、その部分は次のDにより復元できる。

D『戸島神社神事御幸心得』元文二年五月（倉敷市所蔵滝沢家文書I—6—D—1）。

標題から窺えるように、明治期以降の写本である。前書きに続いて、八ヶ条が列記されている。前書きがCの前掲追記とほぼ同文であることから、本史料Dの八ヶ条が右記「左之通」に相当するはずで、内容はまさに神事御幸執行の申し合わせである。その第一条に

一、先年村内相応身元御座候百姓兩人御見立、七月廿日御呼出、当番被仰付候事

と、C①で見た守屋家当主（佐平治）の役割が敬語表現で記されている。末尾には「元文二巳年五月 氏子惣代中」とある。Cと同じく宛所はないが、守屋佐平治に提出されたはずである。こうして「乙島村氏宮記録帳」は、元文二年三月のCに、同年五月のDを併せて、あるべき「神事諸色古法規式」の全容を回復したといえよう。

E『氏神惣氏子連判帳写』元文三年（一七三八）正月（倉敷市所蔵守屋家文書F—6—5—7—2）。

「写」とあるが、原本の所在未詳。前書きはなく、冒頭から一三ヶ条が列ぶ。概要は、①両氏宮は往古より「其元様家（守屋家）代々御支配」の下にあり、それはa連判之規式帳にもあるとおりだ、②代々のうち特に佐平治兄仙右衛門の代、兄伝次郎の代、佐平治本人の代（享保十九年）において惣氏子が受けてきた恩恵（祭礼のとき魚を供えることを忌避する常照院に対して氏子側に立つて対応する、等）に感謝する、③常照院の当住以来、年始に氏子に対して両社神前祈祷の札を配ることが始まった、札には去年までは「海岸寺」あるいは「常照院」としていたが、今年（元文三）の札には「御神前御祈祷之牌 別当常照院」と新たに「別当」を書き添えていたうえ、b御宮一件之帳面に「別当」を肩書きに書き加えてほしいと申し出た、④これを其元様（佐平治）が不承知で出入となった由で、村中「氣の毒千万」に思っている、⑤小欄宜平太夫は、其元様が取り立てた平左衛門の跡を継ぐ者だ、⑥氏宮神田の運用は、別紙帳面の通りだ、⑦両氏宮山への入山制限を嚴重に続ける、など。末尾には

右之通、古々相定有之候旧例、村中不殘立会、聞伝勤来り候品々吟味仕、書面之通少茂相違無御座候、

仍而為後年連判如件

元文三年戊午正月

小欄宜平太夫在判／一ノ巫姫連島村右近同／二ノ
神子甚内同／龍王宮神樂役大和同／（中略、氏子
二八四人）／年寄惣兵衛判／同与三左衛門判

氏神本願主（守屋）佐平治殿

とあり、氏宮について古來定まっていた旧例を、残らず立ち会って確認したという。傍線部 a・b・c は前年の C を指すはずである。

C の「数馬」がここで「大和」となっているのは前年の内済を受けてのこと。連判氏子数は C の六八人に対して二八六人となっており、これこそが惣氏子であろう。⁽⁸⁾ D にある常照院がこれになく、C がない宛所がこれにあるのは、③④から自明であろう。この出入につき惣氏子は、「氏神本願主」守屋家側に立ち、理解と支持を表明したのである。⁽⁹⁾ しかし問題が③にあったとしても、常照院の別当号自体は B で見たように早くから棟札に使われていたのであり、この出入は近隣庄屋三人の扱いにより、同年五月に内済する。後述 F ③アがそれである。C の常照院に「別当」の肩書きがあるのは、この内済を受けて

の追記であろう。⁽¹⁰⁾

以上、C・E とも元文期の氏宮をめぐる記録であった。作成の契機は、C の場合は寺と社人の出入、E の場合は寺と守屋家の出入であったが、ともに大事には至らず、寺・社人・惣氏子が本願主守屋家の下で古格を確認し、ひとまず小康を得たといえる。

三 宝暦・明和期の記録―氏宮出入と東叡山―

元文期に得られた小康状態は、宝暦末年に破られる。社人甚内⁽¹¹⁾が京都吉田家から受領して「豊前」を名乗り始めたのだが、これは元文二年に数馬受領問題が生じた際の内済条件から逸脱し、受領を願い出た場合は東叡山へ拝参させよという奉書の趣旨に背いている、と守屋家は見た。⁽¹²⁾ このころ常照院は無住、しかも村は守屋家が庄屋役を離れて相給庄屋二人が置かれる状態であったことも働いてか、甚内は容易に折れず、守屋家一四代重左衛門との出入となった。重左衛門は宝暦十二年（一七六二）倉敷代官所へ出訴するが局面の打開は見られず、さらに明和元年（一七六四）には東叡山への出訴に至る。それを示すのが F である。

F『氏宮出入覺』宝曆十四年(明和元、一七六四)二月(倉敷市所藏守屋家文書F—6—1⁽¹³⁾)。

表紙には、標題のほか「宝曆十四年申二月／備中浅口郡乙島村重左衛門扣」とある。全体構成は次のとおり。(塗りつぶり番号は相手香西豊前側の文書を示す)。

①宝曆十二年三月 代官所宛(守屋)重左衛門訴状

②宝曆十三年二月 代官所宛香西豊前訴状

・添付ア 宝曆十二年十一月 海岸寺宛(香西豊前)一札

・添付イ 宝曆十二年十一月(守屋)伝次郎宛(香西豊前)一札

③宝曆十三年三月十三日 代官所宛重左衛門返答書⁽¹⁴⁾

・添付ア 元文三年五月 暖覺

・添付イ 元文二年三月 数馬証文写

・添付ウ 元文三年正月 連判帳抜書

④宝曆十三年四月十二日 松永平左衛門宛吉田家書状

⑤宝曆十三年七月 代官所宛重左衛門口上書

⑥結び(⑤以後宝曆十四年二月までの経緯、東叡山出訴の趣旨)

右のうち①～⑤が倉敷代官所扱い段階の文書である。

①で重左衛門は「浅口郡乙島村伝次郎代元慶」と名乗り、「後重左衛門と相改ム」と注記している。②イでもなお父伝次郎宛になっているが、③では重左衛門名義として

いる。このア「暖覺」・イ「数馬証文」については前述した。ウ「連判帳」はFのこと。④の松永は倉敷代官所元締役。⑤で重左衛門は、このたびの甚内受領は、その願いがある場合は「日光御門主様江拝参可為致旨」の「仰渡候御趣」に反し、このままでは別当寺ばかりか「氏宮願主支配之私」としても申し訳がない、神楽役を万事差留めたのに「村方月々之祓等ニハ以今相廻」つているとし、甚内を召し出して氏宮古格等が違乱せず御奉書の趣旨に背かないよう命じて欲しいという。⑥では元文二年の奉書に照らしても、甚内受領一件は「於後々年ニ東叡山御表江申訳相立かたく、殊ニ古格相破申候故、諸支配人之私難捨置ニ付、無抛遠路罷下り御訴申上候、氏宮之記録・証文等別紙ニ写奉差上候、是等を以御賢察奉願上候御事」などと言い、甚内を支えている村内の人物の疑惑に触れ、彼らを召し出して吟味してほしい、と訴える。

全体として①～⑤は前書きに相当し、本文というべき⑥を加えて形を整えたのが、宝曆十四年(明和元)二月ということになる。御家流による重左衛門の流麗な筆跡が目を引く「扣」だが、これを家に残し、原本は江戸に持参したのであろうか(⑥傍線部によれば、ほかにDなども)。

ともあれ重左衛門は、常照院が無住とはいえ、兼帯の円乗院また中本寺明王院をも通さず、直に本山である東叡山に訴え出たのである。彼がひとまず満足すべき成果を得たことは、次のGに窺える。

G 「東叡山奉書(写、三通)」(倉敷市所蔵守屋家文書)

①(明和元年 八月(二十七日)付)「明王院宛東叡山(信解院・覚王院) 奉書」(F-3-4-2、なおF-3-2はこの写)

内容は、重左衛門が「古来方之書面を以願出」た文面を全面的に引きながら、明王院の怠慢を責め、社人の処分案を示して実行方を促し、その結果報告を求めたもの。

末尾に連署する信解院と覚王院は東叡山の執当。文中で、

元文二年の数馬受領に起因する出入については、「常照

院方相咎、及出入^(平出) 日光御門主様江奉訴候処、御奉行

所江被仰立置、既ニ及御吟味候処、内済之儀奉願候ニ付、

御憐憫を以取扱之通、御許容被成下候、其節之御奉書、

竜王之宮神樂役大和儀、此者一代切ニ可仕勿論、向後支

配之社人吉田家江差遣候儀堅仕間敷旨、急度被 仰出

候」と、重左衛門の言い分をそのまま引用する。そのう

えて、右の「御奉書、其方ニ所持仕ながら捨置候儀不届

ニ候」と明王院の責任を問い、甚内(豊前)については受

領を止めて甚内と名乗らせるか、隠居させるかすべきで、それでも強いて「相募」るなら社役を取上げよと指示し、これらが困難な場合はその旨を報告せよという。そして「左候ハ、公辺江差出、百姓共迄不残被召呼候様ニ茂究而可相成候、右候時者、遠国困究之者共、可為難儀候得共、古法ニ相背、御奉書之趣ニ違背仕候儀者、其分ニ難差置候、依之一往右取計之儀申達候間、早々右取計候趣、可申越候、不宣」と結ぶ。傍線部は「遠国」の「百姓共」への脅しというべく、東叡山はここまで容喙している。

②(明和元年) 十二月十二日付「明王院宛東叡山(信解院・覚王院) 奉書」(F-3-4-1)

①を受けた明王院は十月六日付で返信したようで、それに対する再度の明王院宛奉書である。以下、内容摘記。「十月六日之超札」を披見した。社人豊前に隠居を申付けたが承知しないので、社役取り上げを申し付けた由。立会った村役人連印による一札の写は落手した、しかし豊前から印形書付を取るべきであるのにそれがなく、事前に当山へ何うべきであるのにその儀もなく、不束の至りだが、相済んだのであればそれでよい。甚内の跡役につき差しかえも予想されるが、常照院・重左衛門が熟

談のうえ取り計らうべきで、その段、重左衛門へも書付を以て申し渡したので、左様心得られたい。

③明和元年甲申年十二月付「備中国浅口郡乙島守屋重左衛門宛東叡山（覚王院・信解院）奉書」（F13-4-3）

②傍線部重左衛門への「書付」に当たる。②と同趣旨のことを簡略に述べたうえ、「其方致帰国、別当常照院熟談之上、本寺明王院江も為申聞、双方熟談之上取計可有之候」と結ぶ。

こうして重左衛門は、自分宛の③と明王院宛の②を持ち帰ることになる。長い滞府で一応の成果を得たはずだが、村では厳しい現実が待っていた。

H『書置之帳面』明和二年（二七六五）十二月十五日（九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書四七七）。

走り書きによる難解長文史料の冒頭を紹介する。

書置之事

一、当村社人甚内儀、不筋受領致し候ニ付、拙者儀去年（明和元）中東叡山御表へ奉言上、則^a去年八月

中ニ、以御奉書、別当常照院本寺明王院へ被仰付候御趣を以、甚内社役御取上被下候趣、上野御表江明王院

方奉言上候上ニ而、猶又^b去年十二月十二日、右

方之御奉書、明王院并私方へ被下置候、御文言之中

ニ、甚内社役取上候ニ付而者、神子差問之儀茂可有之、跡神子之儀者、其方致帰国、別当常照院と熟談之上、

本寺明王院へも申聞せ、双方熟談之上取計可申旨被仰付、去申極月十五日江戸出立、当酉（明和二）正

月ハ六日村方へ罷帰り承候所、神子兼役之筋、甚内相統ニ勤候ニ付、其段不埒之旨明王院へ相尋候得共、

ぐずぐずと埒明不申ニ付、右不埒之趣、又候以飛札、上野御表へ奉言上罷在中、又候当八月両社祭礼之式

日、甚内を始、社人不残罷出、押神楽仕、重々

御定製相破り候ニ付、右之趣明王院へも、別当代方委細之書付差出し有之候得共、明王院如何成洩違罷

在候哉、不奉言上、私方ハ早速以飛札、御注進申上置候、勿論内済被取扱御座候ニ付、何卒

御奉書・古法等相立候様ニも内済出来候哉、□□長々延引仕候得共、朝敵之多人数、兎角理不尽相募、得

心不仕候ニ付、無廻、為出府今日発足仕候、妻子儀者召連、京・大坂両処之内ニ奉公ニ有付申積りニ相

定申候、老身之上病床之父老入振捨置、罷立候事、

不孝之段至極、心中痛申御事候得共、父之儀顧、右一件づるくニ仕、捨置候而ハ古法相潰レ、私共ニ朝敵ニ相成筋、第一天命恐多、次ニハ私永代之恥辱不過之、依無拠、及再訴候、此趣御隠居様江茂御閑談之上、父御養育被成下候段、偏ニ奉願上候御事

一、(略) 諸道具の保管につき依頼

一、(略) 今後の費用調達見通しと依頼

(明和二年) 極月十五日

守屋重左衛門

清瀧寺法印様

大坂屋小三郎殿

傍線部 a は G① に、b は G② に相当する。重左衛門は明和元年末まで江戸に滞在し、同二年一月、奉書 G②③を手に帰村してみると、神子は甚内が兼役で続けており、なぜか明王院も退いている。これを東叡山へ注進する飛札を出しているうち、八月の両社祭祀には甚内ら社人が残らず押しかけ、神楽を強行した。それでも明王院の態度があいまいなため、早速また東叡山へ注進の飛札を出した。ともかく、輪王寺宮が発する奉書に従わない多人数の「朝敵」をこのまま捨て置いては、逆に父と自分が

「朝敵」になってしまふ、という。「父之儀」は、父伝次郎名でこの出入を始めたからである。「御隠居」は叔父で二代の佐平治、「清瀧寺法印」は出家した兄で玉島村清瀧寺住職、「大坂屋小三郎」は弟の九郎兵衛⁽¹⁵⁾。

年末に、病気で高齢の父を残し、妻子を帯同した首途に当たつての書置であり、長い尚々書が続くが略す。

四 寛政期の記録―むずびを兼ねて―

C' 『氏宮記録帳』寛政三年頃

C と同じ一冊の後半部分。内題は C と同じく「備中国浅口郡乙島村氏神并末社神事諸色古法規式次第覚」。内容は、C をふまえつつ随所でそれ以後(寛政三年(一七九二)当時)の情報に更新しており、元文版の C に対し寛政版ともいふべきもの。守屋佐平治(二代)の名前は守屋十左衛門(重左衛門の子、一五代、寛政六年没)に変わっている。

興味深いのは神子役の項で、H で見た重左衛門再出訴後の動きを示す次のような注記がある。すなわち、江戸へ向かった重左衛門は、途中の大坂で病を得、再出訴は延期↓その後、本寺明王院から円乗院を使僧に立てて東叡山へ再訴↓東叡山から倉敷代官所へ懸合い↓倉敷代

官所での扱いにより甚内の神子役は取り上げとなる↓跡
神子役はなかなか決まらず、神楽奉納のない状態が続く
↓寛政三年に取扱人があり、浅口郡佐方村の幸田（神田）
信濃が神子として出勤し、祭礼の節は同人の雇い神子と
して村内の社人二人が神楽を勤めるようになる↓のち幸
田は、遠方ゆえ祭礼出勤はむずかしいと辞退↓村では右
二人を雇って神楽奉納をしている現状だが、追々に先年
のとおり（正式に）神子を取り立てたいものだ、と。

また、祭礼時の「御神楽酒」の項では、その「備方」^{（供）}
が済むと常照院が祝言読経を勤めたのち、一・二之神子
が神前神楽を始めるが、「夫方」^{（台頭）} 天子・將軍・国土安
全之御神楽、夫方当番兩人方上ル、是ハ村方惣氏子御祈
禱之御神楽、次三守屋十左衛門方上ル、夫方惣氏子中
上ル」とある。Cにはない新たな規定だが、傍線部、特
に「天子」に注目したい。

こうして見ると、重左衛門自身は再出訴を貫徹できな
かったものの最終的には輪王寺宮の威光が働き、「朝敵」
の汚名を免れたと言えようか。のち彼は古筆家となり、
字は「眩啓」「一島」と号する。眩啓はF①での「元慶」
に、一島は先祖開発の島、乙島に由来するだろう。

以上、乙島村氏宮に関する基本的な諸記録を見直し、
そこに窺える守屋家、特に一四代重左衛門の意識を採っ
てきた。守屋家は代々、氏宮「本願主」を自任し、寺（別
当）・社人・惣氏子も、その下で氏宮祭祀を執り行う「古
格」を確認してきた。しかし宝暦末年、守屋家に無断で
社人が京都吉田家から新しく受領したばかりか、村内に
その同調者がいるらしい現実を「古格」に照らして許容
できないと判断した重左衛門は、家の名譽にかけて東叡
山出訴に踏み切ったのである（別掲年表を参照。なお、香西
家文書はほとんど焼失したと伝えられ、その主張はF②④あたり
を参照するしかない）。重左衛門の代は守屋家が庄屋役を離
れていた時期である。村内も守屋家内部も諸問題を抱え
ていたらしく、それらが重左衛門の東叡山指向を促した
一面も感じられる。一方で東叡山が、明王院というパイ
プがあるにせよ、遠国の村にここまで容喙したことも注
目されよう。¹⁶ 乙島村氏宮祭祀はいつ、どのような経緯で、
円満な着地点を見出したのであろうか。倉敷市所蔵守屋
家文書の未整理分には氏宮関係がなお残っている。その
整理・調査に期待したい。

注

- (1) 江戸幕府が寛永年間に上野に建立した寛永寺。天台宗で、山号は東の叡山の意。歴代住職は法親王が迎えられ、日光東照宮の別当寺である輪王寺を兼務し、「輪王寺宮」「日光御門主」などと呼ばれた。親王であるがゆえ、その意志を伝える文書は「奉書」とされ、後述の「朝敵」云々もここから出てくる。
- (2) 『新修倉敷市史』3近世上(二〇〇〇年)第五章第三節、拙著『岡山藩の寺社と史料』(岩田書院、二〇一三年)第六章。
- (3) 山本太郎「倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書」(『倉敷の歴史』二五号、二〇一五年)図1守屋家系図。以下、代数はこれによる。
- (4) 注(3) 山本稿を参照。
- (5) 明王院は伝教大師開創を伝え、無本寺を誇る古刹として、末寺は近世初頭に四〇を数えた。寛文六年(一六六六)に始まる岡山藩の排仏政策により、末寺も一六に減少。延宝四年(二六七六)、東叡山奉書を受けた天祐(二二世)が備前児島大願寺から入住して寺を中興、東叡山末となった。以後、宝暦十年(一七六〇)頃、江戸から東叡山青龍院出身の亮孝(二六世)が入住するなど、東叡山との関係が強めた。一六末寺は全て浅口郡内にあり、乙島村二寺のうち、円乗院は村人のほとんどを檀家としたが、常照院は無檀家の寺であった。拙著『備中岡山藩の世界』(吉備人出版、二〇〇八年)補論1、同『岡山藩の寺社と史料』第三章、を参照されたい。
- (6) Cの表紙には「式冊之内甲」とあるが、別に「式冊之内乙」と記した「氏宮記録帳写」がある(F-6-5-7-3)。この「乙」「写」の方が状態は良く筆も丁寧。Cの誤脱箇所もこれで補えることから、筆写時期はCより前か。Cは表紙に「写」の文字はないが、後述Cと同時に、すなわち寛政期頃の写本と思われる。注(7)の事情もあり、ここではCを採用した。
- (7) この部分が注(6)で言及した「氏宮記録帳写」にはない。
- (8) Cにある吉郎右衛門等六八人は、人名の同音異字表記を勘案すればこれに含まれる。しかし、これにある「年寄惣兵衛」「同与三左衛門」は、Cには見えない。
- (9) 無檀家である常照院は元文期以前、守屋家からは氏宮の「社僧」(社人からは「神主寺」と呼ばれている(後述F③・F②部分)。明王院文書において、他の末寺では「檀中惣代」が庄屋と連署するケースで、常照院では「氏子惣代」(氏子中、氏子一統)が庄屋と連署している。ともあれ、「社僧」「神主寺」が常照院の実態にふさわしく、「別当」呼称は大仰だ、とする見方が村内に広くあったと思われる。
- (10) Cは後年の写本である(注(6)参照)。
- (11) Cに見える「二之神子」甚内」の養子で、他村から来たといいい、肩書は「二之神子」もしくは「氏宮神楽役」とある。C・Eに見える「龍王宮神楽役 数馬(受領して大和)」は「甚作悻」であり、「公儀帳面」では「甚作」であった。甚内家と甚作家は同姓・同業だが別家のようなのである。
- (12) 内済後、東叡山から明王院宛に奉書が下され、村役人同席で数馬に読み渡された、という。享保十七年(一七三二)生れの重左衛門はこのとき六歳、父伝次郎からの聞き伝えであろう。重左衛門が伝次郎名で訴えを始め、その名譽にかかわると考え「朝敵」云々とまで言うのは、これを踏まえていよう。しかし明王院にこの奉書が伝存せず(後述G①参照)、守屋家にも写のないことが、問題をこじらせた一因かもしれない。
- (13) 『新修倉敷市史』10史料・近世下(一九九七年)、九七〇

九九〇頁。

(14) この中に、元文二年、常照院が正月年始の配札に「別当常照院」と新規に別当の名目を付けたため出入になり、同三年五月に内済が成った旨の記述がある(注(13)書、九七九頁)。注(2)拙稿では、これに拠り、出入の発端を元文二年とした。しかしC・Eに照らせば発端は元文三年と判断され、前後の流れとしてもこの方が自然である。そもそもF③は二次史料であり、一次史料はC・Eであった。訂正したい。

(15) 「守谷家系」(九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書六七八八)。

(16) 明王院二六世亮孝が東叡山権威を背に末寺統制を強めるのも明和期であった(注(5)拙著『岡山藩の寺社と史料』第三章)。

〔付記〕 山本太郎氏・大島千鶴氏を始め倉敷市歴史資料整備室の皆様には、終始変わらぬご支援を頂きました。記して、厚くお礼申し上げます。

(べっぷ しんご) 元倉敷市史編さん委員

乙島村氏宮をめぐる動き

年代	西暦	事項（丸数字は守屋家当主としての代）	典拠
宝永年間	1704-11	常照院が神前に魚を供えることに難色を示すも、⑩仙右衛門が惣氏子の心に叶わずとして断る	E
享保17	1732	倉敷代官所から凶作につき神事は簡略にと指示あり、⑪伝次郎が魚を供えるのを止め、当番への振る舞いも精進料理に	E
元文2	1737	社人数馬が吉田家から受領し「大和」と名乗っていることを常照院が問題視、出入に。3月 村役人の扱いにより内済（受領は「一代限り」とし、戸開きなどは常照院が行う）。同時に C を作成し、古格を確認する。内済後、明王院宛に東叡山奉書（今後社人が受領を願い出た場合、東叡山へ「拝参」させるように）が下され、数馬以下氏宮諸役、惣氏子に読み渡されたという	F,C
		5月 惣氏子が御神幸の再興を⑫佐平治に願い出る（近年の豊作は氏神のおかげだ、と）→再興を決め D を作成する。当番への振る舞いに魚も復活	C,D,E
元文3	1738	1月 常照院が年始の配札に「別当常照院」と記す。これを⑫佐平治が問題視して出入に。惣氏子は佐平治側に立ち、E を作成する。5月 近隣村庄屋の扱いにより内済（「別当」呼称を認める）	E,F
宝暦12	1762	社人甚内が守屋にも常照院にも届けず、村役人の取次と代官の添簡を得て上京し、吉田家から受領し「豊前」と名乗る。3月 ⑭重左衛門が⑪伝次郎代として、倉敷代官所に訴える（代官が添簡したのも問題、元文度の東叡山奉書にも背いている）→代官は取次の村役人を呼び事情を聞き、叱り、⑫佐平治に内済取扱いを命じる	F
		12月 江戸訴訟を恐れ、甚内が詫びて内済（取次の村役人5人は退役、豊前名は1代限り、今後神楽役以外は勤めない）。甚内は常照院宛に一札、伝次郎宛に一札を入れる	F
宝暦13	1763	2月 甚内が前年の内済は本不意と代官所へ訴え（神楽役を古来から勤めてきた、受領は年来の念願、惣氏子の勤化を受けた、元文度の奉書など知らない、前年の内済は佐平治に強要されたもの、重左衛門は俗家だ、自分は吉田手先の社人だ）。3月 ⑭重左衛門が反論（両宮の由緒、常照院のこと、社人取り立てのいきさつ、氏宮支配人守屋家の立場、甚内は輪王寺宮様＝東叡山の手下であり、吉田手先の社人ではない）	F
		4月 甚内が上洛して吉田家から書状を受けて帰る。7月 重左衛門が反論（内容、書式があやしい）。その後、代官所の指示なく、佐平治は取り扱いから退く	F
宝暦14 (明和元)	1764	2月 重左衛門が F をまとめる。5月 重左衛門が出府し、東叡山に訴える。8月 東叡山が明王院に報告を求める。12月 東叡山が明王院・重左衛門に指示する（甚内の社役を取り上げ、跡役は常照院と重左衛門の熟談で決めよ）	F,G
明和2	1765	1月 重左衛門が江戸から帰る。跡神子は決まらず。8月 甚内ら社人が神楽を強行するなど奉書の趣旨に反する動き。12月 重左衛門が東叡山に再出訴するため、出発	H
明和3	1766	重左衛門は大坂で罹病するも、明王院が動いて東叡山に再訴した結果、倉敷代官所の扱いにより、甚内の神子役は取り上げとなる	C'
寛政3	1791	佐方村の幸田信濃が神子役として出勤し、村内の社人2人を雇う形で神楽奉納が復活する	C'

乙島村出身の古筆家・守屋眩啓の生涯

―明日は如何なることやら知れぬ―

大島 千鶴

はじめに

1 前半生　　複雑な生い立ち

守屋眩啓（一七三二―一八〇〇）は備中国浅口郡乙島村で庄屋などを務めてきた守屋家の十四世当主である。眩啓は本来なら早世した兄の跡を受けて本家を継ぎ庄屋を務めていたはずの人物である。しかし、三十代半ばで村を離れ大坂・江戸に暮らし、医業に書の指導を兼ねて生活の糧とした。また晩年は西国諸国を廻って書の指導を続け、帰郷して孫に会うことを夢見ながらも果たせないまま肥後の寺で客死した。その波乱に富んだ人生は、後代を生きる私たちにとって興味深いものである。

本稿では倉敷市所蔵守屋家文書の眩啓の書状を中心に読み解き、近世後期を生きた一人の医師・書家の生き様とその人生観などを紹介したい。

守屋眩啓は享保十七年（一七三二）、乙島村の庄屋・守屋伝次郎春吉の四男として備前に生まれた。⁽²⁾幼名万志郎、諱は光平。通称は武兵衛・重左衛門で、字は眩啓、晩年は一島と号した。他に東眩・流水軒・笑入翁などを用いている。兄弟は長男繁八（密吉）、次男八十之助（出家。阿賀崎新田本覚寺弟子となる）、三男金之助（出家。玉島村清瀧寺七世住職となる）と弟の小三郎清明（大坂屋へ養子）があつた。⁽³⁾（図1）。

眩啓の伝記には「一島先生伝」、「東南北笑入眩啓一島先生之記」⁽⁴⁾があり、あらましを知ることができる。以下、眩啓の事績は特に注記しない限り同史料による。

眩啓は七歳で乙島村の旦那寺円乗院で学問を学び、十

貫を名乗って洛中外を行脚した。さらに医師堀玄松（ヤマウキ氏とも）に付いて医学を習熟し医名を東眩と号した。尺八は晩年まで嗜んでいる。

幼少期・青年期の眩啓の家庭環境は複雑であった。眩啓が生まれた二年後に父十一世伝次郎は病のため庄屋役を退き叔父の十二世佐平治が庄屋となり本家へ入った。

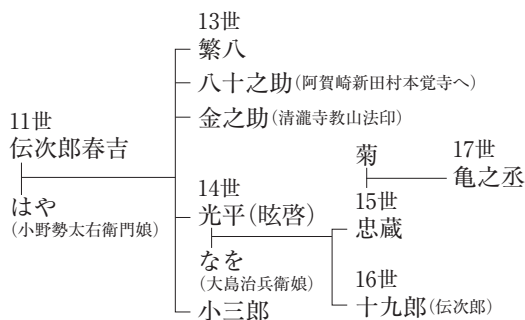


図1 守屋家略系図①

一歳で津田豊説に医学を学んだ。また尺八を学び十五歳で京都明暗寺の本則を受けている。翌年「神心恍惚」として勞疾のような病を発した。診察した津田豊説に「この病は氣鬱からくるので鬱を晴らすしかない」と言われた眩啓は明暗寺に上り暮露名（虚無僧としての名）一

母親は延享元年（一七四四）、眩啓が十三歳の時に没している。この年佐平治は村人たちから庄屋引退を迫られた。村人たちは「佐平治を退役させ跡役には仙右衛門（辰之介）に本家の家督を継がせた上で庄屋にしてほしい」と役所に訴え出たのである。^⑥ 眩啓の従兄弟にあたる辰之介（図2）は四歳で父（十世仙右衛門）を亡くし叔父伝次郎に養われたが、佐平治を退任させようとする百姓たちに担がれ本家の家督を要求したのである。これに対し眩啓の兄繁八は「辰之介は正妻の子ではなく本家を継ぐ筋目のものではない」と仙右衛門の相続を阻んだ。^⑦ 繁八は寛保三年（一七四三）に佐平治から本家を明け渡されており、

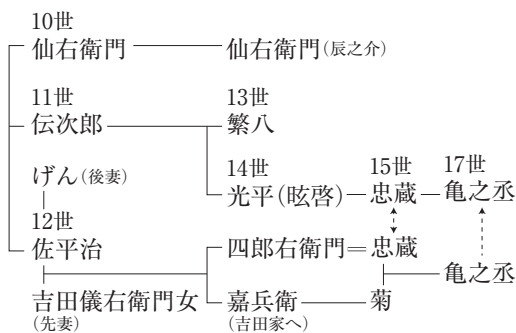


図2 守屋家略系図②

結果として仙右衛門ではなく繁八が十三世として家督を継いでいる。兄の家督相続により眩啓と小三郎は繁八に養われ本家で成長するはずであった。しかし、繁八は二年後に二十九歳の若さで亡くなってしまふ。

十五歳の眩啓と小三郎は佐平治の家に引き取られ、伝次郎は本家近くに別家して佐平治が面倒を見ることになった。繁八に本家を明け渡した佐平治は乙島村に新築した家へ移っていたので、空き家となった本家は家守が管理した。仙右衛門、伝次郎、佐平治の三兄弟には四人の姉妹もいたが、うち二人を仙右衛門が、残り二人を伝次郎が養った。三兄弟は父親が分地をせぬまま死んでしまったためにがみ合っていた⁽⁸⁾というが、兄弟姉妹やその子を引き取り養っていることが分かる。

しかし、佐平治は私の強い性格だったようだ。退役を迫られた時は「何事も気が強く百姓がどんなに難儀しようとも身勝手ばかりし、佐平治に順心する者はいない」と非難されている⁽⁹⁾。眩啓が十六歳頃気鬱になったのは、叔父に厄介になっている肩身の狭さに加え、一筋縄ではない「気強い」性格の佐平治と暮らすようになったからではないだろうか。治療のためと称して眩啓を京都

へ行かせたのは津田豊説の配慮だったのだろう。

眩啓が佐平治の家を出たのは宝暦元年（一七五一）であった。佐平治は「眩啓と小三郎は子細も告げず勝手に出て行き不届きだ。あまつさえ大切な氏宮記録や日記などの帳面類を持ち出し、公事でも企んでいるに違いない。荷担する者もあるようだ」と役所に訴え出ている⁽¹⁰⁾。

一方の眩啓は叔母（佐平治の後妻けん）に追い出されたように言っている。眩啓が佐平治家を出る際に遺した書置きがあり⁽¹¹⁾、それによると叔母は「本家の家督は少しもなくなつたことだし、武兵衛（眩啓）兄弟が奉公にでようがどうしようが私の知つたことではない」と他人に漏らしていた。眩啓は「これまでお世話かけたのもさぞご迷惑だったのかと不孝の罪恐ろしく戸口の敷居高く、やっと忍び出た」と言っている。どちらの言い分が正しいかは分からない。ただ、この時、善寿院という人物が佐平治に宛てた書状がある⁽¹²⁾。そこには「武兵衛兄弟に『自分存命中は跡を取らせず養子に継がせる』と言つたのは本当か」「武兵衛も小三郎もこのままでは難儀する」とあり、眩啓たちを擁護している。それでも佐平治は「眩啓が本家の内蔵を売り渡そうとしている」とか、佐平治

の留守中に「眩啓が人を大勢召し連れ門前の苗代を牛を追い込んで荒らした」などと言いがかりをつけた。⁽¹³⁾

しかし、すでに二十歳になっていた眩啓も負けてはいなかった。佐平治が預かっていた本家の持高四十七石余りを返すよう江戸出訴したのである。この争いは親類や円乗院隠居が仲立ちして宝暦二年（二七五二）に和談しており、眩啓は本家の持高や借家、諸道具をすべて取り返している。⁽¹⁴⁾

叔父との出入りは取りあえず落ち着き、眩啓は本家の十四世となったが、眩啓が庄屋を務めることはなかった。乙島村は往古より庄屋は一人で、守屋本家の当主が務めていたが、佐平治と村人が対立して延享三年（二七四六）以降乙島村は二組になり、三百五十五石余（毛付高）を分家の乙島村文右衛門（後に民右衛門）が、残り四百八十九石余を立ち入り庄屋として阿賀崎新田村の喜三右衛門（後に太兵衛）が務めていた。⁽¹⁵⁾つまり眩啓の息子忠藏（十五世重左衛門昌勝）が天明七年（一七八七）に庄屋となるまで四十年余りも本家の当主が庄屋役を務めることはなかったのである。眩啓はこのことを「一類確執の頃より長官の役儀（庄屋役）さへも他村に移った事は嫡

孫の我ら心外」と後々まで悔いていた。⁽¹⁶⁾

しかし、立ち入り庄屋の支配で村内が混乱したため眩啓は明和元年（二七六四）に先庄屋喜三右衛門の息子専八、預り庄屋の太兵衛（喜三右衛門甥）らを相手取り勘定奉行へ訴え出ている。太兵衛らは乙島村の諸帳面を自村に取り込み、年貢小入用の割付を勝手に行ったため米を二重に取りたてたりしていたという。⁽¹⁷⁾

また同年、両氏宮（養父母明神・八幡宮）をめぐる村人や神子との出入りでは東叡山（上野寛永寺）へ上って門跡の奉書を持ち帰るなど、「庄屋代」として働いていたことが分かる。氏宮一件は眩啓が持ち帰った東叡山の奉書では解決せず、翌明和二年、再び出府することとなった。眩啓は村を出るにあたり清瀧寺の兄教山法印と弟小三郎宛に書置きを残しており、「病の老父をおいて出府するのは不孝の限りだがこの問題をなおざりにしては私たちは朝敵となり永代の恥辱となる」ので仕方なく村を出ると言っている。そして、残していく父の世話や本家の管理、下人の身の振り方などを託した。訴訟で出府するのなら妻子まで伴って行く必要はないはずだが、「妻子を連れて京・大坂あたりで奉公にありつくつもりである」と言

い、分家に借金の依頼もしているので、当分は帰らぬ覚悟であつたのだらう。

あるいは眩啓は大坂か江戸へ出て一旗揚げようと考えていたのかもしれない。本家の持高はかなり少なくなっていたし、後年、眩啓が江戸から倉敷代官の供をして帰村しようとした時「久しぶりに帰国するのだから錦を着たい。御支配所代官のお供で帰国するなら外聞も然るべき」と言っているのも江戸で成功した晴れがましい姿を故郷の人たちに誇示したかつたのであらう。

また、別の書状には「飢え死ぬとも国元へ帰りて死のふより、一族の知らぬ江戸で死に恥をかくつもりなり」とある。⁽²¹⁾ 本家を立て直せぬまま村を離れた眩啓にしてみれば、江戸で大きな出世を遂げなければ、おめおめと帰国などできないはずであつた。

2 眩啓の家族

眩啓には三人の子供があつた。長男忠蔵、次男十九郎（後の十六世伝次郎）と明和二年に二歳で死亡した女子である。江戸在住中に二度養女を迎えたが、二人とも故あつて実家に帰っている。⁽²²⁾

妻は大島治兵衛の娘「なを」で文化二年（一八〇五）に没している。ところが寛政八年（二七九六）の眩啓の書状に「当年は亡妻の十三回忌」とあり、天明四年（二七八四）に没した妻がいたことになる。なをとほ明らかに別人である。実は眩啓には安永八年（二七七九）春から天明四年（二七八四）まで江戸で一緒に暮らした女性がいた。眩啓はこの女性を「留守居のばば」と呼んでおり「着物を繕いつつ暮らす質素な家でよく節約してくれるので助かっている」と忠蔵に伝えている。女性は天明四年の夏に大病を患い亡くなった。⁽²³⁾ 正妻以外の女性を妻と呼び、年忌法要も営んだ眩啓は、なをと不和だったのである（後述）。

忠蔵は母と共に眩啓について村を出たが、いつしか乙島村に戻り大叔父佐平治の息子四郎右衛門の養子となっていた。四郎右衛門には子供がなかったらしく、養子に出された弟、油屋吉田嘉兵衛の娘菊を養女にして忠蔵と娶わせた（図2）。その後忠蔵は訳あって佐平治によって追い出されていたが、四郎右衛門に不埒な振る舞いがあつたため、佐平治は「自分の不料簡で忠蔵を追い出したが氏宮一件の事もあるし忠蔵でなければこの家を建て

られない」と忠蔵を呼び返している。⁽²⁵⁾

眩啓は母と長兄を早くに亡くし、父、妻子とも長らく別居という肉親に縁薄い半生であり、また頑固な叔父夫婦の許で辛抱を強いられるという辛い境遇でもあった。老年にいたり「堪忍こそ大事」と繰り返し息子に諭すその言葉は複雑な生い立ちと決して無関係ではないだろう。

3 古筆道との出会い　→運命の邂逅→

東叡山へ再訴のため乙島村を出た眩啓は大坂で病になりそのまま大坂に留まった。東叡山へは明王院が使僧を立てて再訴している。⁽²⁶⁾ 其後の眩啓の動きがよく分からない。伝記によれば七年京都に滞在し、その後大坂へ出て医業に書家かねて業としたとある。そして、大坂で古筆道の開祖溝口原甫（安陽先生）に出会った。この出会いが眩啓の人生を大きく変えることとなる。

古筆道という言葉は管見の限り眩啓の遺した史料でしか確認できない。江戸時代に盛行した書道の流派青蓮院流、いわゆる御家流は多くの分派を生んだが、そのうちに溝口流という一派が存在する。しかし、溝口流の祖は溝口原甫ではなく溝口千谷（莊司）である。⁽²⁷⁾ 眩啓の遺し

た史料中に「溝口流」の文字もなく、書に關してはすべて「古筆道」と言っている。すなわち、溝口原甫の古筆道とは江戸で流行っていた溝口流とは別なものと推測される。原甫は眩啓の親類書に「城州八幡社士」とあり、⁽²⁸⁾ 清水水八幡宮の史料に溝口姓の社士が見えるので、元は京都の清水水八幡宮の社人であろう。ただし、眩啓晩年の書状で三原・尾道近辺を「師の故郷」と言っている⁽³⁰⁾ で出身は備後なのかもしれない。

芸道の多くが秘伝で書面で伝えられないように、古筆道がどういう流派であるのかを記した史料はほとんどない。ただ、天明二年（一七八二）、原甫の息子溝口逐渡（源久憲）が寛永寺貫主の前で御前席書した際の記述によると、弘法大師、尊円、長谷川の仮名、嵯峨風、定家風、光悦流、王羲之、唐・明朝の書体など、和漢古今の諸流を上覧に供えたとあり、和様・唐様を問わず古今のあらゆる書風を究める筆道であったようである。眩啓は原甫について学び古筆道の免許を受け、安永三年（一七七四）江戸へ上った。四十三歳のときである。江戸ではまず東叡山松寒院に休遊し、後に不忍池端（現台東区上野）に草庵を構え旗本衆に指導した。旗本のみならず東叡山、大

表1 眩啓門弟となった大名・旗本

大名旗本名	諱	備考
戸田因幡守	忠寛	宇都宮藩戸田家初代
戸田能登守	忠翰	宇都宮藩戸田家3代
松平伯耆守	資承	宮津藩松平（本庄）3代
青山下野守	忠高	篠山藩2代
秋元但馬守	永朝	山形藩2代、館林藩秋元家8代
近藤石見守	用和	天明8年3月大番頭。12月叙任石見守
本目氏	正広	明和8年西城小姓組に列す
笹川運四郎	長直	寛政5年御勘定、同7年御勘定吟味方

註 守屋家文書I-1-14、G-3-17などを基に作成。諱は受領名と年代により『寛政重修諸家譜』から推測した。笹川運四郎の起証文は現存する（G-3-16）。

名にも指導をしており、その数は「記すに不暇」であった。大名・旗本に指導したと眩啓は言っているが具体的にその弟子の名前を記した史料は少ない。眩啓の手元には大量の大名・旗本の起証文（入門宣誓書）があったはずだが、天明六年の火事（後述）で文庫も焼けており焼失したと思われる。名前の分かる大名・旗本を取り上げたのが表1である。

なお、守屋家文書

には守屋家とは関りのない大名の書状十四通と大量の旗本の書状が含まれている⁽³¹⁾。この度の眩啓関連史料の調査から、筆者はこれらの書状を守屋家にもたしたのには眩啓ではないかと推測している。このことについては稿を改めて言及したい。眩啓は書の指導につ

いて「古筆道はすべての芸に通じ、特に弓馬に疎くしては體筆が均しくなくなるので、直参旗本関氏を師として日置流の弓術を究め、馬術は大坪流、剣術は柳生流などの武術を学んだ。諸士を指導するにあたりその人の好む術を聞き、その後古筆道の指導をすると早く得道することが可能であった」と言っている。眩啓が多くの大名や旗本を指導することができたのは、こうした独特な指導法によったのではないだろうか。

天明年中（天明四年・一七八四以前）溝口原甫が大坂から江戸へやってきた。天明五年に原甫が病になった時には眩啓が手厚く看病し最後を看取っている。前掲の親類書では原甫を兄、逐渡を甥と記しているので、高弟として義兄弟の契りを交わしたのであろうか。原甫には四千人余りの弟子がいたのに、不思議な縁で師匠に再会し命終まで付き添った縁の深さを眩啓は感じていた⁽³²⁾。

4 江戸暮らし ～江戸ほど面白き処はなきぞ～

江戸では初め不忍池端に草庵を構え、後に明神下（現千代田区外神田）、金吹町（現中央区日本橋）に住んだ。養女を迎えたり弟子を置いたりした時期もあったが、最終的

に「留守居のばば」と暮らし医業も流行っていた。その医師としての活躍ぶりを天明五年の忠藏宛の書状⁽³³⁾から紹介したい。

神田新石町の刀装職人の息子は何年も手足が動かず一人では食事もできなかったが、眩啓の治療により十ヶ月ほどで家業の手伝いができるまで回復した。また、古筆道の門弟戸田因幡守の孫秀太郎が食傷を発病した際には、御典医らが手を尽くしても治らないので戸田能登守（秀太郎父）が家老を遣わし眩啓に針治療を命じた。眩啓の治療で容体は落ち着いていたのに、御典医らは秀太郎の快方を見て自分たちの手柄にしようと眩啓が屋敷を離れた間に余計な手出しをしたため、翌日秀太郎の病状は急変し息を引き取った。

続けて眩啓は「およそ大名は御典医が邪魔をして思うように治療させないので薬で本復する大名はいない。商人でさえ身上の良い人は同様にお抱えの医師が邪魔をするので治すことができない」と言っており、戸田家の家老に対しても「針治療だけなら参上しなかった。他の医師も手を尽くされた上でのことなので、私にお任せ頂ければ療治いたします」と言うなど相当自信があったよう

だ。「我十二年江府に居住のうち難病人医者／＼の手をつくしてもなおらぬ難病を我なをしたる数、筆紙に尽くしがたし」という言葉も誇張ではなさそうである。

刀装職人は貧しかったので治療代は取らず代わりに刀の拵えをしてもらった。眩啓は武術を学んでいたためか刀剣をいく振も所持しており、刀装の出来上がりを楽しみにしている。しかし、この様子では貧しい者たちからは治療代を取っていなかったのではないか。多くの患者を療治し、あまたの武家に書の指導をしていたのに、眩啓はさほど豊かではなかったようである。特に天明四年には自身が大病（浮腫）を患って入用が嵩んだ上に、同六年の火事で塾も家財もすべてを失ってしまった。

そのくせ眩啓は備中出身者をはじめ多くの「浪人」の世話（奉公先の斡旋など）をし、それに金も多くなかったが世話をして自分のためになったことは一度もない、とお人よしの一面もみせている。⁽³⁴⁾

医業、書の指導と多忙な様子が窺われる眩啓だが、その間にも忠藏とは頻繁に連絡をとり氏宮一件、忠藏の庄屋役就任や村内の出入り等について話し合っている。眩啓は問題解決のために江戸で勘定奉行・寺社奉行やその

下役、倉敷代官や元締などに働きかけ、事が守屋家に有利に運ぶように努めていた。

前掲表1の戸田因幡守、松平伯耆守、青山下野守はいずれも寺社奉行を務めている。眩啓が彼らに書の指導をしたのは単なる偶然ではあるまい。松平伯耆守寺社役柴田奎之進は大坂時代からの原甫の弟子で、眩啓は柴田に氏宮一件についての相談をしている⁽³⁵⁾。柴田とは「親子同事」の関係であり、また、柴田の妻の妹を溝口逐渡の嫁に迎えたり、火事の直後に柴田の屋敷に身を寄せたりするなど、かなり親しい様子が窺われる。

戸田家とも関りは深く、先に見た通り屋敷に上がって治療をしたり、戸田家家中の娘を養女に迎えたりしている⁽³⁷⁾。また、田沼家家中三村（三浦の誤りか）庄治の従弟岡銀平とは「兄弟同事」の懇意だったので、縁者を紹介して三村家へ奉公させている⁽³⁸⁾。

勘定奉行安藤弾正（惟要）の用人北村文左衛門とも眩啓はかなり親しかったようであるが、その北村は倉敷代官万年七郎右衛門頼行と懇意だったので、眩啓は北村を通して万年に忠蔵の庄屋就任について働きかけている。忠蔵の庄屋就任は一部の村人の承認が得られず採めている

たが、眩啓が北村や万年下役（元締）の百瀬らにとりな⁽³⁹⁾しを願ひ「庄屋（役）のことは殿様に頼んでいるから安心するように。殿様が御帰陣の節は早く済むよう頼み内意を得ている」と書状で忠蔵に伝えている⁽⁴⁰⁾。眩啓は江戸でこうした手筋を利用して守屋家のために動いていたのである。

5 父と子と 往復書簡にみる眩啓と忠蔵

眩啓の書状は独特である。ほとんどは型通りの候文だが、語り口調の文章が多くみられる。それは「扱おきく、合点のゆかぬ事があるわい」「貴様これは誰から頼まれさっしやった」という様な滑稽本のような文体で、当時の人たちがどのような話し方をしたのかが分かる。また、「扇子をばちばち」「たばこをすばすば」など近世文書では珍しい表記（半濁点）もあり興味深い⁽⁴¹⁾。

また、眩啓の書状はとても長いのだが、中には忠蔵からの書状に返書をせず、受け取った書状の文章の行間に意見を書入れたり、文章の添削をしたりして送り返したものもある⁽⁴²⁾。

忠蔵に宛てた書状には、しばしば人生訓が綴られてい

る。「何事も堪忍第一」「他人のりきみは和睦にて柔らかに受け止め拙をください」「我に智慧ありと思ふ者は愚者ぞや、勝つことは七分にして三分は負けて捨てよ」など、これらは論語などの書物や古人の言葉を引用したものが多いが、眩啓自らの経験や自戒の言葉のようにも思える。

史料から見る忠蔵は堅実で誠実な人柄のようだ。傾いた本家を再興するために奔走し、父母に孝養を尽くし、歳の離れた弟を養い、気難しい「幼児同様の大老人」の祖父（佐平治）、養父・養母の世話もして看取った（ただし実際の介護は妻の菊が担ったと思われる）。息子に期待する父の言葉は師匠の教えのごとく飲み込んでいたようだが、時には反発もした。その言葉が興味深い。

「氏宮一件解決のため」なんとか手筋を使って事が上手くいくようにしてほしい」と頼む忠蔵に眩啓は「それは忠蔵の大欲である。謀計などめぐらさず天命を待て」と諭した。しかし忠蔵は「家を建てんと志すのは武士が戦場に赴くようなもので時には謀はかりごともするし、品によっては欲心も起こすのは家を再興せんがためである。『天命を待つ』などと言うのは浮世を捨てて深山に入り家を建てる志もなく、明日飢え死にしようとも『是は天命であ

る』と悟りを開いた者の言う事である。家のために謀をするのが宜しからずというなら、私も今すぐ浮世を捨てて道心者となり天命のみ待ちたい。庄屋役の事やその他、度々取入りを申し立てるのを私の大欲と申されるが、なんで私の身欲であろうか。家を再興できたならたとえ私は果てようとも先祖への奉公、子孫の為と思う。これだけお願いしてもお世話下さらぬのなら、浮世をへつらい、色々の心苦があまりに辛いので、私も乱世同様の住居を捨て何処なりとも静かな所へ行き道心者になりたいものだ」と切々と訴えている。

この書状は天明三年のもので、文中にも「昨年の不作で、近国上下とも難儀し乙島村にも難儀人多く、伝次郎（春吉）十七回忌法要も心外ながら略儀に済ませた」とある。天明の飢饉で公私ともに大変であった忠蔵は父に不満をぶつけたのかもしれないが、精神的に弱っていたのだろうか、文中二度も「もし私が果てたら」と言っている。十年の後、まさかその通りになるとは眩啓はもちろん、本人も予測しなかっただろう。

6 息子の死 心せき筆震い文書かれぬ

天明六年正月二十二日、湯島天神前より出火した火は燃え広がり大火となった。眩啓はこの火事でお玉が池の塾や家財を失い柴田奎之進宅へ暫く身を寄せ、その後本町に家を借り塾を再開した。ここに溝口逐渡も同居した。

この前年頃から眩啓は乙島村に帰郷しようと万年代官や庭瀬板倉用人らに帰陣・帰国の供を願い出ていたが、実現しないまま焼け出され、乙島の子供や孫たち、縁者にと用意していた土産もすべて灰になったと嘆いた。火災直後、北村文左衛門から万年代官の屋敷に火事見舞いに行くよう勧められた眩啓は、屋敷を訪れ再度帰国の供を願ひ出ている⁽⁴⁵⁾。

しかし、代官の供で帰郷はできず、五月には近藤石見守の招きで遠州気賀（現静岡県浜松市）へ行き、命によって領民の治療を行っていた。「老師（原甫）余光を以」って召し抱えられた⁽⁴⁶⁾、というから近藤石見守も原甫の弟子と思われる。気賀では近藤家の家臣に古筆の指導もしたであろうが、まもなく伊勢神宮へ代参した後、大坂へ出て奉行小田切土佐守に会っている。眩啓が大坂から忠蔵へ送った書状では「江戸の北村から書状が届き謙譲の事（庄屋役の事）は承知したと代官が申された由なので代官

帰陣早々に願ひ出れば仰せつけられるであろう」と伝え⁽⁴⁷⁾ている。万年代官は天明六年七月に倉敷へ帰り十二月に没したが、眩啓親子の積年の望みは叶い忠蔵は天明七年正月には乙島村庄屋に就任していた⁽⁴⁸⁾。

眩啓が近藤家に召し抱えられて間もなく忠蔵は石見守に「老父を帰郷させてほしい」と懇願した。かねてより高齢の父に帰国を促していたのである。石見守は「自分が病になった時は必ず参上して治療するように」と告げてこれを許した。帰郷後一年ほどして溝口逐渡から「出府して古筆道の指導を手伝ってほしい」という依頼があったが、眩啓は老を理由に断った。その後三年ほどは岡山で池田家家臣に書の指導をし、また京・大坂へ出たようだが、この六十歳前後のことがよく分からない。ただ、寛政五年（一七九三）頃には忠蔵が病になったため乙島村に帰っている。

忠蔵は寛政四年に廻米蔵納や訴訟の件で出府しておりその際には元氣であった⁽⁴⁹⁾が、翌年病にかかり、同六年春には重症であった。詳しい病状は不明だが、不思議なことに忠蔵は重篤な状態で、眩啓に第十九郎を大坂へ連れて行くよう依頼する。四月十三日、発足の朝眩啓が忠蔵

の脈をとると「もはや四、五日之間おぼつかなくと存候」状態であった。明日をも知れぬ命の長男を見捨てて上坂する辛い思いを眩啓は船旅の途次、嫁菊に宛て文に認めている。息子を思うと不安で食事もとれず、強い頭痛が起こり瘡氣も強く、心が急いで筆が震え文字が書けないほどであった。十七日朝、大坂長堀の加島屋源兵衛方へ着き十九郎は同人に預けられた。⁽⁵⁰⁾

三日後、眩啓は大坂から忠蔵はじめ乙島の親族に宛てて「万一の時には孫の亀之丞（十六世重左衛門行敏）を宗吉と改名して庄屋役を継がせたいが幼少なので、成長するまでは分家の熊太郎を民右衛門と改名させ看坊（監督者）とし、庄屋跡役としてはどうか。その様に決まった際には親類の守屋平三郎にすべての後見を頼みたい」という書状を認めている。⁽⁵¹⁾書状の末尾には「これはあくまで万々一の時の事で忠蔵が全快すれば本人の意のままに取り決める」と付け足しているが、回復の見込みのない事は眩啓が一番よく分かっていただろう。医師眩啓の見立ては正しく、忠蔵は二十八日に息を引き取った。息子の臨終の場に眩啓が立ち会えたのかどうかは分からない。

眩啓がいかにも忠蔵に期待をよせていたかは数々の忠蔵あての書状から読み取れる。自分が果たせなかった庄屋就任・本家立て直しの望みを息子に託し、やっと実現したのに忠蔵は三十八歳という若さであっけなくこの世を去ってしまった。壮年の息子を送る老父の悲しみはいかばかりであったろうか。しかし、忠蔵の死から一年も経たない寛政七年（二七九五）正月、眩啓は本家の後事を守屋平三郎に託し、寡婦となった嫁と幼い孫を残して乙島村を出ていく。

7 最後の旅 うなんぼ帰りたくてもう

息子の死後、六十四歳で乙島村を離れ六十九歳で亡くなるまで、眩啓は二度と乙島村に帰ることなく西国を遍歴し、古筆道の指導に努めた。円乗院が発行した往来手形には旅の目的は「筆道伝法のため」とある。⁽⁵²⁾旅先でもすぐに門弟がついた。しかも、尾道の豪商金屋甚右衛門、大山祇神社大祝越智氏、道後湯明神玉ノ井氏など有力な商人・神官や広島・松山・今治城下の藩士たちである。旅の途中では随身の弟子もでき、彼らに書の指導を任せていた。それなりに蓄えもでき、伊予では庄屋や寺院な

どに金品を預けており、乙島に書付を送って「自分が死んだらこの書付を持参して受け取るように」と指示している。⁽⁵⁵⁾

逗留地は尾道・三原・広島・大三島・今治・松山・道後・防州柳井・伊予柳原などの港町で、良い船便がある度に菊や亀之丞、守屋平三郎に宛てて書状を認めている。

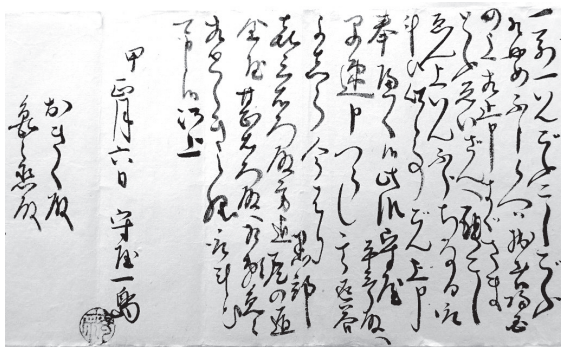


写真1 おきく・亀之丞宛守屋一島書状（部分）

も「女子らしき人ゆへ」「十九郎への心添えを頼む⁽⁵⁶⁾」と言っているように心優しく聡明な女性であったらしい。忠蔵も江戸へ旅に出た際には家計や田畑のことを菊に託している。⁽⁵⁵⁾ 眩啓は菊に苦勞を掛けていることを詫び、古筆道の手

本を送ったりもしているので、書もかなり学んでいたのだろう。⁽⁵⁶⁾

すっかりした嫁と信頼できる親戚がいて、本家のことに憂いはないが、それでも望郷の念は堪えがたく「なんぼなんぼ帰りたくても孫の顔がみたくても国へ帰りても、我らが家業の筆止むと野老は死ぬより外はなひわいな、我とても竹木じゃなし（中略）孫子の可愛ゆうて耐えられぬ所をありもせぬ齒をくいしばってじっと堪えている（中略）、今一度亀（亀之丞）が顔を見て死にとうござる⁽⁵⁷⁾」と切ない思いを伝えた。古希を前に明日命終を迎えるかもしれない可愛い孫の顔が見たいのに、それでも眩啓は乙島に帰らなかった。それは、ただただ、先師原甫の末期の言葉を守り、古筆道を広めることを自らの使命としていたからである。

眩啓は長崎へ行くため寛政八年頃に近藤家に長崎奉行所役人への添状を依頼した。「九州一見」は眩啓の念願で、望み通り九州の地を踏み長崎へも行くことができたようだが長崎での様子は分からない。寛政十二年（一八〇〇）三月、長崎から渡海して肥後松尾村（現熊本市区中松尾町）の臨濟寺を訪れた。ここへ来たのは伊予松山大禪寺の天

宗和尚の紹介である。太宗の添書をもって役所に滞留を願ひ出たところ、城下問屋秀島七右衛門宅に逗留が決まり門弟もできた。しかし、五月中頃から痛みが起こつて床に臥し、門弟らが交代で看病したが回復することなく、住職が門弟であつた小島町（現熊本市西区小島）の光応寺で二十四日に息を引き取つた。⁽⁵⁰⁾死後は寺社方や町役人の検分を済ませて二十六日に臨済寺で葬儀が営まれた。墓は臨済寺から二十一町離れた「ミカン谷」政右衛門墓地の続きにあり、同人が清掃を請け負つた。⁽⁵¹⁾

眩啓の死の様子は臨済寺や宿主の秀島七右衛門、門弟の光応寺から守屋家へ送られた書状によつて知ることができる。二十三日の夜、眩啓に付き添つていた正泉寺はその様子を書状に認めている。眩啓は蚊帳の内から正泉寺の手を握り「御暇乞いになるであろうからご指南いたします。『古筆道の儀は至つて大切な事につき執心弘道專一』と遺言したという。⁽⁶⁰⁾この言葉は古筆道入門誓約書の第一条の冒頭の言葉である。⁽⁶¹⁾最後の最後まで古筆道に徹した人生であつた。

8 眩啓、死のあと　↳遺産をめぐつて

乙島村を離れた後、本家のことは親類の守屋平三郎が取り計らつていたので眩啓は安堵していたが、ただ一ツ気がかりなことがあつた。それは次男十九郎のことである。兄の忠蔵と違い十九郎は不行跡であつた。彼は三十近くになつても仕事もせず、岡山あたりへ出て遊び暮らしていた。忠蔵が瀕死の床で弟を大坂へ連れて行くよう眩啓に依頼したのは、不心得者の弟に跡を継がせないため、また亀之丞の相続に差し障りが出ないようにするためなのだろう。眩啓も「土地不相応の男」「本人我まま者」で「老いた私の許へ来て介抱して然るべきを、老父が生きていようが死んでいようが構わず年始状すらよこさな」とは不埒至極⁽⁶²⁾と怒り、眩啓が旅先から十九郎に宛てた書状は見当たらない。とは言え不肖の子ほど親には心にかかるもので、旅の空の下「かれがことのみ案じ暮らし」していると菊や平三郎に心添えを頼んでいる。

しかし、親の心子知らず。眩啓の死後、十九郎はとんでもない行動に出た。平三郎を相手取り訴訟を起こしたのである。この一件については平三郎が玉島役所に出した口上覚⁽⁶³⁾（下書）から知ることができる。

十九郎は眩啓の遺産を受け取る手形が肥後にあること

を知り、自分がそれを受け取りにいくと言いつ出した。しかし、平三郎から阻止されたので訴訟に及んだのである。実は眩啓は妻なを・十九郎と不仲であった。十九郎となをは「勘当同然」の状態で眩啓は「こんな不行跡な息子では老後は頼みにならず、亀之丞の事もこのような叔父がいては心配である」と言っており、十九郎が眩啓に送った書状も封を切らず送り返している。平三郎は「伝次郎（十九郎）は眩啓の実子なので立ち直りが見られるなら財産を渡しても良いかとも思うが、老身の眩啓が苦勞して蓄えた金が水の泡になつてはならない。こんな不心行の者が肥後へ行つて事がこじれては眩啓の恥辱」と憂いている。

この問題はすぐに解決したのか、寛政十二年十月頃、十九郎は熊太郎と共に眩啓の遺品を受け取るため肥後へ行き、臨濟寺へも参つて⁽⁶⁴⁾いる。ただ、眩啓がなをと不和であつたのは間違いないと思われる。守屋家文書の眩啓の書状はかなりの数になるが、その中に息子や嫁、孫・親類を氣遣う言葉はあつても妻に向けた言葉が一切ないのである。あまつさえ、筆者が発見した唯一のなをへの言葉は、江戸から菊に宛てた書状⁽⁶⁵⁾の中の「ばばアも思わ

ぬやうに孫を大事にいたすべし」という言葉であつた。村を離れたのは古筆道弘道の志もさることながら、年老いてそりの合わぬ妻子と暮らすのは苦痛でしかなかったであろう。自分の死後に起こつたこの出来事を、眩啓は冥府でどのように見ていただろうか。

おわりに

「三百余年続く旧家の跡取り」。自らの力で手に入れたものではないその身上は、親族の死や親類・他人との諍いで簡単に失われてしまう不確かなものでしかなかった。であればこそ眩啓は、筆一本をもつて村や家にとらわれず自らの力で確かな人生を歩もうとしたのかもしれない。

副題「明日は如何なることやら知れぬ」は忠蔵に向けた眩啓の言葉であるが「明日は明日の風が吹く」という世捨て人の言葉ではない。「明日があると思うな、今日ただ今、一刻を慎め」と言っているのである。⁽⁶⁶⁾眩啓自身は「家も一族も顧みず」と言っているが、息子とは違つた形で守屋家を守り血脈を今に伝えた。十九郎は不行跡であつたが亀之丞は成長の後、十七世重左衛門行敏と

なつて庄屋を務めた。約八十年の歳月をかけて慶応三年（二八六七）に成就した乙島新開は、忠蔵が目論見、十七世行敏、十八世敏武が引き継いだ大事業であつた。亀之丞の子敏武の時に明治維新を迎え、その後も守屋家は絶えることなく現当主へとつながっている。

伝えられたのは血脈だけでない。同家が管理保存してきた膨大な文書群も同様である。大名の脈をとり、書の指南をしたとは言え、守屋眩啓はあくまで地方海村出身の一百姓に過ぎない。こうした近世の庶民の人生を具に知ることができるのは稀なことである。小稿では触れることができなかったが、眩啓の史料からは彼の人生だけでなく、当時の出来事や社会情勢、文化、風俗、交通など倉敷の歴史に留まらない興味深い近世後期の諸様相を知ることができる。これらは守屋家文書のほんの一部にすぎず改めて守屋家文書の重厚さ、貴重さに驚かされる。最後に。眩啓が晩年用いた号「一島」の「一」は乙の音読み「いっ」であり、崩し字である。帰りたくても帰れない、眩啓の望郷の念がその号に滲んでいる。松尾村の臨済寺は明治初年に廃寺となり堂宇も失われた。⁽⁶⁸⁾異国に眠る眩啓の墓標は現在までのところ確認できていない。

註

- (1) 守屋家の累世は初代を守屋長利とするかその子重吉とするかで違いがあるが小稿では「永代過去帳」別1・8や「守屋家系図」別1・1などによつた。守屋家については山本太郎「倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書」「倉敷の歴史」第25号一〇七頁（倉敷市 二〇一五年）に詳しい。
- (2) 「親類書」別8・13に「本国備中生国備前」とある。
- (3) 「守屋家系図」別1・1、「永代過去帳」別1・8など。なお人物名は史料により漢字表記が様々であるが混乱を避けるため統一している。
- (4) 「一島先生伝」1・1・12、「東南北笑入眩啓一島先生之記」1・1・14。眩啓の先行研究は特にないが玉島で教員等を勤めた地方史研究家花田一重が『玉島市文化史』編纂のため眩啓史料を調査している。同書は未刊と思われるが、原稿（昭和三十二年の序文）が倉敷市所蔵滝澤家文書（IV・3・5（7））にあり、第一篇第九章人物志第一江戸時代で眩啓を取り上げている。内容は伝記の要約である。
- (5) 玉島村の医師津田可全の身内と思われる。可全の祖父は豊起と号している（『玉島人物志』三八頁 玉島高等女学校白華会一九二七年）。
- (6) 「乙島村大小百姓御請申一札之事」G・3・2。
- (7) 「浅口郡乙島村繁八従弟分仙右衛門儀繁八親伝次郎株之内願之儀二付訴状指上候二付返答書之御事」D・1。
- (8) 註（7）に同じ。
- (9) 「子春万覚留日記」別7・34。庄屋継嗣をめぐる佐平治と村人の対立については本書38頁定兼氏論考を参照されたい。
- (10) 「寛延四年覚日記」別7・43。

- (11) 「書置之事」 G・5・70・1。
 (12) 「守屋佐平次宛善寿院書狀」 「口上」 G・5・70・6・1・3。
 (13) 註(10) に同じ。
 (14) 「武兵衛佐平次出入内濟証文之写シ」 D・4。
 (15) 「乍恐以書付奉願上候口上」 G・3・12。
 (16) 「守屋重左衛門外三名宛守屋眩啓書狀」 G・11・24。
 (17) 註(15) に同じ。
 (18) 「氏宮出入覺」 F・6・1。氏宮をめぐる出入りについては本書48頁の別府氏論考を参照されたい。
 (19) 「書置之帳面」 九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書四七七。
 (20) 「守屋忠藏宛流水軒笑入翁書狀」 G・5・69・17。
 (21) 「忠藏宛眩啓書狀」 G・5・69・25。
 (22) 「守屋忠藏宛守屋眩啓書狀」 G・5・69・20。
 (23) 「守屋眩啓書狀写」 別8・12。
 (24) 註(22) に同じ。
 (25) 「親父宛守屋重左衛門書狀」 G・5・69・28。
 (26) 「氏宮記録調」 F・7・6。
 (27) 『大辞林』二六三一頁(三省堂 二〇一九年)。
 (28) 註(2) に同じ。
 (29) 社士溝口宗章・宗信らの名が見られる(『男山考古録』十四『石清水八幡宮史料叢書』1 石清水八幡宮社務所 一九六〇年)。
 (30) 「眩啓一島方差越候手形書狀一通之写并肥後国方此度差越申飛札之写四通」 I・1・20。
 (31) 寛延二年から宝暦八年まで側衆を務めた水野河内守忠富(二六八八―一七六四)宛の書狀と宝暦七年から明和六年まで大目付を務めた筒井大和守忠雄(二六九六―一七六九)宛の書

状等。筒井宛のほとんどは旗本が発信した大目付の職掌に関わる内容のもので三百通を超える。

- (32) 註(22) に同じ。
 (33) 註(20) に同じ。
 (34) 註(22) に同じ。
 (35) 註(22) に同じ。
 (36) 「守屋忠藏宛守屋笑入翁書狀」 G・5・69・18。
 (37) 註(22) に同じ。
 (38) 註(20) に同じ。
 (39) 「守屋十左衛門宛守屋眩啓書狀」 G・5・69・12。
 (40) 「守屋十左衛門宛守屋笑入翁書狀」 G・5・69・2。
 (41) 註(20) に同じ。
 (42) 註(25) に同じ。
 (43) 「乙しま庄屋十左衛門宛守屋眩啓書狀」 別8・20。
 (44) 「親仁宛守屋重左衛門書狀」 G・5・69・6。
 (45) 註(20) に同じ。
 (46) 註(30) に同じ。
 (47) 註(44) に同じ。
 (48) 「宗門送り手形之事」 F・8・28・1・8。
 (49) 「守屋平三郎他三名宛十左衛門書狀」 G・10・2・18。
 (50) 「おぼえ」 G・10・2・22。
 (51) 註(16) に同じ。
 (52) 「亀之丞・守屋平三郎宛秀島七右衛門書狀」 I・1・10。
 (53) 註(30) に同じ。
 (54) 註(30) に同じ。
 (55) 「おきく宛十左衛門書狀」 G・10・2・10。
 (56) 「おきく宛一島書狀」 I・1・1。

- (57) 註(30)に同じ。
- (58) (肥後松尾臨濟寺書狀) I・1・4・2。
- (59) (眩啓墓所書付) 別1・6・9。
- (60) 註(30)に同じ。
- (61) 「古筆道へ入門之諸生心得之事」別8・4・10。
- (62) (守屋亀之丞・おきく宛守屋一島書狀) I・1・8。
- (63) 「以御返答書奉申上候口上覚」I・1・13。
- (64) (守屋平三郎・亀之丞宛光応寺書狀) 別8・15・1。
- (65) (お菊宛守屋眩啓書狀) G・11・25。
- (66) 註(21)に同じ。
- (67) 註(1) 山本氏論文。
- (68) 臨濟寺には眩啓の墓の他、門弟によって大塔も建立されたという(註30に同じ)。臨濟寺は初め靈山寺といい他村にあったが、元禄十四年臨濟寺と改められ宝永六年に松尾村に移転した(後藤是山編『肥後国誌』上 一六五頁 青潮社 一九七二年)。明治初年に廃寺となり堂宇は現存しないが、現在松尾八幡宮近くの川辺に寺名を刻んだ石柱が確認できる。なお、眩啓の墓は乙島守屋家墓地にもある。一基の墓石の表面に「一嶋翁墓」、裏面に妻なをの戒名を刻む極めて珍しい夫婦墓である。

※註記の史料は(19)を除き倉敷市所蔵守屋家文書であるため史料番号のみ記した。

〔付記〕臨濟寺の所在については熊本博物館学芸員木山貴満氏に懇切な御教示を賜りました。記して感謝申し上げます。

(おおしま ちづる 倉敷市総務課歴史資料整備室)

表2 守屋眩啓関係年譜

和暦	西暦	歳	事 跡
享保17	1732	1	7月4日 備前で生まれる(年齢は数え年)
享保19	1734	3	父伝次郎、病のため庄屋を引退。叔父佐平治が庄屋となり本家へ入る
元文3	1738	7	円乗院で学問を学ぶ。この頃から尺八を学び15歳で京都明暗寺の本則(免許状)を受ける
寛保元	1741	11	津田豊説に医術を学ぶ
寛保3	1743	12	12月 佐平治が兄繁八に本家を明け渡し乙島に新築した家へ移る
延享元	1744	13	母はやが没する。佐平治が村人から庄屋退役を迫られる。
延享3	1746	15	繁八が没する。弟小三郎とともに叔父佐平治に引き取られる。
延享4	1747	16	病の治療のため京都へ上る。明暗寺に上り洛中外を行脚。堀玄松に医を学ぶ
宝暦元	1751	20	小三郎とともに佐平治の家を出る。佐平治と出入りになる
宝暦2	1752	21	佐平治との出入りが和談となり本家の財産を取り戻す
宝暦12	1762	31	父伝次郎の代理で役所に氏宮出入りに関する口上書を提出する
明和元	1764	33	阿賀崎新田村の立入庄屋を相手取り帳面の返却などを求めて訴訟を起こす 氏宮一件につき江戸東叡山へ言上。12月江戸を発つ
明和2	1765	34	正月帰村。12月東叡山へ再訴のため書置を残して妻子とともに村を出る この間、京都、大坂で暮らす。この頃古筆道開祖・溝口原甫に出会う この年江戸へ出る。不忍池端に草庵を構え旗本衆らに書を教授する
安永3	1774	43	7月「妻」が没する。金吹町(現、中央区日本橋)へ引越後、大病(浮腫)を患う
天明4	1784	53	病の溝口原甫を看病をするも12月に死去。品川霊岸寺に葬る
天明5	1785	54	正月 大火災に遭いお玉池の塾や家財をすべて失う
天明6	1786	55	倉敷代官万年七郎右衛門頼行の屋敷を訪ね倉敷陣の供を願い出る 5月 近藤石見守の招きで遠州気賀へ行く。命によって領内病人を治療する 長男忠蔵の 懇願で乙島村に帰る
天明7	1787	56	溝口逐渡から出府して手伝ってほしいと頼まれるが老齢を理由に断り岡山へ行く
天明8	1788	57	この頃、備前岡山で池田家家臣を指導すること3年に及ぶ。その後、京・大坂に出て5年を過ごす
寛政5	1793	62	忠蔵が病のため乙島へ帰る
寛政6	1794	63	4月 忠蔵の依頼で次男十九郎を連れて大坂へ行く。忠蔵39歳で死去
寛政7	1795	64	正月 乙島を離れる 2月 尾道・金屋甚右衛門家に逗留。10月 三原へ移る
寛政8	1796	65	伊予・三原・広島などを周遊し指導をする 伊予大三島の宝珠寺、大山祇神社大祝越智氏、道後湯明神の玉ノ井氏らを指導
寛政9	1797	66	正月 松山藩家中の者を高弟とする 7月 溝口原甫13回忌の法要に金子を送る。今治城下で指導する
寛政10	1798	67	伊予に滞在。自分の死後伊予宗昌寺へ出向き金を受け取るよう乙島へ書状を出す
寛政11	1799	68	防州柳井の禅宗湘江庵に滞在 6月 柳井を発って右田へ向かい長崎へ行き、冬には帰国したいと乙島に書状を出す 11月 伊予柳原より書状を出す
寛政12	1800	69	3月 長崎から渡海し肥後松尾村臨済寺へ行く 役所で滞在の許可を得て熊本城下の問屋・秀島七右衛門宅へ逗留 5月初旬から痛みが出て病に伏し24日小島町の光応寺で死去 検分の後、臨済寺で葬儀が営まれる。戒名、静仙院擲筆速性居士 8月 肥後の門弟秀島七右衛門・臨済寺・正泉寺・光応寺から守屋家へ悔状が届く 次男伝次郎(十九郎)が玉島村庄屋守屋平三郎を相手取り訴訟を起こす 10月頃 熊太郎と十九郎が眩啓の遺品を受け取りに肥後へ赴く
嘉永元	1848		6月3日 翌年の眩啓50年忌を前に守屋柳平が臨済寺を参拝する

註 倉敷市所蔵守屋家文書I-1・12・14、その他I-1、G-5-69、別8の書状などを基に作成。

乙島新田の開発と流作場

古市志織

はじめに

本稿では備中国浅口郡乙島村（現岡山県倉敷市玉島乙島）の庄屋であった守屋氏によって寛政期以降に目論まれ、近世後期を中心に開発された乙島新田について取り上げ、その具体的な経緯と流作場との関係について明らかにすることを目指す。近世の備中で盛んに新田開発が行われたことはよく知られていることであるが、その個別の研究はいまだ少なく、究明されていない部分も多い。今回取り上げる乙島新田についても『新修倉敷市史』等に言及はあるものの、流作場の問題と新田開発の問題を混同してしまっている点など未だ検討の余地があるように思われる。乙島新田の開発が目論まれている頃、乙島村の地先海面には松山川の流域環境の変化に伴い数多く

の中洲が存在している状況であり、その中洲部分での耕作（流作）が盛んに行われていた。そしてこの流作場をめぐる、乙島村は近隣の村々としはば争っていたのである。これら流作場と新田開発にかかる水行故障などの問題は同時期・同地域に並行して起こっているながら明確に区別すべき問題であり、この視点からそれぞれの問題を今一度整理し、分析し直す必要があるだろう。この問題関心から、今回は乙島新田の開発について、特に流作場との関係から再検討していきたい。

第一章 目論見から文久元年（一八六一）まで

乙島村周辺の新田開発および乙島新田についての先行研究は、前述の通り『岡山県史』や『新修倉敷市史』等にみられる。それらでも指摘されている通り、乙島村周

辺の新田開発は、まず明暦・万治期の松山藩主導の大規模な新田開発に伴い、北側の玉島新田に連なる地域、また乙島の西側でなされた。そして乙島は元来独立した島であったものが、万治二年（二六五九）に完成した玉島新田によって陸続きとなるのである。その後しばらくは、村高の増加はほとんどなく、大きな新田開発は行われていなかったとされるが、寛政期頃から乙島村の地先、西松山川の海面干潟を中心に新田開発の目論見がされることとなる。これがいわゆる「乙島新田」であった。ただしその本格的な開発は幕末になってであり、一二〇町歩にのぼる新田が完成し検地をうけたのは明治五年（一八七二）になってからである。本稿では文久元年（二八六二）をその画期と捉え、第一章では乙島新田の目論見の開始から文久元年に訴訟方の村々と乙島村との間で内済が整うまで、第二章では内済が整って以降について扱い、通時的な乙島新田の開発の経緯の実態および流作場と乙島新田の関係を明らかにすることを目指す。なお、分析にあたっては、主に乙島村に伝来した九州大学所蔵の守屋家文書^{〔1〕}を対象とした。

一 経緯

乙島新田の開発の目論見は、寛政年間中に乙島村庄屋重左衛門によってなされるが、まずはなぜそのような目論見がされたのか確認しておきたい。以下二つの史料をみてみよう。

文化十一年（一八一四）

備中国浅口郡乙島村地先海面、連々附州出来汐干潟之節者高州ニ相成候場所御座候ニ付、此度私共手入新開仕度奉願上候、（中略）当村之義者村高不相応ニ人別多御座候ニ付、耕地場所引足り不申候而、百姓一統難決仕罷在候間、追々新田出来仕候ハ、困窮之者共一同農業ニ元附、永く百姓相続仕候ハ、広大之御慈悲難有仕合ニ可奉存候^{〔2〕}

安政二年（一八五五）

右御新開場之儀者、当国松山川西川流末海面ニ而、当村東南海岸字番山端方字高後之鼻山裾迄、海面折廻シ追年洲高二相成、引汐之節者一円干潟ニ相成候場所、波除堤築立候得者、凡反別百町歩余之御新開出来可仕左候得者、御国益者勿論村為可相成候趣^{〔3〕}

後者は後年の史料ではあるが、これらから乙島新田の開発の目論見の要因として、当時の乙島村の村落環境があることがわかる。要因の一つ目は乙島村の地先の海面に年々土砂が堆積している状況であり、年々中洲ができている、そして引き潮の時には一面が干潟になるような場所があつて波除堤を造れば約百町歩余の新田開発ができそうである、まずはこの状況が目論見の背景にあつた。そして二つ目は乙島村の人口の問題である。村高⁽⁴⁾に対して人口が多く、耕地が足りておらず、「百姓一統難渋仕罷在候」状態であるということを主張し、新田開発をすることで困窮之者共一同が農業をすることができ、永く百姓として相続することができる、とした。

①開発の開始

以降の経緯をみていく。⁽⁵⁾乙島新田の開発の過程については『新修倉敷市史』などに簡単な概要は記されているものの、通時的にみたものはないので、少し長くなるがここではその経緯について順を追ってみたい。まず、最初に新田開発の目論見をもったのは、乙島村庄屋守屋勝太郎の祖父、重左衛門であつたが、「庄屋勝太郎祖父重左衛門儀、寛政度庄屋勤役中心付目論見談示中、病死仕

候ニ付」と目論見の談示中に亡くなつてしまったので、その後は子の重左衛門（勝太郎父）が庄屋となり、新田開発の目論見についても引き継ぐこととなった。そして川筋の上郷の村々に相談をして、文化七年（一八一〇）までに新田開発についての差障りがないようにできたため、当時の倉敷代官である大原四郎右衛門へ新田開発の許可をもらいたい旨を願ひ出ている。その後の場所の見分・取調べ中の文政元年（一八一八）に大草太郎右馬代官に代わつたため、再び場所の見分・取調べとなり、最終的には文政九年（一八二六）に正式に開発を引き請けることとなった。

願反別百式拾町歩、此地代銀壹貫貳百目、同年未迄拾ヶ年ニ割合壹ヶ年銀百式拾目ツ、上納之積、尤前書反別百式拾町歩之内拾五町歩者、右戌ノ子迄三ヶ年歛下御免、翌丑年御検地御高入之積、拾町歩者右戌ノ寅迄五ヶ年歛下御免、翌卯年御検地御高入之積、九拾五町歩者右戌ノ未迄拾ヶ年歛下御免、翌申年御検地御高入之積を以御新開引請被仰付候段、御下知之趣被仰渡難有承知奉畏⁽⁶⁾

以上のように、当初の予定は、新開反別一二〇町歩、地

代銀一貫二〇〇目（一〇年割賦）、歛下年季が一二〇町歩の内一五町歩が三年、一〇町歩が五年、残る九五町歩が一〇年である。しかしこれは全くもって思うようには進まない。

反別之内拾五町歩者文政十二丑年御検地御高入之積
ニ付、開発方出精仕候得共、難行届候ニ付、丑巳已迄五ヶ年延翌午年御検地御高入之積^⑦

このように最初の年季明けの文政十二年（一八二九）は、開発に精をだしたけれども、やりとげることが難しかった、として五年間の延期を願っている。この願い出が認められた結果、残る一〇町歩と九五町歩の分も準じて五年ずつの延期となった。しかし年季明けの天保五年（一八三四）になっても、結局「拾五町歩之分皆出来不相成」と、古橋新左衛門倉敷代官のもと一五町歩の内わずか一町七反一九歩のみが「御高請」となり、残る反別一三町二反九畝一一歩に関しては、さらに天保五年から天保九年（一八三八）まで五年引き延ばされ、天保十年に高入の予定となった。なお、一〇町歩と九五町歩の分もそれにならって五年ずつ延期された。そして、高入予定の天保十年を迎えるが、波除堤を造ろうとしても、「兼々風

波烈敷場所ニ付、折々打崩保兼候ニ付」と、もともと風や波が強い場所で苦労しているうちにまたまた年季明けになってしまったようである。

②天保十年の水行故障の申し出

このように開発に苦勞することとなった乙島新田であるが、年季明けとなった天保十年には新たな問題が加わることとなる。二月中、高山又藏倉敷代官の時に、「川筋上郷松平内藏頭様、松平紀伊守様、板倉周防守様御領分村々」から乙島新田への故障の申し出がなされたのである。先行研究でも指摘されているように、乙島村にとってこの故障の申し出は思いがけないものであったらしい。「そもそも新開場については文化年間に玉島村上成の庄屋貞介を仲介として、上郷の村々と相談して差障りのないようにした上で町歩も取り決め文政度に願い出の後に引き請けたのであって、以来年延願いは勿論のこと、既に一町七反歩余りは天保五年に差障りなく高入している次第もよく見聞きし心得ているはずであるのに、存外の故障を申し立てるのは不審である^⑧」と述べている。

そしてこの天保十年の故障申し立てとその件で相談中であることを理由に天保十年に高入の予定だった反別

一三町二反九畝一一步に關しては一年延ばし、さらに天保十一年から天保十二年まで歛下年季を延ばし、それでも足りずに天保十三年から天保十四年まで年季を延ばし、そうなつてくると一〇町分の年季も明けることになるから一〇町分も天保十二年から天保十四年まで年季を延ばし：と年々年季を延ばすことを願ひ出て、年限中に上郷の村々との故障の解決を図つたものの結局解決しないまま一三町二反九畝一一步の分も一〇町歩の分も共に年季の明けることとなつてしまつたようである。

③天保十三年の水行故障の申し出

その後も天保十三年に新たに水行故障の申し立てがあり、開發は進まない。

【史料二】

右新開場之義ニ付而者、於江戸表別段御沙汰之趣も被為在候旨ニ而、弘化元辰年御檢地御高請可仕旨、藤方彦市郎様御支配之節被仰渡候処、其比折悪敷右新開場地先ニ有之候村方流作場之儀ニ付、前書紀伊守様周防守様御領分川筋上郷村々右故障之儀、右彦市郎様御役所江願出、下夕方熟談被仰付置候折柄ニ而、其談合与御新開之儀与打混候而者、却而整兼可申哉

与流作場之方頗而談中ニ付、御新開之方者辰巳式ヶ年延被仰付度段奉歎候処、願之通年延□□、右御年限中流作場一条者居合候ニ付、引続御新開場故障解之儀追々懸合預居合可申姿ニ押移候得共⁽⁹⁾

【史料二】をみてみたい。年季明け後、弘化元年（一八四四）に檢地と高入を命じられるも、ちょうどタイミンク悪く乙島新田（の予定地）の地先にある流作場について、上郷の村々からの水行故障の申し立てが倉敷代官所に願ひ出され、熟談を命ぜられていたこと、その話し合いと乙島新田にかかつている（同じく上郷の村々によつて天保十年に申し入れられた）故障とを混ぜてしまつては、かえつて内済が整わないのではないか、ということとで乙島新田の新開の方はさらに弘化元年と弘化二年（一八四五）の二年間の歛下年季の延期を命ぜられたい旨を歎願したことがわかる。この歎願はおそらく願ひ通り認められたものと思われる。

この年季の間に流作場にかかつていた水行故障出入は「右御年限中流作場一条者居合候ニ付」とあるように上手く解決した。なお、この水行故障出入とは、時期や訴えてている村々から考えて、天保十三年に上郷村々より

訴えがなされた、「乙島村の者たちが中洲を年々開発して流作をし、搔揚堤の上に杭柳などを打入れて次第に流作場が広大になっていっており、このようなことをされては水の流れが肝要である川中を塞ぎ、田畑は勿論人命にも影響を与えることであるから、やめさせて、搔揚堤はもちろん杭や柳なども取り払うよう命じてほしい」という内容の訴訟であると考えられる。この件は天保十五年に内済となったから、「居合」になった時期にも合う。⁽¹⁰⁾天保十年に上郷の村々によって乙島新田にかかった水行故障と、天保十三年に乙島村流作場にかかった水行故障出入は、時期も近く、同じ相手によってなされた水行出入であるが、「其談合与御新開之儀与打混候而者、却而整兼可申哉」と、それらの出入を混ぜないようにしていることに留意するべきであろう。

④銀主の問題と重左衛門の死

さて、流作場にかかっていた故障が解決したため、続いて乙島新田にかかっている故障の解決に向かっていくわけであるが、今度は金銭面に問題が出てきた。そこで重左衛門は銀主の算段をおこないはじめる。そのうちにまたもや年季明けとなり、年季の延長を願い出る結果に

なるのであった。なお、この時には反別二三町二反九畝
一歩の分は弘化三年（一八四六）から嘉永元年（一八四八）
までの三年間の延長、九五町歩の分は安政二年（一八五五）
までの一〇年間の延期が認められた。もっとも何度も年
季の延長願いを出していることであつたから、おろそかに
せず、きつと年限通りにおこなうよう仰せ渡されたよう
である。その後銀主に関してもようやく嘉永元年まで
には目途がたち、嘉永二年（一八四九）の春中には天保
十年より解決していない水行故障出入も内済が整い普請
に取懸るつもりで費用も準備していたようであるが、嘉
永二年三月、庄屋重左衛門が急死してしまう。そこで以
降は勝太郎が後を引き継ぎ、忌が明けてからすぐに上郷
の村々との調整にあたつた。結果、岡山藩領の窪屋郡水
江村、西阿知村、浅口郡西原村の三ヶ村については内済
がうまくまとまらず、結局倉敷代官所へ歎願することに
なっている。以降も解決には至らず、一三町二反九畝
一歩の分は嘉永二年から嘉永三年（一八五〇）の二年
間、一畝下年季を延ばし、嘉永四年（一八五二）に検地と高
入を受ける計画で勝太郎より三ヶ村に対し懸合に及ぶも
やはり解決せず、さらに嘉永四年から嘉永五年まで年季

を延ばし内済を目指して調整を続けていたところ、またもや新たに流作場に対する水行故障出入がおこり、天保十年以来乙島新開に掛かっていた故障の解決に向けた調整は頓挫することとなるのである。

⑤嘉永三年の不法出入

今度の流作場に対する水行故障出入は、嘉永三年の洪水を契機としておこった上郷の村々からの「不法出入」である。一旦は内済が整いそうになったものの嘉永五年に同様の内容で川東の村々からも水行故障出入が出訴されたことにより内済は破談、その後文久元年（一八六二）に内済となるまで解決には至らなかった。^⑪

【史料二】

流作場之儀与御新開与打混候而者、却而差違可申候
間、流作場一件中ニ付、右御新開反別式拾三町式反
九畝拾壹歩之場所、去ル丑方去寅迄式ヶ年延奉願上
候^⑫

【史料二】のとおり、この件に関しても天保十三年におこった流作場に対する水行故障出入の時と同様に、流作場へかかっている水行故障出入と、乙島新開へかかっている水行故障出入とを混せてしまつてはかえって上手く

解決しなくなつてしまふ、として流作場一件中であることを理由に嘉永六年（一八五三）から安政元年（一八五四）までの二年間の歟下年季の延長を願ひ出ている。前述のとおり結局この流作場出入については文久元年まで解決しないから、その後安政二年に、二三町二反九畝一步の分について安政二年から安政六年（一八五九）まで五年間の歟下年季の延期、九五町歩の分に関しても年季が明けるため安政三年（一八五六）から安政六年までの四年間の歟下年季の延長をして、「右式口合、反別百拾八町式反九畝拾壹歩之場所、故障折合次第普請仕立、来ル申年御検地御高入請之積被仰付度奉願上候」と二つ合わせた一一八町二反九畝一步について万延元年（一八六〇）に検地・高入を目指す計画で願ひ出をし、そしておそらくこれも願ひの通り許可されたのであろうが、これも結局果たされることはなかった。結果として文政九年に下知済の一二〇町歩のうち、文久年間以降開発が本格的になる以前に高入ができたのは、天保五年に高入のわずか一町七反一九歩のみであったのである。なお、当初の乙島新田の計画地と何度も年季の延長を願ひ出ることとなった二三町二反九畝歩余と九五町歩のおおよその場所

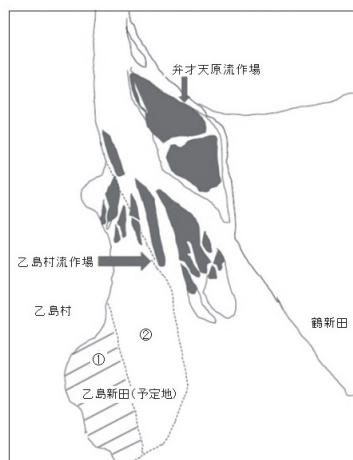
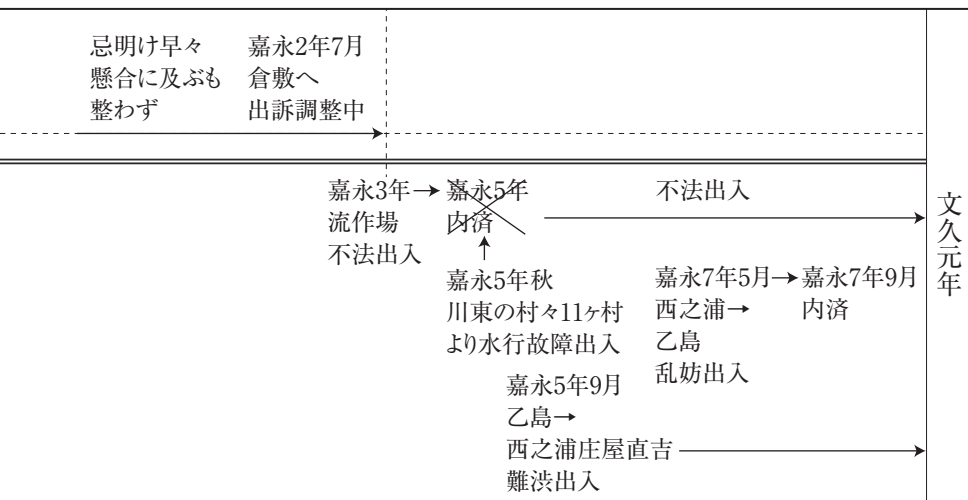


図1 乙島新田計画地概図
注) 柚木家文書110をもとに作成。

は【図1】¹³⁾の通りである(①の斜線部が二三町二反九畝歩余分、②が九五町歩分、破線部から内側の①②合わせて一二〇町歩)。

二 水行故障と乙島新田

以上、乙島村の新田開発の経緯について、本格的に新田開発が行われることとなる文久年間以前までを見てきた。ここまでで明らかになった点を挙げておきたい。

まず、従来乙島新田の開発に関しては、さまざまな問題があったことが指摘されてきた。¹⁴⁾自然とのたたかい、上郷・川内の村々とのたたかい、村人とのたたかい、銀主とのたたかい、である。しかし、このうち上郷・川内の村々とのたたかい(新田に対してさまざまな故障を申し立

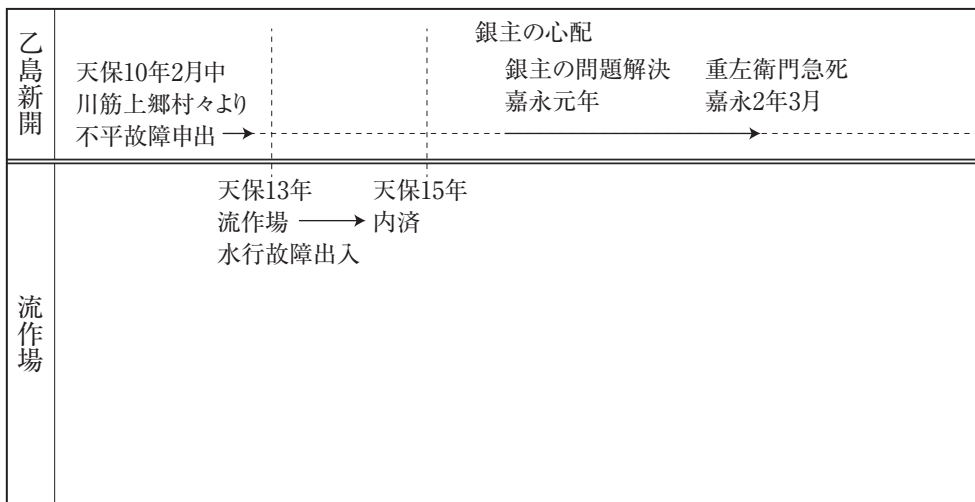


図2 乙島新田と流作場をめぐる水行故障

注)主に「新開由來書上」(乙島守屋家文書 1666)・「流作場一件出入書類写」(乙島守屋家文書 2944)・「嘉永七寅十月廿二日御奉行所様江差出候覚書写」(乙島守屋家文書 283)等をもとに作成。

て近隣の村々とのたたかい)に関して言えば、乙島新田を対象としているものは天保十年の上郷一二ヶ村による水行故障のみ、と非常にシンプルであることがわかる(図2 参照)。そしてこの乙島新田にかかった水行故障が文久元年まで決着がつかず、開発が滞ることになるのである。この問題がなかなか解決に至らなかった要因としては、途中で流作場にかかる水行故障が並行しておこったことが大きいだろう。【史料一】・【史料二】にみられたように、乙島村でも流作場にかかっている水行故障と乙島新田にかかっている水行故障とを明確に区別しており、さらに両者が混同しないよう、まずは流作場にかかっている水行故障を解決しようとする方針がとられた。そのため、文久元年に流作場を含めすべての問題が解決してはじめて、乙島新田の開発が動き出すことになったのである。

第二章 文久元年から乙島新田の完成まで

一 経緯

文久元年に内済が整ったことで、ようやく本格的に乙島新田の開発が始まる。以下、その経緯をみていきたい。

文久元年以降の乙島新田開発の大きな動向として、文久元年にすべての水行故障が解決したことを契機に、流作場も乙島新開に組み込まれたことがある。

（嘉永三年以降乙島村に掛かっている水行故障に関して）猶又文久元酉年御奉行所方御勘定様方御出張、場所御見分御吟味中、倉敷村植田武右衛門嘸^ニ立入熟談内済仕、水行差障者勿論都而故障解相成候^ニ付、右流作場之分、御新開御取立御高入之積、私受^ニ被仰渡、猶文政九戌年御下知済御新開場是亦故障解^ニ相成候^ニ付、二口合惣反別百五拾壹町壹反歩余、御改^ニ而別紙御請証文之通、文久二戌年十二月中御下知之趣被仰渡、右町歩之内式拾三町三反歩余者翌亥年御檢地御高入之積、九拾七町三反歩余者、右戌方寅迄五ヶ年銚下翌卯年御檢地御高入之積、三拾町四反歩余者、右戌方午迄九ヶ年銚下、翌末年御檢地御高入之積是又被仰渡¹⁵

前述のように、文久元年に倉敷村の植田武右衛門の仲介により、流作場、乙島新開にかかっていた水行故障がすべて解決する。これを契機として、流作場の分も乙島新開として取り立て、高入を目指すこととなる。文政九年

に下知済みの乙島新開の残りの反別、そして今回加わった流作場分の反別、これら二つの反別を合わせた「二口合惣反別百五拾壹町壹反歩余」に関して改めて請証文の提出がなされ、文久二年（一八六二）の十二月に「下知之趣」が仰せ渡されることとなった。その当初の計画としては、一五一町一反歩余のうち、二三町三反歩余については翌文久三年に検地・高入、九七町三反歩余については文久二年から慶応二年（一八六六）まで銚下年季のうえ、翌慶応三年に検地・高入、三〇町四反余については文久二年から明治三年（一八七〇）まで銚下年季のうえ、翌明治四年に検地・高入、というものであったようである。その後の経緯を簡単にみていこう。¹⁶まず、文久三年正月中に争論となっていた場所について地改役人が出張の上、訴訟方と相手方の村役人一同が案内して、新開場の囲堤の場所の確認や、定杭を打ち渡すこととなった。¹⁷そしてその際に「急速新開普請可取掛旨」と急ぎ新田開発の普請に取り掛かるべき旨を仰せ渡されることとなる。その結果、「元治元子年三月中、其節之御支配御代官大竹左馬太郎様御檢地、式拾□町五反壹畝拾貳歩御高入^ニ相成候」と、元治元年（一八六四）に約二〇町余の

分は検地・高入となった。これは、文久二年の下知の際、文久三年に検地・高入の予定だった「一五一町一反歩余のうち、二三町三反歩余」の分であったものと推測できる。

それ以降、九七町三反歩余のうち四〇町歩余の場所について、元治元年十一月中に新開堤に取り掛かり、慶応元年十一月には惣開掻揚堤によって汐留メ切をしてさらに石垣をつくる普請をしている。しかし、翌慶応二年二月三日、大風雨と大汐によって折角出来上がった堤防が決壊、破損してしまう。銀主に関して、慶応元年八月中にそれまでの内銀主が新開を手放すことになったため新たに銀主を募っており、同年九月から乙島村の理左衛門、備後国雨木村の平左衛門の二人の世話によって、阿賀崎村の百姓曾六とその他一二人の合わせて一五人を内銀主として普請をおこなっていたが、大風雨と大汐による堤防の破損を受け内銀主たちからそれぞれ異存が出来ることとなり、出銀が滞るようになってしまったようである。その結果、片島村庄屋健蔵、玉島村庄屋正兵衛の仲介を受けて、規定書を作成してこれまでの内銀主は新開を手放すこととなり、その後は矢掛村治左衛門・奥山田村善

三郎の二人が内銀主となっている。以降は銀主問題の解決を受け、慶応二年十月中から再び普請を開始。翌慶応三年五月中には再び汐留メ切をすることが出来るも、文久二年の下知の際の予定だった慶応三年の高入は間に合わなかったため、慶応三年から明治二年までの三年間に缺下年季を延長し、明治三年に検地・高入のつもりで慶応四年二月中には地割に取り掛かるという流れになる。

以上が地割に至るまでの経緯であるが、慶応四年（一八六八）の二月以降の地割の段になって村人との、また銀主同士の争論が起ることとなる。これらの件に関しては、『新修倉敷市史』に記載があるので、⁽¹⁹⁾詳細は省くが、最終的に明治五年（一八七二）の三月には、新開反別一二〇町歩の内の五〇町歩余について「御新開場御検地御高入請願書」が出されている。

翌卯年五月中開堤再汐留追々普請仕、去未年中新開場地抱之上試作仕候間、当申年御検地御高入奉願上候、追而地引絵図小前帳共可差上候、右願之通御採用被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上⁽²⁰⁾

これから慶応三年の新開普請完成の後、明治四年になって試作をして、翌年の明治五年に検地と高入の願い出が

される、という経緯が読み取れる。この願い出の結果検査が行われ、寛政年間より目論まれ、守屋家三代にわたっておこなわれた乙島新田が完成することとなった。

二 流作場と乙島新田

前項で文久元年の内済以降、ようやく本格的に開発が開始された乙島新開の開発の経緯を確認してきた。文久元年の内済による流作場・乙島新開それぞれにかかっていた故障全ての解決を受けて、もともとの流作場の反別も乙島新開の反別に組み込まれることとなるが、この項ではこの点に注目し、乙島新田とは区別されていた流作場がどのように乙島新田に組み込まれていたのか分析すると同時に流作場と乙島新開の関係について考える手がかりとしたい。まず、文久元年に流作場、乙島新開合わせて一五一町一反歩余に関して請証文の提出がなされた際、どのように流作場が組み込まれたかについて、文久元年八月付の「御新開願書写」が確認できる。

村方地先附寄洲并海干渴

一、凡反別百五拾町歩余

御新開御高入
奉願候分

内

反別貳拾三町歩余

是者流作場并新開試作等之場所ニ付、堤築

立次第御高入奉願候分

反別九拾七町歩余

是者葭生并砂地之分ニ付、右貳拾三町歩余

之場所

御高入被仰付候年々五ヶ年目御検地奉願
候分

反別三拾町歩余

是者海面干渴之場所ニ付、右同所御高入被

仰付候年々拾ヶ年目御検地奉願候分

外

壹町貳反歩余 字蕃山前附寄洲

是者新規流作場ニ奉願候分⁽²⁾

このように願い出されており、開発予定の一五〇町歩余のうち二三町歩余は元流作場ともともと乙島新開用に試作などをしていた場所、九七町歩余は葭が生えていたり砂地であったりする場所、三〇町歩余は干渴の場所であったことが伺える。また、乙島新開とは別に字蕃山前附寄洲流作場の一町二反歩余も流作場として願い出がさ

れたようである。文政九年に下知済みの乙島新開であったが、これまで述べてきたようにいろいろと不都合が生じ全く計画通りにいかず、鉤下年季の延長を延ばしてばかりであった。それに加え、文久元年の内済を契機に乙島新開の反別に流作場の反別が加わったことなどを受けて、改めて新開願書の提出がなされたものと推測される。

次にそれぞれの鉤下年季の計画をみると、流作場と試作の分は堤ができた次第高入、葭草が生えている場所や砂地の場所は高入を命じられてから五年後に、干潟の部分は一〇年後の検地を願ひ出ている。文久二年の下知を受けた時点の予定は前述したようであったから、基本的に文久元年の勝太郎による新開願書の内容に沿って下知が下されたようである。このような願書、およびそれに対する承認を鑑みるに、開発の難易度的にはすでに作付をしている流作場や試作地が一番容易、次に葭草が生えている場所や砂地の部分、一番難しいのが干潟の部分であったのだろう。前述のとおり元治元年（一八六四）には約二〇町ほどについて検地・高入がなされるが、これは「元流作場之分并文政九戌年御下知済御新開場之内試作仕付罷在候場所」⁽²⁰⁾であって、その後囲堤をつくり汐

留^メ切などをするも大風雨などにより堤防が破損するなどなかなかうまくいかなかった干潟部分の開発などに比べ早くに開発が完成している。つまり、文久元年を契機に乙島新開に組み込まれた流作場の部分は、すでに作付がなされており後は囲堤を造るだけでよく、比較的容易に開発ができることが見込まれたから、文政九年に下知済みのもともとの乙島新開の部分に先立って開発、検地、高入がされたとみることができる。なお、数多くあった中洲部分（流作場）のどの部分がどのように乙島新開に組み込まれていったのかについては、今後の課題とする部分が大きいが、絵図をみると【図3】⁽²¹⁾のように（斜線部が元治元年高入の部分）主に中洲の部分と乙島村の地先の一部が検地・高入となったようである。

このように文久元年の内済を契機として流作場は乙島新田に組み込まれていくが、それが可能となった要因として、内済に関連して西松山川の流作場の検地が行われ、それまであいまいであった流作場の把握がきちんとされたことがあった。最後にこの検地の結果を確認しておきたい。文久元年七月、「乙島村地先附寄洲新開地与訴訟方申立候場所」、つまり訴訟方の村々によって、乙島村

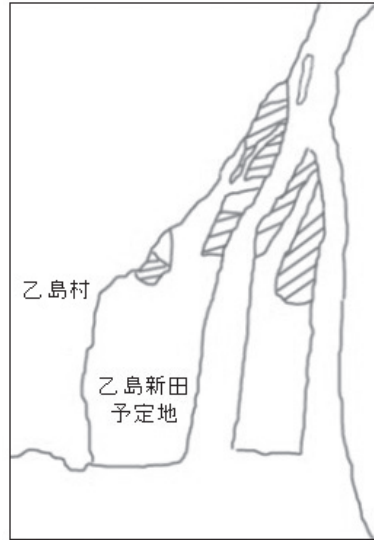


図3 元治元年高入地概図
注) 柚木家文書 111 をもとに作成。

が新たに流作場を広げている、と申し立てられた場所の
検地の結果は【表1】のとおりである。

つまり、文久元年の段階での乙島村の流作場は四五町
二反七畝一七歩であり、ここから定められた川筋に支障
がある部分は切り流された上で、その一部分が文政九年
下知済の分の試作分と合わせて元治元年に検地・高入と
なったものとみることができる。

ちなみに、それぞれ

乙島村二面、字水門口壺之洲、元反別四反四畝拾
八歩与申立候場所

表1 乙島村流作場の反別増減

字名	改反別	元反別	差引分(+)
水門口壺之洲	8反24歩	4反4畝18歩	3反6畝6歩
焼山下岡飛洲	1町1反2畝18歩	6反21歩	5反1畝27歩
焼山下西飛洲	2反22歩	1反3歩	1反19歩
西川合飛洲	1町5反6畝9歩	7反9歩	8反6畝歩
同所	1町1反3歩	1反1畝6歩	9反8畝27歩
水門口二之洲	3町7反8畝5歩	1町8反6畝21歩	1町9反1畝14歩
番山前洲	2町4反7畝4歩	1町3反歩	1町1反7畝4歩
番山前洲下	1町8反8畝17歩	6反9畝21歩	1町1反8畝26歩
元洲	11町5反1畝21歩	6町7畝9歩	5町4反4畝12歩
沖西飛洲	20町6反9畝17歩	5町9反6畝15歩	14町7反3畝2歩
沖飛洲作左衛門原	1反1畝27歩	3畝12歩	8畝15歩
計	45町2反7畝17歩	17町9反15歩	27町3反7畝2歩

注)「統海面干潟新開場取調一件」(滝澤家文書II-2-D-12)をもとに作成。

一、御改反別八反廿四歩

元反別与差引

三反六畝六歩 余歩

のように記載があるため【表1】が作成できたわけであるが、この表により元の反別が一七町九反一五歩であることが確認できる。これは、文政二年（二八一九）に流作畑として検地を受けた一七町九反一五歩と一致するから、乙島村の流作場については文政二年以降検地がなされておらず、なおかつ文久元年までの約四〇年間の間に二七町三反七畝二歩の反別の増加があり検地帳の記載と実態に大幅な乖離があることがいえるのである。流作場をめぐる主に治水面での乙島村と上流の村々との対立については稿を改めることとしたいが、流作場にかかる水行故障がなかなか解決しなかった理由はここにあるものと考えられる。乙島村が建前上「流作畑請地以外は流作場を広げるようなことはしていない」と主張していた乙島流作場について、実際は流作場を拡大しており、だからこそ、開発と治水をめぐって水行故障が泥沼化することになったのだろう。なお、【表1】の作成に用いた「覚」⁽²⁶⁾には乙島村の流作場のみでなく、文久元年の段階

の西之浦村地先論所、玉島村之内上成地先之分、上下船尾村地先：等々、訴訟方・そして相手方となった西松山川の流域の村々の流作場の検地結果が記されているが、特に乙島村に関しては、乙島村がいう「文政九年に下知済の一二〇町歩の内の試作分」についても

訴訟方ニ而附寄洲新開、乙島村ニ而新開百式拾町歩願済之内、試作与申立候場所、於九ヶ所之分

一、御改反別拾式町五反六畝拾七歩

のように訴訟方の村々と意見が食い違っている様子が伺える（訴訟方は附寄洲新開とみなしていた⁽²⁷⁾）。これらのことは土砂堆積や大雨、洪水などによりすぐに地形が変化していく流作場という特徴上、その土地の実態の把握が全くなされていないためにおきたものといえるであろう。最終的に松山川流域の検地が行われて、ようやく流作場にかかる訴訟が全て解決し、乙島新田の本格的な開発が始まることとなったのである。

おわりに

以上、本稿では乙島新田について、その開発経緯の実態を明らかにすると同時に、特に流作場と乙島新田との

関係について両者の区別を意識しつつ分析した。先行研究で流作場にかかっている水行故障と乙島新田にかかっている水行故障が混同されているという問題点を指摘し、今一度整理を試みた結果、第一章では文久元年の内済を受けて初めて、乙島新田の反別に流作場反別が加わるのであり、それまでは両者は区別するべきであること、

また、水行故障もそれぞれ別の文脈でかかっていることがわかった。両者の区別を意識して水行故障出入についてみると、乙島新田に対してかかった水行故障は天保十年のもののみであり、水行故障の問題は乙島新田よりはむしろ流作場の方で深刻化しているといえる。そして乙島新田の開発が進まなかった理由も、流作場にかかる訴訟がなかなか解決しなかったことが大きいことがわかった。第二章では乙島新田の反別に流作場反別が加わってからの経緯と、どのように乙島新田に流作場が組み込まれていったのかについて分析をした。まだまだ課題も多いが、流作場が新開反別に入れられてからは、元流作場は開発が容易な場所と見込まれ、早々に高入をする場所として扱われたこと、また、乙島村の流作場は文政二年に検地を受けてからは検地を受けておらず、帳簿

の反別と実態が乖離している状況、またその土地利用についても曖昧であり近隣の村々との意見の食い違いが起こっている状態があることがわかった。乙島新田の開発がなかなか進まなかった一因は、これらの西松山川流域の環境があったのであろう。

従来西松山川流域の流作場については自治体史等に記載はあるものの、具体的にとりあげた先行研究はなく、この地域の流作場が地域社会を考えるうえで非常に大きな意義をもつにもかかわらず今まで意識されずにきた。その理由としては、これまで全国的にみても、享保の改革に関連した享保期の主に関東筋における流作場開発関連の研究以外では、流作場については注目がほとんどされてこなかったということがある。⁽²⁸⁾しかし今回の分析を踏まえても、この地域の新田開発、水行故障、そして村同士の境界などについて考える際、流作場の存在は見逃せない。今一度流作場との関係からこの地域の新田開発について考えなおすと同時に、特に近世後期におけるこの地域の流作場のあり方についても検討していく必要があるだろう。今後の課題としていきたい。

注

(1) 守屋家文書に関しては、九州大学所蔵のものと倉敷市所蔵のものがあるが、今回は九州大学所蔵のものを中心に扱った。また、九州大学所蔵の守屋家文書は目録番号と請求番号が異なるが、引用に際しては請求番号を記した。なお、以下の史料群の所蔵についてはここに記した上で略記した。

「乙島守屋家文書」 九州大学付属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵。

「滝澤家文書」 倉敷市所蔵。

「柚木祥吉郎家文書」 倉敷市立玉島図書館所蔵。以下「柚木家文書」と略記。

(2) 「乍恐以書附奉願上候」(乙島村地先海面新開願) (乙島守屋家文書五四四一一二)。

(3) 「新開由来書上」(乙島守屋家文書一六六六)。

(4) 村高不相応に人別が多いという理由は新田開発に限らず、流作場関連や農閑余業関連など様々な史料で散見されるが、実際に乙島村の人口・村高の変化についてみると、天明八年(一七八八)が村高八九四石六斗三升四合六勺(反別一一一町八反五畝一五歩)に対して人数一八三八人、文政十三年(一八三〇)が、村高に変化がないのに対して人数が二六四二人と、村高に対して人口が増加している様子が伺える(乙島守屋家文書一六九八・一七〇〇・一七〇三)。

(5) 以下、主に「新開由来書上」(乙島守屋家文書一六六六)、「新開最初方始末御答書」(乙島守屋家文書二八二六)・乙島守屋家文書二九八一などによる。

(6) 「新開由来書上」(乙島守屋家文書一六六六)。

(7) 同右。

(8) 同右。

(9) 同右。

(10) 以上流作場にかかっている故障の内容については「乍恐以書附奉願上候口上」(「流作場一件出入書類写」乙島守屋家文書二九四四)より。

(11) 「流作場一件出入書類写」(乙島守屋家文書二九四四)・「乍恐以御書付御吟味奉願上候」(連島町誌編纂会編「連島町史」連島町誌編纂会、一九五六年、三五二・三五四頁)。

(12) 同右。

(13) 柚木家文書一一〇をもとに加工。嘉永二年の比定がされているが詳細は不明。流作場の反別の書入れを見るに文久元年以前。

(14) 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史 第三卷 近世(上)』(倉敷市、二〇〇〇年)六三八・六四九頁など。

(15) 乙島守屋家文書二八二六。

(16) 以下、主に乙島守屋家文書二八二六による。

(17) この件に関して、「御定杭御請証文写」(乙島守屋家文書二八一七)が確認できる。これは文久元年の内済を受け、文久二年に御説(評力)定所での内済が聞き届けられたことを受けて「右熟談境筋御定杭、左之通御打渡被成候」と一四本に及ぶ定杭を打ち渡したようである。

(18) この規定に関しては、「これまでの出銀高や役割に応じて新開後の耕地の割り渡しについて「継添規定」が行われた」として先行研究にその内容がまとめられている(前出「新修倉敷市史 第三卷 近世(上)」六四七頁)。同内容は「御新開規定書」(乙島守屋家文書二八三二)・「乍恐以書付奉申上候」(乙島守屋家文書二八二六)等でも確認できる。

- (19) 前出『新修倉敷市史 第三卷 近世(上)』六四四～六四九頁。
- (20) 乙島守屋家文書二八一六・二八二二。
- (21) 乙島守屋家文書二七二五・二八二四。
- (22) 乙島守屋家文書二八二六。
- (23) 柚木家文書一一一をもとに加工。年代は慶応四年と比定できる。
- (24) 絵図(乙島守屋家文書六二八五や柚木家文書一一一)を見る限り、元流作場の場所では、中洲部分がもとの元洲・沖西飛洲流作場、それと乙島村の地先側の水門口二ノ洲・西川合飛洲流作場のあった辺りが元治元年に高入となっているようであるが、判然としない。
- (25) 後年の史料にはなるが、「嘉永七寅十月廿一日御奉行所様江差出候返答書写」(乙島守屋家文書一八三五)では乙島村の流作場の由来として、安永四年(一七七五)に花木伝次郎代官のもとで流作請地として願い出をし、年々見取で年貢を上納していたが、後に検地入の流作畑に決まり、文政二年に大草太郎右馬代官のもと改めの上、それらの流作畑(数ヶ所で行われている流作畑をまとめて)を反別一七町九反九畝一五歩としてひとまとめにして検地帳が下げ渡された、としている。
- (26) 「続海面干潟新開場取調一件」(滝澤家文書Ⅱ-2-D-12)。
- (27) その他「訴訟方ニ而右同断(附寄洲新開)、乙島村ニ而附寄洲試作与申立候場所、於六ヶ所之分」と「訴訟方ニ而乙島村流作受之場所、乙島村ニ而者宇守屋新田外沓カ所、天保五年年新田御高入式町八反四畝六歩之場所与申立候場所」についての御改反別が記載されている。

(28) 享保期の流作場開発について扱った先行研究としては、大谷貞夫「元文―延享期関東における流作場検地」(『成田山教育

文化福祉財団紀要』第二号、一九七〇年)、同「勘定組頭堀江荒四郎と流作場開発」(『地方史研究協議会編『房総地方史の研究』雄山閣出版、一九七三年)や松尾公就「享保改革末期の新田政策」(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館、一九八三年、のちに松尾公就『近世関東の村落支配と農民』大河書房、二〇一六年に増補所収)、大石学「享保改革期における流作場開発政策と村落―下利根川流域野木崎村を中心に―」(『徳川林政史研究所研究紀要 昭和五十四年度』徳川黎明会、一九八〇年、のちに同「享保改革の地域政策」吉川弘文館、一九九六年に増補所収)などがある。また、これら享保期の流作場開発について、治水的側面から論じたものとして、村田路入「吉宗の政治」(『岩波講座 日本歴史 第十二巻 近世三』(岩波書店、二〇一四年) などがある。

(ふるいち しおり 筑陽学園高等学校)

湛井十二か郷用水（西一郷半用水）の開削

―倉敷市上東中嶋遺跡の発掘調査成果をもとに―

上 梶 武

はじめに

岡山県新見市の花見山東麓を源に南流して倉敷市で水島灘に注ぐ高梁川の下流付近、総社市井尻野字湛井に湛井堰がある。昭和四十（一九六五）年にコンクリート固定堰に改修された湛井堰は、寿永元（一一八二）年に妹尾太郎兼康の目論見により福井二郎左衛門が奉行となつて築造したという伝承を持つ⁽¹⁾。兼康は妹尾郷に所領を持つ土豪で、堰とともに湛井十二か郷用水も整備したと言われる。

湛井十二か郷用水兼康築造説の当否はともかく、湛井堰は平安時代初期に、幹線水路も井尻野から岡山市北区新庄上字岩崎あたりまでは平安時代に整備されていた可

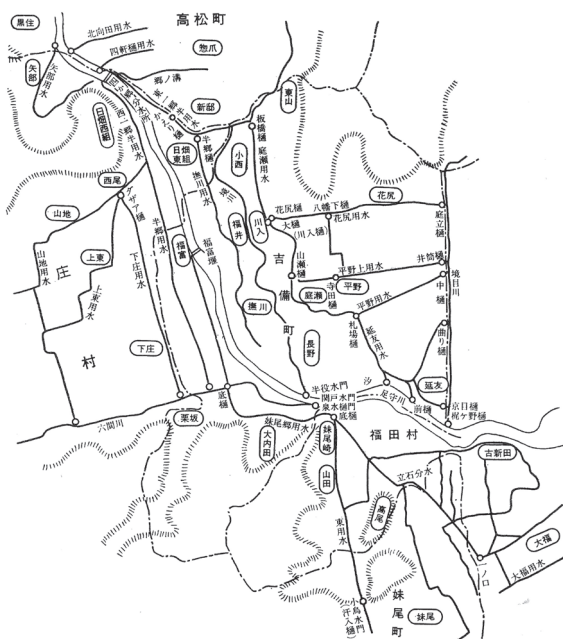
能性が指摘されてきた⁽²⁾。永仁六（一二九八）年に原図が破損され、以降に筆写が繰り返された「備中国賀陽郡服部郷図」（以下「服部郷図」）にある「大溝」は階田用水（幹線水路から総社市総社字西山で分岐する分水路）に該当すると指摘されており、さらに新納泉は「地理情報システムを用いた歴史的地域的景観復元のための技術的検討」をすすめる過程で「服部郷図」に描かれた総社市の旧服部郷の踏査を行い、「服部郷図」に「大溝」と朱描きされた二重線が現在の階田用水と概ね合致することを確認している⁽⁴⁾。階田用水は、湛井十二か郷用水でも上八か郷用水に属する。

十二か郷用水の幹線水路は、総社市井尻野の湛井堰で高梁川の水流を取り込み岡山市北区新庄上字岩崎で足守

川に注ぐ。そして、足守川をやや南に下った倉敷市日畑字西山の下四か郷堰から取水して水田などに配水する用水路は下四か郷用水としてまとめられている。この下四か郷用水の開削時期は、伝承も含めて不明なままである。現在の階田用水は「服部郷図」に記載された「大溝」を踏襲するとされるが、下四か郷用水についても同様の状況が当てはまるのかは判然としない。

ところで、現在の下四か郷用水のうち、西一郷半用水の downstream には上東用水が敷設されている。西一郷半用水から上東用水沿いでは、上東中嶋遺跡（倉敷市上東）⁽⁵⁾ の発掘調査が実施され、中世の溝や下がりが出された。上東中嶋遺跡の発掘調査報告書では、中世溝・下がりの歴史的な位置づけまでは検討されていないが、調査区が現在の西一郷半用水から上東用水沿いに位置するため、検出遺構と西一郷半用水及び上東用水との関わりを検討は必要である。そこで、上東中嶋遺跡の発掘調査成果をもとに、検出遺構と湛井十二か郷用水の西一郷半用水や上東用水等との関わりを検討したい。

一 西一郷半用水について



第1図 下四か郷用水

昭和二十七年（一九五二年）、倉敷市日畑字西山の下四か郷用水分水所がコンクリート堰に改修された。⁽⁶⁾ それ以前は足守川の中州を利用して土俵堰を設け、樋門によって東西に用水を分水していた。この分水所から東へ流下

する用水路は東一郷半用水で、西流する用水路が西一郷半用水である。西一郷半用水は西尾のダザア堰で上東用水と下庄用水、山地用水に分岐する(第1図)。そして各用水の余水、悪水は六間川に放流される。

西一郷半用水と東一郷半用水からなる下四か郷用水の開削時期について記した文献は確認されていない。ただ、天正十三(一五八五)年に宇喜多秀家が現在の早島付近の新田開発をおこなった際、前年に下四か郷堰からの取水を計画していたと考えられることから、少なくとも天正十二年以前には開発されていたことが推測されている。この関連文書は「三九 八ヶ郷始まり覚書 尾崎公彦所蔵文書」⁽⁸⁾として『早島の歴史 三 史料編』に翻刻が掲載されている。⁽⁹⁾

覚

一、酒津井手川初り、備中河切ニ備前様御知行ニ付、
天正拾貳年^(甲申)のへさる之年大ひてりニ而、八月
朔日岡文前守様宮内西へ御出被成、板倉之橋下
よりた、いノ井手水山南郡へ水筋井手ヲ付可被^(堪井)
下と、水御もらせ被成候へば、東之庄村之北
よりもすかはなまて壺丈余西たかく御座候故、
^(百舌ヶ鼻)

た、いの水罷不成と被仰、にわせへ御帰り被成^(庭瀬)

候、同九月九日ニ山北た、いへ御座被成、河筋御もくろミ被成、酒津古城へ御座被成御ひるへ^(目論見)

んとう城山にて上り、それにて水筋御もくろミ

被成、其日ハ浜村四郎三郎所ニ御逗留被成、同

十日ニ知原九右衛門被仰付、井手筋ほうし立申^(勝則)

候□□請樋より両井手筋ほうし御たて被成候^(勝示)

て、霜月十六日ニ高下水御もらせ、明ルとり之^(西)

正月五日ニくわはしめ被成、三月二日ニ樋まで^(歟)

相調申候、其後水御通被成御覽之時六寸御上ケ

候へハ、上へ水上り不申ニ付、又三寸ニ被成候

て御覧候へハ、下へすくなく候ニ付、四寸ニ被

成水半分之定りにて御座候、其時樋守ハ浜村四

郎三郎ニ仕候へと被仰付候、

一、とり之年水おもひ之ま、上り候へとも、東阿知

西たかく候故、とをひかたのやうニ罷成、中之^(遠干湯)

庄沖ハふちニ成申ニ付、とり之霜月二日迄ニ東

之庄村西より子位庄さかへましては塀仕置、い^(戊)

ぬの正月五日より大道筋知原九右衛門奉行にて

御つかせ被成候、

一、其時之八ヶ郷ハ浜村・子位庄村・東阿知村・三田村・西之庄村・五日市村・二日市村・早島村ニテ御座候、其時藏敷村より水之御理り被申上候へハ、浜村之水過り可有之候間、はま水之過り遣可申と被仰付候、以上、

天正十三年八月日

「八ヶ郷覚書」は酒津から引水する「八ヶ郷用水」の開削に関する文書で、本稿に関連する部分を検討する。

天正十二（一五八四）年の大日照に対処すべく宇喜多秀家は重臣の庭瀬城主岡豊前守に開拓事業を推進させる。当初の計画は、「板倉之橋下よりた、いノ井手水山南郡へ水筋井手ヲ付可被下」とあり、「板倉之橋」の下手にある「た、いノ井手」から山南郡（旧山手村・旧清音村と倉敷市境の山塊の南側。旧窪屋郡南部）に「水筋井出」を敷設するというものであった。そのための調査を八月一日に実施しているが、結果、「東之庄村之北」から「もすかはな」まで西の方が「壱丈余」（約三メートル）高くなるという地形の制約があり、この計画は頓挫した。そこで、酒津から取水していた用水路を改修することを計画し、実施することになった。

文書にある「板倉之橋」については足守川に架けられていた橋で、その下手に位置することから「た、いノ井手」は下四か郷堰の可能性が指摘されている。^⑩『早島の歴史 通史編（上）』には、「備中宮内・板倉（現、岡山市吉備津）あたりから現在の庄地区へ水を引き、そこから中庄地区を経て、新田部分（八カ郷）に水路を敷設しようとした」（二三頁）とあるが、その場合、足守川と用水路が交差することになるため、この記述は妥当とは考えられない。現在では下四か郷分水所が整備され、足守川から東西方向に配水している。

「もすかはな」は現在の倉敷市中庄百舌鳥^{もず}に比定されている（第2図）。^⑫ 一帯は平安時代末に万寿荘が形成され、「万寿」が転訛して「モズ」と呼称されるようになった^⑬という。万寿荘は、養和元（一一八一）年にはすでに本荘、東荘、西荘に分割されている。^⑭「東之庄村」は東荘が所在した場所に形成された近世村落で、明治九（一八七六）年に上庄村と合併して都宇郡上東村（現倉敷市上東）となる。^⑮

「板倉之橋下よりた、いノ井手水山南郡へ水筋井手ヲ付可被下」という事業は、「東之庄村之北」から「もす



第2図 関連地図（5万分の1地形図「岡山南部」に加筆）

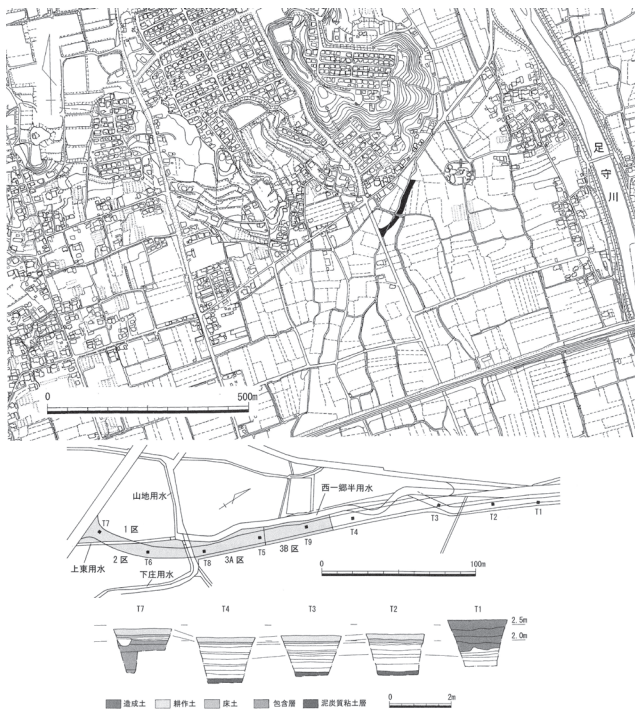
かはな」にかけて標高が高くなるということで断念された。「東之庄村」に比定される上東北部から中庄百舌鳥にかけての中間付近にあたる倉敷市二子には、標高一五一・八メートルの高鳥居山がある。高鳥居山からは東に位置する才公山に向かって尾根が延びており、低い鞍部が高鳥居山と才公山を接続する。この鞍部が事業の障害になったと推測する。

以上から文書にある「た、いノ井手水」は下四か郷堰から配水された用水路で、さらに「東之庄村之北」や「もすかはな」の記載から西一郷半用水及びその下流用水をさすと推測できる。このことから、西一郷半用水が天正十二年段階にはすでに機能していたという理解に繋がる。

「八ヶ郷始まり覚書」から西一郷半用水が天正十二年には機能していた可能性が読み解けるものの、「た、いノ井手水」が開削された時期に迫ることは困難である。しかし、上東中嶋遺跡の発掘調査では、西一郷半用水の開削時期についてある程度迫ることのできる成果が確認された。そこで次章では、上東中嶋遺跡の調査成果を示して西一郷半用水等との関わりを検討する。

2 上東中嶋遺跡の発掘調査成果と西一郷半用水

上東中嶋遺跡の発掘調査は、一般県道吉備津松島線の道路改築に伴って平成二十一（二〇〇九）年十月から平成二十二年二月にかけて実施された¹⁶。調査区は上東用水を挟んで1・2区、下庄用水を挟んで2・3区という配置で設定されている（第3図）。



第3図 上東中嶋遺跡調査位置図（上。黒塗り部分）・調査区配置図およびトレンチ柱状図（下）

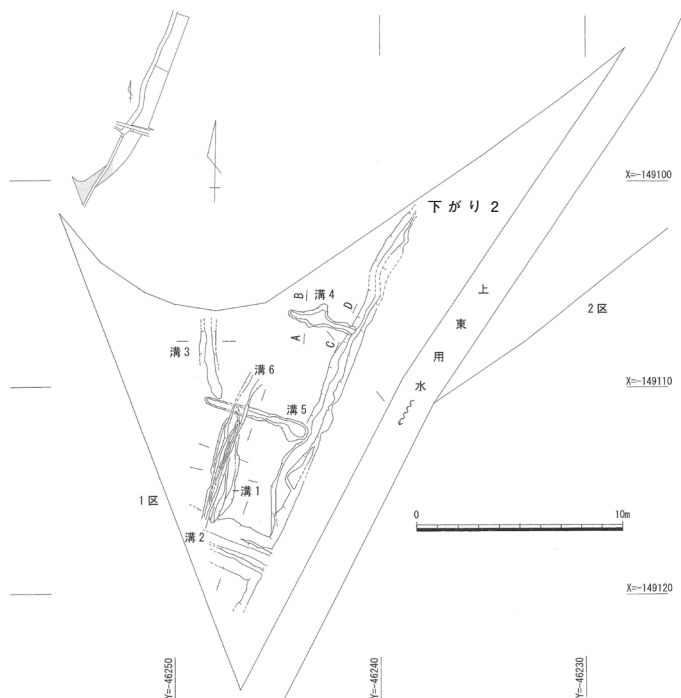
1区では縄文時代晩期末の突帯文土器や安山岩製の石器・剥片が見つかり、また弥生時代後期後半の土器棺と土坑が検出され弥生土器が出土している。さらに、中世の掘立柱建物や井戸、土坑、溝、下がりが見つかる。土師器や須恵器、備前焼などが出土している。以上から1区は微高地に相当することが判明している。

2区では弥生土器や古墳時代～古代の土師器や須恵器、中近世の溝や耕作痕と土師器、須恵器、3区では中近世の耕作痕や土師器、須恵器が見つかる。これらの調査区は中世以降に耕作地化され、現在に至る。なお、古代以前の2・3区は低位部で、土器などを投棄した状況が窺える。

上東中嶋遺跡の調査では、古代以前に低位部であった2・3区が、中世以降に耕作地化された状況が確認された。この耕作地化に関わる可能性がある遺構が1・2区で検出された下がりや溝である。

1区の下がり2は上東用水と平行する斜面で、溝2が直交して付設する（第4図）。下がり2の南東側は現在も機能している上東用水と重なるため、発掘調査では掘り込みを検出したのみで下がりとして報告されている。し

かし、微高地の縁辺部を人為的に掘削している可能性が考えられること、埋土層が断面皿状もしくは水平近くに堆積していることから溝である可能性が推測されてい

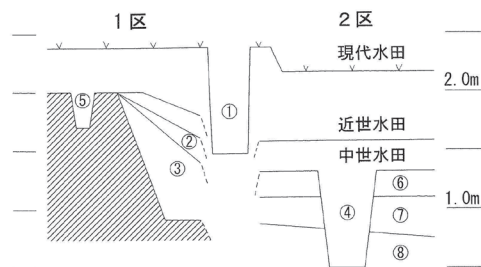
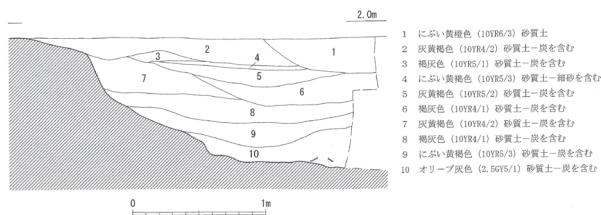


第4図 1区遺構配置図

る。下がり2は上東用水と重なるため、完掘することはできず底部は確認されていない。第5図下がり2断面図で底部のようにみえる平坦部は段状に形成された部分で、この段状部を挟んで斜面は上東用水に向かいさらに下がる。この段状部分の標高は〇・九メートルである。上東用水の南東に位置する2区では標高一・三メートルに中世水田面が広がるため、このことから下がり2が溝であると判断できる。下がり2が溝の場合、その底部は上東用水の真下に位置することになる。

下がり2では少なくとも二回の掘り直しがみられる。最古段階の埋没土層は第七～十層（第5図断面模式図③下がり2下層）である。これらの土層により埋没した段階で掘り直し改修する。この段階の掘り直しは浅く、第二～六層（第5図模式図②下がり2上層）で埋没している。その後、再び掘り直し、第一層がその端部である（第5図下がり2断面図）。

下がり2からは土師器碗・小皿・杯・鍋・三足鍋・移動式竈、須恵器四耳壺、亀山焼壺・甕・捏鉢・瓦、備前焼壺・甕・拵鉢、青磁碗、白磁碗、土錘、羽口、砥石、鉄鑿、鉄釘などが出土した。土師器碗・小皿・杯・



- ①「上東用水」 ②下がり2上層 ③下がり2下層 ④溝7 ⑤溝4
⑥中世包含層 ⑦古代包含層 ⑧古墳時代後期以前包含層

第5図 下がり2断面図(上)・
溝4・7、下がり2、水田断面模式図(下)

鍋や須恵器四耳壺などは下がり2の壁面から底部に張り付くような状況で出土している。以下に時期的な特徴が抽出できる資料について触れておく。

高台付の土師器碗は、直径九・二〜十三・二センチメートル、器高三・一〜四・七センチメートル、高台径四・〇〜五・二センチメートルである。各法量はおよそ相関関係にあり、高台の高さも同様の関係にある。高台はしつ

かり立ち上がって底部に面を持つものや断面三角形を呈するものがあり、前者が高い。体部は内外面ともにナデ調整を行う。高台付土師器碗は法量と調整から時期的変化が確認されており、鹿田遺跡(岡山市北区鹿田)の調査成果を参考にすると、下がり2の土師器碗は十三世紀中頃から十四世紀前葉に比定できる。⁽¹⁷⁾

土師器碗には高台を付さないものも含まれ、これらはナデ調整に加えて指押さえの痕跡が観察できる。草戸千軒町遺跡(広島県福山市)の調査では、高台を省略した碗は十四世紀前半には出現し、中頃には高台付土師器碗に匹敵する出土量となる⁽¹⁸⁾ことが明らかにされている。

土師器小皿は、口径六・三〜七・九センチメートル、器高一・〇〜一・八センチメートルである。底部はヘラ切りで、一部ヘラ起こしの痕跡が観察できる資料もある。土師器小皿についても小型化という変化が確認されている。十四世紀代に口径が七センチメートル台まで縮小することが鹿田遺跡の調査成果に基づいて指摘されており、下がり2の土師器小皿はおよそ十四世紀代に比定できる。⁽¹⁹⁾

備前焼は甕口縁部の破片が二点出土している。いずれ

の口縁部も玉縁に整形しており、十四世紀前葉から中葉に比定できる⁽²⁰⁾。

白磁碗の口縁部は玉縁状で、およそ十一世紀後半から十二世紀前半に比定できる。青磁碗は同安窯系や龍泉窯系の碗片があり、前者は十二世紀中頃から後半、後者は十三世紀初頃から前半と考えられる⁽²¹⁾。

以上のように下がり2からは中世前期の遺物が多く出土しているが、重要な遺物は土師器碗や小皿である。これらは耐久性が低いことから、長期使用が見込めないため、少なくとも土器が示す時期には下がり2が掘削されていたことを示す。下がり2で出土した土師器碗・小皿には上下層で法量や形態に差異が認められ、それは既往研究とおおむね整合的である。下がり2は少なくとも十四世紀前葉から中葉には土師器碗や小皿などが投棄されて埋没していった様相が窺える。護岸設備を整えていないため、掘り直し改修しながら溝として活用したと考えられ、土師器碗・皿から導き出された時期差は、掘削以降に掘り直し改修を行いながら使用してきた期間を示す。

溝2は下がり2に直交して北西方向に接続しており、

位置は離れているものの現在の山地用水とおおよそ平行する。幅二・三五メートル、深さ〇・五メートルを測る。埋土中から土師器碗・杯・皿・鍋などが出土し、これらの遺物から時期は十四世紀前半と考えられている。

1区では小規模な浅い溝が五条（溝1・3・6）検出されている。

溝1と溝6は上下に重なるような位置関係で、直交する方向で溝2に付設する。溝1は幅〇・九メートル、深さ〇・一六メートルで、中央部分が一段深い。溝1の底部は溝2より〇・五メートル高い位置にある。土師器碗や小皿・甕が出土し、十四世紀前半に比定されている。

溝6は溝1・2が埋没した後に掘削されたもので、土師器碗や小皿から十四世紀後半以降の時期が考えられている。

溝4は歪んだ十字状の平面形を呈する。当初は交差する二条の溝であったものが、南北方向の溝が削平され、東西溝との接する部分に交差の痕跡が残ったのである。東端部は下がり2の肩部より〇・三メートルほど延びて見えなくなり、下がり2が埋没しつづあった段階あるいは掘り直し改修後に機能したことが推測できる。下

がり2、溝1・6との関係や出土遺物から十四世紀中頃に比定されている。

溝4に平行する溝5は溝1・6と重なる位置関係にある。切り合い関係にはなく、溝1の埋没後に溝5が掘削され、その埋没後に溝6が掘削されたようである。溝1・6との関係や出土遺物から十四世紀中頃に比定されている。

以上のように1区では溝六条と溝の可能性が高い下がり一か所が検出されている。基幹となる溝は下がり2で、溝2は基幹溝から分岐した溝と考える。溝1・3・6は微高地上に掘削された溝で、用水としての機能は考えられない。おそらく微高地から基幹溝への排水を目的として掘削されたのであろう。

出土遺物や溝相互の関係性から、下がりや溝の時期は大きく三段階が想定されている。第一段階は下がり2、溝1・2の十四世紀前葉、第二段階は溝3・5の十四世紀中頃、第三段階は溝6の十四世紀後半以降である。ただ基幹溝である下がり2と溝2は大きな付け替えを行うまで、掘り直し改修しながら機能し続けたと考える。

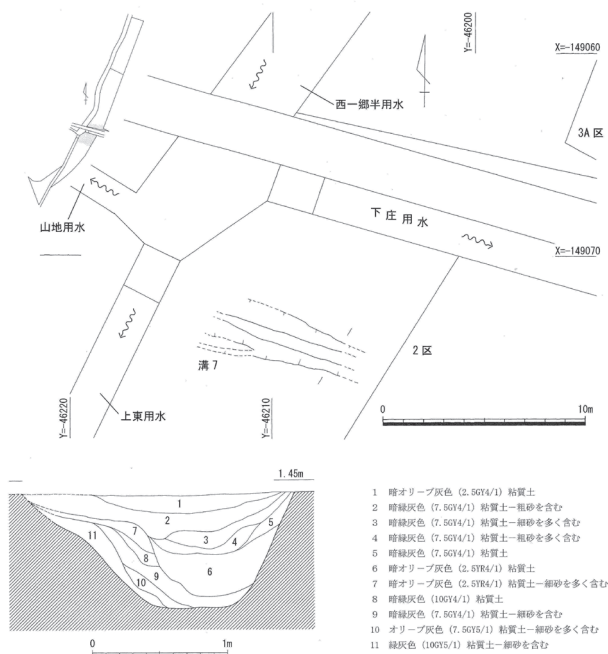
溝7は2区の北端に位置する。約五メートル北を東流

する現代の下庄用水とおおよそ平行し、上東用水に直交する(第6図)。溝7では断面から少なくとも二回の改修が判断されている。断面図に示した第七・十一層は古い段階の溝が埋没した土層で、それを掘り直して改修した様子が窺える。改修後の溝が埋没した土層が第一・六層である。溝7は現代の下庄用水に平行することから、その前身溝の可能性が推測される。土師器碗・小皿、亀山焼の瓦、瓦質土器の播鉢などが確認でき、これらの遺物の特徴から十四世紀代に比定されている。

上東中嶋遺跡の調査では十四世紀代の複数条の溝や下がりが確認された。1区の下がり2は肩部の方向が上東用水と平行し、さらに底部が上東用水の真下に想定されることから、現在の上東用水の前身溝の可能性が高い。溝2は下がり2に直交して取り付くが、これは現在の山地用水に概ね平行するため、その前身と考える。また、2区で見つかった溝7は現在の下庄用水と平行することから、その前身溝の可能性を推測する。

ところで、2・3区は中世以降に耕作地として利用されるようになる。2区で検出された中近世の耕作痕の方向は現代水田の畦畔と平行することから、水田区画の方

位は中近世から現代まで踏襲されると推測する。
耕作面の標高は時代とともに高くなっている。中世の水田耕作面は標高一・三メートルで、2区の溝7の上面とほぼ等しい。2区の近世耕作面は標高約一・六メートルで、その上に造成土を挟んで標高二・一五メートルが現代の水田面にあたる。沖積作用などによる周辺の地形



第6図 溝7平面図(上)・断面図(下)

改変や耕作面の整備に対応して、水田面の標高は徐々に高く整備され、それにもなって用水路の改修や付け替えも必要となる。下がり2や溝7に認められる掘り直し改修はその状況を示している。

おわりに

「八ヶ郷始まり覚書」の記述により、下四か郷堰から取水される西一郷半用水は、天正十二年段階ですでに存在していたと考えられるが、それ以前の状況は不明であった。上東中嶋遺跡の発掘調査では、位置関係などから西一郷半用水下流の上東用水、下庄用水、山地用水の前身と考えられる溝や下がりが検出された。これらの溝や下がりには、少なくとも十四世紀前半には機能していたことが出土遺物から判断できるため、西一郷半用水の開削時期がこの段階までは遡る可能性を考える。

西一郷半用水の掘削は周辺の新田開発を目的としたものと考ええる。このことを示すように古代以前には低位部であった上東中嶋遺跡の2・3区は、中世には耕作面が形成されていた。中世耕作面では耕作痕がみつかったいるが、それは現代の水田区画と平行する。同様の状況は

近世耕作面でも確認できた。中近世耕作面の区画畦畔までは明らかにできなかったが、少なくとも現在の耕作地の区画と方位は等しいと類推する。ただし、中世耕作面と現代水田面との間には〇・八五メートルもの比高差がある。この差は周辺域における地形改変と人為的整備によるもので、溝の改修はこのような変化に対応して実施されたと推測する。

註

- (1) 藤井駿・加原耕作『備中湛井十二箇郷用水史』湛井十二箇郷組合、一九七六年。
- (2) 前掲註(1)。
- (3) 「十二か郷用水」『総社市史 通史編』総社市史編さん委員会、一九九八年。
- (4) 新納泉「服部郷図」の現地比定、『備中国賀陽郡服部郷図』の再検討『岡山大学大学院社会文化科学研究科』二〇〇七年。
- (5) 上樞武編『上東中嶋遺跡』岡山県教育委員会、二〇一〇年。上東中嶋遺跡で検出された中世の下がりは、人為的に掘削された傾斜面である。溝の可能性あるもの、上東用水との関係上、逆側の立ち上がり斜面が確認できなかったため、下がりと報告されている。
- (6) 前掲註(1)。
- (7) 前掲註(1)・(3)。
- (8) 前掲註(3)には「酒津井出川始まり覚」とされている。

- (9) 『早島の歴史 三 史料編』早島町史編集委員会、一九九九年。本史料が天正十三年八月八日に書かれたことについては、「本当にその日付の時期に記されたものかどうか、若干の疑念がないわけではない」と『早島の歴史 一 通史編(上)』に記述され、さらに「いぬ正月」として天正十四年の事柄の記述もあることからその疑念が思い浮かぶ。本論では当時の状況を伝えるものとして、天正十二・十三年の部分について検討対象とした。
- (10) 前掲註(3)。
- (11) 「戦国期の早島周辺」『早島の歴史 一 通史編(上)』早島町史編集委員会、一九九七年。
- (12) 前掲註(1)。
- (13) 永山卯三郎『岡山県農地史』岡山県農地改革記録編纂委員会、一九五二年。
- (14) 三好基之「備中国」『講座日本荘園史 九 中国地方の荘園』吉川弘文館、一九九九年。
- (15) 「市制町村制の実施」『新修倉敷市史 五 近代(上)』倉敷市史研究会、二〇〇二年。
- (16) 前掲註(5)。
この章における遺構・遺物に関する所見は、上樞武編『上東中嶋遺跡』に基づく。
- (17) 山本悦世「吉備系土師器碗の成立と展開」『鹿田遺跡 三』岡山大学埋蔵文化財調査研究センター、一九九三年。
- (18) 鈴木康之「土師質土器碗」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会編 真陽社、一九九五年。
- (19) 松木武彦「鹿田遺跡における中世土師質小皿の検討」『鹿田遺跡 三』岡山大学埋蔵文化財調査研究センター、一九九三年。

(20) 間壁忠彦「備前焼」ニューサイエンス社、一九九一年。

重根弘和「中世の備前焼」『備前歴史フォーラム資料集「備前焼研究最前線Ⅱ」』備前市歴史民俗資料館・備前市教育委員会、二〇〇五年。

(21) 山本信夫「貿易陶磁器（中世前期の貿易陶磁器）」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会編 真陽社、一九九五年。

図の出典

第1図 藤井駿・加原耕作『備中湛井十二箇郷用水史』湛井十二箇郷組合、一九七六年

第2図 五万分の一地形図「岡山南部」に加筆

第3～7図 上村武編『上東中嶋遺跡』岡山県教育委員会、二〇一〇年

(うわがき たけし)

嘉永三年東高梁川洪水と岡山藩領児島郡村々

倉 地 克 直

はじめに

二〇一八年七月の西日本豪雨から三年近くになる。年月とともに記憶は薄れる。そのようななかでも記憶を留めるための地道な努力が行われているが、過去の歴史的な経験と重ねることで記憶の厚みを増すことも一つの有効な試みと言えるだろう。

高梁川下流域はたびたび水害に襲われている。なかでも嘉永三年（一八五〇）六月の東高梁川洪水はよく知られており、関係史料も多い。しかし、被災地域が幕府領・藩領・旗本知行所の入り組んだところであるためか、洪水の状況全体について述べた論考は多くない。^①本稿では主に日笠家文書（岡山大学附属図書館所蔵^②）を使用して、洪水の推移、被災・普請・救済などの状況について、岡山

藩領児島郡村々の動向を中心に検討する。日笠家は児島郡藤戸村の豪家で、当時祐太郎が興除新田五か村（東畠・内尾・中畠・曾根・西畠）の大庄屋を、その子の武一郎が藤戸村と中畠村の名主をそれぞれ務めていた。藤戸村は浦田村・粒江村・粒浦・八軒屋・黒石・天城村などとともに黒石組に属し、大庄屋は黒石の永山善十郎であった。以下、武一郎が記した（a）「洪水日記」^③に基づいて叙述し、適宜祐太郎の（b）「諸御用留帳」^④を参照する。また、（c）「嘉永三年戊六月大水記録」（難波家文書^⑤）、（d）平松勇之介「洪水記録」^⑥、（e）「高梁川嘉永洪水絵図」（早島町所蔵^⑦）、（f）「水損難洪太平記」^⑧にもよるが、以上の史料に基づく場合は本文中にアルファベット記号を註記する。時刻は、当時の不定時法による記載を、おおまかに現在の時法に読み替えて記述した。

念のために領主関係を整理しておく、備中のうち窪屋郡では、軽部・柿木・真壁・古地・平田・子位庄・川入・四十瀬・白楽市・水江が岡山藩領、埋川・四十瀬新田・福井・吉岡・笹沖・白楽市新田が鴨方藩領、福島・大島・渋江・田之上が生坂藩領、酒津・中島・浜・倉敷・倉敷新田・安江・沖が幕府領、羽島・五日市・二日市・加須山・亀山・有城が旗本戸川氏帯江知行所、日吉庄・大内が旗本長谷川氏溝杭知行所、八王子は長谷川氏と岡山藩の相給、都宇郡では二子・宮崎が帯江知行所、早島・中帯江・西田・高須賀・金弾が旗本戸川氏早島知行所、前潟・高沼・沖新田は早島と帯江の相給、箕島は旗本花房氏高松知行所、妹尾は旗本戸川氏妹尾知行所であった。備前国児島郡は、八軒屋・粒浦・天城・藤戸・興除新田をはじめ全てが岡山藩領である。⁽⁹⁾ 次頁に(e)「洪水絵図」を載せているので参照して頂きたい。

1 洪水と堤切口関留

嘉永三年(一八五〇)の五月二七日から六月二日までは大雨であった。新暦(グレゴリア暦)の七月六日から一〇日にあたるから、梅雨末期の集中豪雨だろう。⁽¹⁰⁾

六月朔日の夕方、小田川の堤が高梁川との合流点に近い有井村で決壊し川辺周辺が洪水になる。⁽¹¹⁾ 同じ頃、高梁川左岸の柿木村・軽部村でも堤防が決壊、軽部村では軒の上まで冠水した。^{(f)(12)} 当時、高梁川(天川)は酒津辺りで東西に分流していた。両村の者は船で近くの高台に避難した。二日は食べ物も燃料もなかったが、三日の朝になって、総社の「西鍋屋」が船を使って握り飯と茶の差し入れをしている(f)。

三日は昼から晴れた。ところが夜一〇時頃、さらに下流の安江村の大川堤が三〇間(約五四m)程切れ、続いて真夜中一二時頃には同村下手堤二八間(約五〇・四m)、四十瀬村堤六二間(約二二・六m)程が押し切れた(a)。四日晴天。上流から流れて来た家の木材や諸道具が藤戸村と天城村との間の汐入川(倉敷川)に掛かる大橋の杭に引つ掛かる。相役の天城村から人が来ないなか、串田・曾原・福江からの加勢の者と一緒に掛かり物を払い流した(a)。増水時に急ぎ出動して大橋を守ることは、領主からあらかじめ命じられていることであった。

上流の村の者が難渋していると聞いたので、武一郎は助け船二艘を用意して、粒浦・八軒屋辺りに遣わした。



藤戸村の汐入川石橋堤を守るために植松村など他村からも加勢が多数集まってきた。堤の上置きを高さ三尺（約九〇cm）・長さ一五〇間（約二七〇m）にわたって築き、高松山後堤にも一尺（約三〇cm）程上置をして水が溢れるのを留めた（a）。

倉敷では安江村の堤が切れると翌朝に洪水が押し寄せ、本町は無事であったが、他の町は床上まで浸水した。帯江・早島も床上まで浸水したので、興除新田との境堤を切り落として水を流そうと百姓たちが集まった。これに対して興除新田側も切らせじと防ぐ。両者のにらみ合いが続いたが、夕方にはますます増水し、自然に濁流が境堤を越え、箕島も興除新田も水浸しになった（c）。（c）「洪水絵図」には各地の浸水が【表1】のように書き込まれている。安江村・四十瀬村辺りには大川から石が大量に

高梁川嘉永洪水絵図（早島町所蔵）

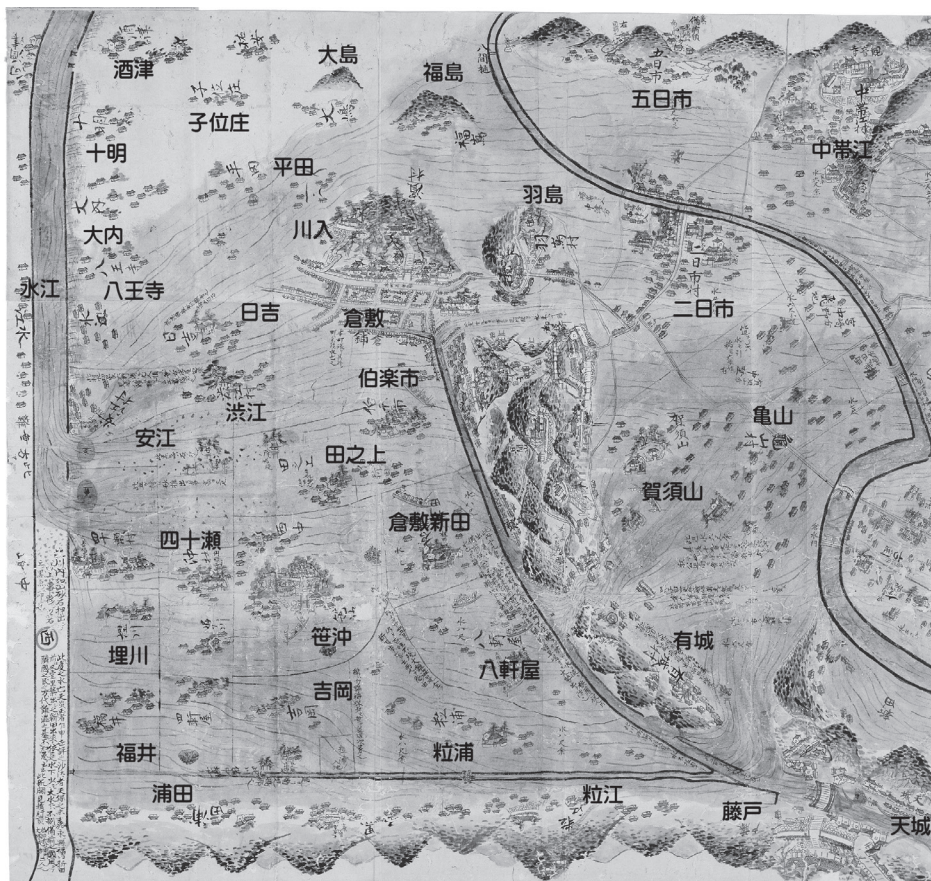


表1 「洪水絵図」に
みる浸水

村名	水深(尺)
倉敷新田	8
八軒屋	8
粒二日市	8
龜山	5
有城	7
五日市	6
中帯江	5
彈崎	6
宮崎	6
西島	6.5
早島	7
前湯	5~7
沖新田	6~7
箕島	6~7

註) (e)より作成。
1尺は約30cm。

流れ込み、砂も三尺程堆積した。
帯江と興除新田との境堤に多くの人が集まって難渋している様子であった。武一郎の父の祐太郎は藤戸村と植松村で船二艘を借り受け、加子を雇って救助に向かわせた。夕方四時頃から新田の人びとを高松山や天城山に運び揚げ、夜通し救助にあたっている(b)。
妹尾では東用水大手堤に多数の人が出て、長さ一七〇間(約三〇六m)ほどを四、五尺(約一・二―一・五m)も築き上げて防いだため、洪水の侵入はまぬかれた。撫川知行所からも六〇人程が加勢した。興除新田の内の東畴も妹尾村の防ぎ方がよかったので、無難であつ

た(d)(e)。

四日夕方には岡山藩役人の先発隊が着き(b)、倉敷代官所の手代衆も洪水直後から安江村切口に出張して、夫役出し方などの指示を行っている(d)。代官藤方彦四郎は三日から酒津村・安江村に出張し、四日には岡山藩領分の大庄屋西原村友太郎とも掛け合った。早急に杭・明俵を用意し、幕府領・藩領の区別なく人夫を出して普請に取り掛かりたいので、藩役人が出張し次第相談したいと伝えている⁽¹⁴⁾。

五日晴天。朝七時頃、武一郎は高松山の出張所から自宅に帰り、自前の米で粥を用意して、小屋掛けしている興除新田の者に振る舞った。また、この日には藩役人の指示で興除新田沖堤を切り払い、洪水を沖の干潟に流した(b)。

六日曇天。岡山藩郡目付金光清右衛門が出張し、興除新田四か村の見分を始めた(b)。四十瀬村善福寺に大庄屋・名主衆が集まり、四十瀬切口の関留について相談した。急いで関留めることに誰も異存はないが、古地村で高梁川が東西に分かれる口を留めなければ、四十瀬切口を関留めることは出来ないだろうということで、結論

は出なかった。この席で武一郎は「御普請夫役元請」を命じられ、善福寺に留まった(a)。この日安江村では幕府領村々から人夫が動員され、普請が始まっている⁽¹⁵⁾。

七日曇天。備中側の水位は昨日より五、六寸(二五、一八cm)も増した(b)。翌八日より普請に取り掛かることになり、普請奉行太田弥三左衛門の指示で明日の夫役は二五〇人と触れ出した(a)。

八日晴天。四十瀬切口の普請に取り掛かったところへ郡奉行福田甚左衛門が出張して来て、倉敷代官および手代衆と切口関留め方について相談があった。福田は村々を見分した後、暮頃に曾根に来て大庄屋の祐太郎に、「備中小瀬戸辺りの水を吐かせることは、幕府領だけでなく岡山藩領村々にとつてもためになることだ。興除新田の境堤を切り払わなければ岡山藩は「得勝手」(自分勝手)だということになる。倉敷代官とも内々相談のうえのことだから、境堤を切り払い、なるだけ備中の水を興除新田に引き受け流すように」と命じた(b)。四日以来境堤をめぐる両者のにらみ合いは続いていた。

この時の福田と倉敷代官の遣り取りを伝えるのは、小川真澄の「安江村四十瀬村洪水御記録」である⁽¹⁶⁾。「興除

新田は本来公儀新田として開発されるべきものを、岡山藩のたつての願いで、替地までして岡山藩領としたものだ。その際には古地水吐きの障りにならないというのが条件であった。今境堤の切り払いに不承知と言うのなら、替地も差し戻すべきだ」。代官はこう主張したというのだ。「得勝手」という批判はこうしたことだったろう。これには福田も反論のしよがなかった。

福田に言い含められた祐太郎は、早速興除新田の名主と相談し、中疇と曾根で一か所ずつ五間(約九m)程境堤を切り払うことになった。晩方早島・帯江両知行所の役人とともに両沖新田から手伝い夫一二〇〇人ほどが現れ、岡山藩の金光も手先五〇人ばかりを召し連れて立ち合った(a)。境堤の切り払いは夜一〇時頃まで掛かった。その後も祐太郎は取り締まりのため船中で夜を明かしている(b)。

一日も晴天。武一郎は元請小屋に出動し、翌一日に夫役一三〇〇人の触れ出しを行うことを決める。福田から「村方葭野を刈り取れば洪水の水吐きによいので、刈り取らせるように」と指示があり、大庄屋に断ったうえで、浦田村・笹沖村および藤戸村から人夫を出して暮

過ぎに汐入川の葭草刈りを行った(a)。

一日晴天。朝七時頃武一郎出動。明日の夫役を一四〇〇人と触れ出す。この日から幕府領村々と岡山藩領村々がそれぞれに大川の中に為替川かわせを掘り始める。川中に溜まった砂場を掘り下げ、少しでも水行をよくするためだ。この普請は一日まで続く(c)。

二日晴天。翌一日に四十瀬切口の閼留をするために夫役二〇〇〇人の触れ出しを行うように福田から指示があり、そのように村々への人数を割付けた。しかし、安江村の閼留用意ができないので、しばし延期してくれるようにと倉敷代官から岡山藩役人に連絡があり、夫役を一二〇〇人に触れ直した(a)。

三日晴天。昼頃倉敷代官から手代が遣わされ、一兩日中にはとても用意が出来ないので切口閼留を一六日まで延期してほしいと申し出があった。岡山藩役人としては迷惑に思ったが、強いての断りなので了解した(a)。

五日晴天。大庄屋中間の寄合で、四十瀬村切口の水尾留加勢人足を延べ二万人とし、一万二〇〇〇人は備中から、八〇〇〇人は児島郡から出すことになった。児島郡の人足は最寄りの村々から出すが、藩から支給される

賃米一人一日一升二合に加えて余内（助勢）に銀札一匁五分ずつを児島郡全体で負担することになった（a）。

一六日晴天。暁五時頃に高張提灯を立てて倉敷代官所および岡山藩の役人が出張。夫役人足一八〇〇人も追々集まり、六時過ぎから水尾留に掛かった。人足を九〇〇人ずつ交替で働かせ、仮関で八、九分は関留めることが出来た。しかし、仮関の中程八間（約一四・四m）分は深さ四間（約七・二m）程も掘れ込んでいて関留めることが出来なかった。見物人が一万人程も集まった（a）。

一七日晴天。武一郎は朝六時に普請場所に出張。砂場為替川の掘り浚えが不十分とのことで、人夫を大勢出して川尻まで掘り割りを行った。仮関の切れ込みに杭を打ち込んだ。福田は午後二時頃から汐入川の小瀬戸堤の切口で帯江知行所の役人と協議している（a）。

一八日晴天。再度関留を行うために朝九時頃に夫役三五〇人ほどが集まった。八間程残っていた掘れ込みを八、九分程関留めたところで再び五間程が切れ、いろいろ手当をしたが、大川からの流れ込みが強く関留めることは出来なかった。この日も水尾留と触れていたのので、見物人が一万人程も集まった（a）。

一九日晴天。このままでは切口の関留は難しいのとことで倉敷代官所と岡山藩の役人が相談し、上流古地村前の高梁川が東西に分流しているところ、東川を関留めて西川ばかりに流れるようにすることで意見が一致。そのことを湛井村の者に頼むために人を遣わした（a）。その後、西川沿いに領地のある岡山藩および丹波亀山藩玉島役所の役人と掛け合いが行われた。問題の場所は宝暦年中の出入裁許状で双方から小石一つも入れてはならないと決められていたが、緊急大変の事態なので水尾留が済み次第すぐに取り払うという約束で関留に合意した（c）。四十瀬の再切れ所は、ワク関を作らなければ留められないとのことで、ワク・小石俵・古高瀬船四、五艘を用意した（a）。

二〇日晴天。湛井村の者を雇って、朝九時頃から東川の関留に取り掛かり、正午頃には完了した。四十瀬切口も相当に減水したので明日水尾留をしようとする倉敷の役人と相談して決めた。ところが午後二時頃より上流奥迎で夕立になっているという。このままでは夜には必ず水かさが増し、水下村々が難渋するに違いない。水下名主四、五人が相談し、只今から関留に取り掛かりたいと金光に

直接願ひ出た。金光も「至極尤もだ。関留の用意が出来次第自分も出張して取り掛からせる」との返事であつた。暮四時頃から倉敷および岡山藩の役人が立ち合つて水尾留を行つた。この頃から大夕立になり、雨はそのまま降り続いたが、夜通し堤筋内側に仮関を設ける工事を行つた。安江村分の内一五間ほども岡山藩側が受け持ち、土俵は安江村が提供した。真夜中過ぎの二時頃までに長さ一〇〇間・巾八間・高さ一間程を築き立てたが、雨はますます激しくなり水かさも増し、仮関を一面に越して仮関も危うくなつた。四十瀬堤際三〇間に筵巻をして防ごうとしたが、仮関の二尺も高く出水が押し寄せたので、やむなく仮関中程四〇間辺りを切つた。そのため水新村々は再び水底になり、さらに安江村で一か所・四十瀬村で二か所仮関を切り込んだ。辺りには関留夫役が大勢出て大混雑、夜通し篝火をたいて大変であつた。武一郎は元請として篝火の割木や諸道具の世話をして一晚中大忙しであつた(a)。

二一日午後から晴れる。村々から触出し通りに夫役が集まつたが、昨日からの大変のため先行きが定まらないので、五〇人ばかりを残して村へ返した。金光は小瀬戸

切口へ出張、大庄屋の善十郎も同行した(a)。小瀬戸堤の切り払いについて倉敷および岡山藩と帯江方とが対立していた。早島からも帯江方に加勢が出て防備する(c)。結局談合の末、小瀬戸堤の切り払いが行われた⁽¹⁸⁾。

二二日曇天。武一郎は、藤戸・中畠両村の御用が大変なため、これ以上は元請役を務められないと、大庄屋善十郎に連絡した(a)。そのため彼の「洪水日記」に堤普請の詳しい情報は書かれなくなる。

二四日晴天。二一日に切り払つた小瀬戸の関留を延期してくれるように倉敷および岡山藩から帯江方に申し入れていたが、帯江方が一方的に切口を関留めた。倉敷・岡山方役人が掛け合いのために出張すると、帯江・早島の者二〇〇人ほどが竹鎗を持って集まり、倉敷手代衆に小石を打ち投げた。岡山藩役人も騎馬で駆け付け、天城役所からも鉄炮鎗弓を持って加勢の用意に入る。そうこうするうちに帯江役人が小瀬戸切り払いを申し出て、早速切り払つたため減水になった。祐太郎も小瀬戸に出張。浦田から彦崎までの児島郡村々から持ち船数十艘が小瀬戸に集められ、大混雑であつた(a)。

二七日曇天。夜一〇時頃までに四十瀬水尾留が完了し

表2 興除新田4か村の被害状況

村名	家数・一統水浸	潰家	半潰	洪水高	浸水期間
西畴	109 軒	6 軒		5 尺	6 月 4 日～13 日
曾根	195 軒	6 軒		5 尺	6 月 4 日～13 日
中畴	185 軒	2 軒		3 尺 5 寸	6 月 4 日～10 日
内尾	190 軒	3 軒	2 軒	3 尺 5 寸	6 月 4 日～10 日

註) (b) より作成。

たとの注進が福田のもとに届く(a)。

晦日晴天。この日までに四十瀬切口の仮関が成就。その後本堤の普請に取り掛かる(c)。

七月朔日朝晴、時々雨。四十瀬助夫を八〇〇〇人出すことになっていたがそれでは不足で、あと四〇〇〇人追加の要請があった。しかもこれまでは間銀を一人につき一匁五分ずつ児島郡から出すことになっていたが、今後は備中分から一人につき一匁を出すという。武一郎はやむを得ないと承諾した(a)。

2 被害・普請夫役・救恤

七月二日曇天。武一郎や重立った名主が大庄屋善十郎と相談。黒石組としてまとまって被害届を出すことにした。洪水から一か月経っていた。午後になって毛付の様子、浸家潰家・堤道橋の破損を見分し、注進書を調えた(a)。他方、祐太郎によれば、興除新田四か村の状況は【表2】のようであった(b)。村中全ての家が水浸しになっているが、洪水翌日

の五日には沖堤を切り払ったため、七日か一〇日後には水が引いている。なお、日笠家の「見取絵図」⁽¹⁹⁾によれば、沖堤の切り払いは一八か所で行われている。また、同図によれば、八日の帯江・早島方と興除新田との境堤の切り払いは、最終的には五か所で行われたようだ。

村からの被害届は大庄屋を通じて郡奉行に提出された。岡山藩ではそれらをまとめて、八月二十七日に洪水の被害状況を幕府老中阿部正弘に報告している。⁽²⁰⁾それによれば、田畑の損亡は二七七一町七反三畝二三歩(二町は約一ha)、石高にして四万一〇七六石一斗九升六合。洪水の高さは平水より一丈三尺(約三・九m)。流家一軒、潰家一七四軒(本家・納屋・土蔵とも)、半潰三四軒、水浸一九六二軒。大川(高梁川)堤の破損四一か所、長さ延一一八六間半(約二・二三五七km)、用悪水川堤の破損は一〇五九か所、長さ延一万三八七七間半(約二四・九七九五km)であった。人や牛馬の死亡・けがはなかった。人びとは急いで高台に避難している。日頃から洪水への心構えがなされていたのではないだろうか。

なお、岡山藩では秋の年貢収納の結果を踏まえて、一二月二六日に改めて洪水による損高を幕府に

表4 興除新田4か村の荒畝徳取

村名	願い(石)a	結果(石)b	b/a(%)
西畴	22.025	14.532	66.0
曾根	24.986	13.824	55.3
中畴	22.827	16.976	74.4
内尾	42.128	32.410	77.0
計	111.966	77.742	69.4

註) (b)より作成。

表3 興除新田4か村の田畑損亡状況

村名	村況		7月15日書上		当荒下り	
	畝数(町)	物成(石)	水腐皆無(町)	綿作痛ミ(町)	畝数(町)	物成(石)
西畴	51.0	136.94	15.0		14.89	39.80
曾根	140.7	400.32	80.4		30.48	84.26
中畴	40.4	116.09	35.2	3.2	23.06	65.43
内尾	32.8	94.42	14.5	13.8	6.27	18.30
計	264.9	747.77	145.1	17.0	74.70	207.79

註) (b)より作成。当荒分は小数点3桁以下を四捨五入した。

報告した。⁽²⁾ それによれば、損高は一二万五二三六石九斗二升一合、朱印高三一万五二〇〇石の三九・七%にあっている。

話しを七月の武一郎に戻す。九日に郡奉行から「作物水腐皆無地所」を書き上げて一七日までに出すよう指示があった(b)。そのため武一郎は一日に「無毛地願上」の「清帳」二冊を調べ、大庄屋に提出した。興除新田四か村の帳面は翌一六日に郡奉行福田甚左衛門のところへ直接出されている(a)。「水腐皆無」「綿作痛ミ」は合わせて一六二町一反、畝数にして六一・二%にあたる(b)。代官による見分は二〇日から二五日に掛けて行われた(a)。以上の内容を【表3】に示した。実際に「当荒」(当年限りの荒として年貢が免除される)と認められたのは、村から願い出た「皆無」分の畝数にして四六・一%。この結果、当荒分は物成に

して二七・八%となった。

その後持ち直した稲毛もあったが、水腐の多くは不熟であった。その上九月二日の大風で痛みはさらに広がった。新暦では一〇月七日、台風の被害だろう。日付は明らかでないが、九月に改めて「荒畝徳取」の願いが村から出される。徳取は年貢を徴収せず百姓の取り分とすること。代官の査定による「下り米」とともに【表4】に示した(b)。村からの願いの七〇%程が認められた。これは元々の物成高の一〇・四%に当たる。先の当荒と合わせて三八・二%が免除されたことになる。ちなみに藤戸村では、この時に高にして六七石二斗六升七合、物成にして三四石七斗七升一合の徳取を願い出ている。⁽²⁾ 藤戸村の村高は五三六石三斗だから、一二・五%になる。

残念ながらその後の年貢の徴収状況は分からない。被災状況からすれば十分な取実がなかったことは想像に難くない。当荒や荒畝徳取のほかに免下げ(年貢率の低減)なども行われただろうが、村では年貢納入に難渋した。一月になって、村々から年貢上納のための拝借銀願いが出されている。これに対して福田は、一月二六日、郡方にも貸し付ける余裕がないので、村方の身元宜しき者か

ら借上銀を出させるよう大庄屋に指示した。大庄屋は村々で相応に暮らしている者呼び集めて福田の要請を伝えたが、それぞれに村で小前（零細な百姓）の上納を助け合うのに手一杯で、とても借上銀には応じられないという。大庄屋中は借上銀の赦免を願い出たが、福田からは改めて強い要請があったようだ。結局一二月二日に兄島郡から合わせて銀札三七貫二〇〇目の借上銀が払い出されることになった。内訳は、田之口村組銀札一二貫五〇〇目、黒石組三貫目、西田井地村組九貫二〇〇目、八軒屋組五貫目、藤戸村組二貫五〇〇目、新藤戸村組五貫目であった。この借上銀による拝借の全体状況は分からないが、黒石組では無利息で三貫目を借り受けている（b）。

年貢以外にも藤戸村では洪水関係の入用が銀札二貫一三二匁七分掛かっている。⁽²³⁾これは七月四日に割り付けられたものだ（a）。それ以外にも、一月二〇日に割り付けられた通常の村入用が二貫三〇四匁三分四厘あり、⁽²⁴⁾合わせて持高一石あたり九匁二分の負担になった。前年嘉永二年の村入用は銀札一貫七一九匁一分一厘、一石あたり三匁三分掛かりであったから、⁽²⁵⁾三倍近い負担増であった。

次に普請人夫の動員について見てみよう。

先にも述べているように、洪水直後から多くの村人が人夫として出動している。まず最初は藤戸の大橋を守るために村人が駆け付けた。その骨折に対して藩の樋方から翌嘉永四年五月二五日に褒美として銭が遣わされている。内訳は、藤戸村二人に三貫文、串田村二人に二貫五〇〇文、林村五人に六〇〇文であった。⁽²⁶⁾

六月八日からは四十瀬村切口閼留のために多くの人夫が動員される。武一郎はその元請を命じられたので、細かく帳面に記録をとった。⁽²⁷⁾その内容を【表5】にまとめた。ただし武一郎は二二日に元請を辞退するので、二〇日までの数字しか分からない。触出は各村・組に^{ふれだし}動員を指示した数、^{つかい}仕夫は実際仕事に集まった人夫数。一五日に動員数の打ち合わせを行い、本格的な水尾留を開始した一六日からは予定通りの人数が集まっている。備中も兄島郡もかなり遠方からも人夫が集まっていることが注目される。各村では自村の住民を派遣するのが基本であったが、なかには請人に頼んで人夫を揃えてもらうこともあった。例えば後の七月のことだが、味野村では七二人の触出しがあったのに、村内からは出る者が

表5 岡山藩領村々から動員された四十瀬村大川堤普請夫役の人数

[illegible]

註) 日笠家文書2425-5。数字はすべて資料のまま。仕夫計で〔 〕の数値は計算上のもの。村名の*は鴨方藩領。
四十瀬新田村の*は埋川とも。川入村の*は八王寺とも。

なかったため、中田村利平に一人五匁で請負を頼んでい⁽²⁸⁾る。【表5】に「礼介請」や「雇人」とあるのは、元請として雇用を頼んだものだろうか。

七月十八日、四十瀬御普請夫役一万七〇〇〇人分の賃米が遣わされることになった。【表5】の六月二〇日までの仕夫計が九五六七人、七月からは間銀の方式が変わるから、これは六月末までの分だろう。夫役米は一人八合、児島郡分は六八〇〇人、米五四石四斗であった^(b)。当初は一升二合ということであったから、この時藩から渡されたのはその一部ということだろうか。その後本堤の普請は遅くとも七月二十八日までは終わったよう⁽²⁹⁾で、二十九日に武一郎は四十瀬切口御普請助夫役人数の取り調べを命じられ、八月朔日から五日まで夫役着到帳の引き分け（村別集計）を四十瀬村善福寺で行っている^(a)。これが七月分で、改めて賃米が支給されただろう。

ところで、【表5】には興除新田からの動員が見えない。興除新田は新田内諸所の普請に当たするため、別扱いになっていたようだ。祐太郎の^(b)「諸御用留帳」によれば、新田五か村で延べ八一三〇人の夫役が動員されている。賃米は藩から支給される一人一日一升二合のみで、

間銀はなかった。

最後に救恤について述べる。

先にも述べたように、武一郎は洪水直後の五日から粥施行を行っている^(a)。こうした炊き出しは当座はどの村でも行われたに違いない。しかしその後も小屋掛けが続くと、村では極貧者を育むことが難しくなり、一日、興除新田四か村は直接に郡奉行福田および郡目付金光に救米の願書を提出、福田は一日に願いの通り救米一一〇俵（内尾・中畠・曾根が各三〇俵、西畠二〇俵）を遣わすことを認めている。他方黒石組では、用捨麦（夏の麦年貢の一年延納）を六月二七日に願い出て許されている。年貢に充てる麦を当座の食料とするためだ。内訳は浦田村二石五斗九升三合、黒石村五石一斗二升、粒江村一一石六斗四升三合、天城村二三石九斗三升六合、藤戸村一石三升七合、計四四石三斗二升九合であった⁽³⁰⁾。武一郎は七月四日にこれを藤戸村内の極貧者へ割り当てている^(a)。

鴨方藩領分では、六月一〇日に郡奉行片山繁治が廻村し、笹沖御蔵から囲碁一四七俵を水災七か村貧者に遣わした。さらに七月に鴨方御蔵から囲米一五〇俵を救米として遣わし、一〇月には大島組村々から米四四俵八升、

表6 勇之介「洪水記録」にみる民間の扶助

扶助者	扶助内容
児島郡味野村野崎武左衛門	黒石組7か村へ米100俵 興除新田4か村へ塩400俵
児島郡小川村清兵衛	米10俵
児島郡粒江村宗太郎・秀蔵	米23俵
児島郡藤戸村大庄屋義兵衛	米50俵
児島郡西田井地村組合 同田ノ口村組合	草藁代銀札
児島郡黒石組合水損無之村	組合内水損村々へ草藁
御野郡田中・米倉・上伊福組合	興除新田4か村へ草藁4500束
備中生坂村定七郎	西原村組4か村へ米30俵
備中西原組合中	同組4か村へ米9俵
備中西原村名主多喜介	田之上・伯楽市村へ麦15俵

註) (d) より作成。

表7 去戌年洪水難渋人助力者褒賞

褒美	褒賞者
反物・料理 酒・飯	赤坂郡2人、上道郡2人 備中2人、児島郡5人 児島郡味野村野崎武左衛門
銭3貫500目 銭600目	備中西原村・西阿知村12人 児島郡粒江村1人
銭10貫目	同郡吹上村・味野村 田之浦村・下津井村29人
銭20貫目 銭5貫目	上道郡西大寺村20人 赤坂郡周匝村・黒沢村10人

註) 本文註(26) より作成。

西原・大島両組から麦五一俵二斗七升五合が救米合力として差し出されている(d)。

地域の富裕者による食料の提供も行われる。「塩田王」と言われる味野村の野崎武左衛門は、六月一六日に塩六七九俵を供出、二四日には水災村々の救済のために米一〇〇俵を差し出した(a)。同じ頃粒江村宗太郎は黒石組の村々に扶助米二〇俵を差し出しており、これが浦田村半俵、黒石村三俵半、粒江村八俵、八軒屋村四俵半、天城村三俵、藤戸村半俵、のように割賦されている(b)。

(d) 勇之介「洪水記録」にみえる民間の扶助を【表6】にまとめて示した。

以上のような領主や民間からの救恤にも拘わらず、被災地の食料難は深刻であった。取実のない田では稲に見切りを付けて、裏作に雑穀や豆類を植えて救荒作物とした。そのうち秋粟・黍は相応に稔ったが、蕎麦・豆類・胡麻などは不作であった(d)。

年貢収納を終えると、零細な百姓は再び食料に事欠くようになる。岡山藩は一二月九日に、藤戸村を除く黒石組六か村に救麦七〇〇俵を遣わした⁽⁴⁾。また、明けて嘉永四年二月には、「捨て置いては饑饉に及ぶ」として、備中の軽部村・柿木村・中嶋村・洪江村・白楽市村・田之上村・四十瀬村に救麦七九四俵が下されている⁽³²⁾。いずれも前年の洪水で直接被災した村である。同じ二月、藤戸村名主武一郎は、洪水による凶作および諸色高直のため麦生い立ちまで取り続くことが出来ないとして、村内一八軒家内八三人の極貧者の救済を願い出た。この願いは聞き届けられ、三月二三日に麦四〇俵が藤戸村に御救いとして下されている⁽³³⁾。さらに四月朔日に岡山藩は、全領で扶食に難渋する者が増えているとして、極貧者救米

として三〇〇俵を遣わしている。⁽³⁴⁾ この救米は児島郡に三五〇俵割り当てられ、それが田之口村組・黒石組・西田井地村組・八軒屋村組・新藤戸村組に各六〇俵ずつ、藤戸村組に五〇俵と分けられた。⁽³⁵⁾ このうち藤戸村組分は、曾根・中疇・内尾が各一一俵、西疇九俵、東疇八俵に割賦されている。⁽³⁶⁾

嘉永四年六月一日には、前年の洪水時に難洪人へ米・麦・銀札・薪などを助力した者が「寄特」として藩から褒賞されている。⁽³⁷⁾ 褒美は、米麦拾俵・銀札六〇〇目以上を助力した者に郡会所で反物とともに料理・酒・飯が下され、それ以下の者へは合力米麦一俵に対して銭二〇〇文が下された。⁽³⁸⁾ それを「表7」にまとめた。この内には先に述べた野崎武左衛門も粒江村宗太郎も含まれている。民間から多数の寸志合力のあったことが分かるだろう。藩と富裕者の救恤によって困窮者は被災後の難洪を凌いだ。

3 洪水と地域社会―むすびにかえて―

高梁川の河口部は盛んに新田開発が行われた所で、領主関係も幕府領・岡山藩領・同支藩領・旗本知行所が錯

綜する地域であった。そのため村々の間で利害が対立することも多いが、他方では用水・悪水などをめぐって日常的に利害の調整や協力が行われた地域でもあった。こうした地域で突発的な災難が起きると、日頃は隠れていた矛盾が一気に溢れ出る。嘉永三年の洪水はその典型的な例であった。この時には、安江村・四十瀬村の大川堤、汐入川の小瀬戸堤や葭場、帯江・早島と興除新田との境堤などが利害調整の必要な場所であった。こうした所には双方の村人が竹鎗や鉄炮などを持って集まり、一触即発の状況になることがある。これを回避するのは領主役人の役割だ。嘉永三年の場合も、岡山藩と倉敷代官所、帯江・早島知行所の役人がたびたび出会い、それぞれに談合して妥協点を見つけ出し解決を図った。その経緯は本稿で述べたとおりである。特に安江村と四十瀬村にまたがる大川堤の関留は、最初から最後まで倉敷代官所と岡山藩とが協力して進めている。安江村切口関留の明依は岡山から倉敷代官所に提供された。余力のある岡山藩領分から幕府領分の普請を助力することもあった^(d)。

ただし、非常時の措置を直ちに「先例」とすることに村人たちは慎重で、およそ二〇年後の明治二年洪水でも

同じような事態となっている⁽³⁹⁾。特に小瀬戸堤や興除新田境堤をめぐる対立は厳しいものであった。そのため、双方の全ての人が納得して従ったわけでもなく、「遺恨」が残ることもあった。(e)「高梁川嘉永洪水絵図」は、早島御崎宮(現鶴崎神社)の神職太田梅園が洪水の記憶を子孫に伝えるために作成したものだ。この図の各所には多くの書込がある。その中には太田の個人的な感慨も記入されており、例えば、早島役所の対応を「此の時数十艘之船御用意、人は勿論牛馬迄残らず御救ひ有りて、十日養育有る事、御仁政之至りなり」と讃える一方で、岡山藩役人については、「古人ハ仁義ヲ前ト為ス所、備前ハ仁義ヲ知らず、利ヲ利ノ前ト為ス異風国なり」とか、「恥を知らず」「人面獸心の所行、心外の至り」などと、口を極めて非難している。現場の遣り取りでは太田の言うような恨みが残ることもあったに違いない。

児島領民と岡山藩役人との間にも齟齬はあった。平松勇之介は、役人の取向きの善悪、普請の巧拙については「風説区々」(領民のなかには色々な意見があった)と述べており(d)、小川真澄などは郡奉行福田甚左衛門の他領役人との交渉姿勢を「手鈍」とか「手弱」とか批判して

いる⁽⁴⁰⁾。

こうした双方からの批判のなかで、役人たちは自領民を説得し、相手との妥協点を探りながら、結果的には痛み分けの形で事態の解決を図っている。「得勝手」は許されないことであつた。そのことは、これまでも述べたとおりだ。

他方、双方の領民も洪水時には領主の別を超えて助け合っている。白楽市村の住人七四人は倉敷の教善寺や観龍寺に逃れ、陣屋からの粥施行を受けた⁽⁴¹⁾。早島知行所の片山本太郎の家にも近隣の者数百人が避難し、炊き出しを受けている(d)。

嘉永四年三月一八日、去年の洪水に大川筋堤切口仮水尾留などに骨折つたとして、幕府領村々へ錢七〇貫目、私領村々へ三〇貫目が倉敷代官所から遣わされた(c)。他方、岡山藩からは、同年五月に、洪水の節に種々取扱いに努めた礼として、倉敷村大橋平右衛門他一人、庭瀬藩安原貞八郎他三人、蒔田知行所池上辰治他一人、そして惣社本町中に対してそれぞれ品物が贈られている⁽⁴²⁾。領分の違いを超えて領主と村や町の人びとが協力して災難を乗り越えてきたことが、改めて確認されているのだ。

それより先の嘉永三年一月八日、郡奉行福田が備中
と児島郡の村々に対して倉敷郷宿栖田屋紋之介へ合力銀
三貫目を遣わすよう指示している^(b)。栖田屋は岡山
藩領の村々が倉敷代官所や倉敷村役人などと折衝する便
宜を図る窓口だったのだろうか。その栖田屋の居宅が洪
水で水底になった。郷宿の屋敷は代官所西門前に集まっ
ていた⁽⁴³⁾。やや地高であった代官所でも浸水した建物があり、
それより低い辺りの町屋では床上まで浸水している^(c)。こ
うした助け合いは非常時ならではことだが、それも日常
的なつながりを大切にする故であろう。

地域に暮らす人びとは、時には反発し合いながらも、
談合と調整を繰り返すなかで、一致して危機を乗り越え
てきた。続く嘉永四年の復興過程の出来事については、
別に紹介したいと思う⁽⁴⁵⁾。

註

- (1) 『新修倉敷市史4』近世(下)、倉敷市、二〇〇三年、『早島
の歴史1』通史編(上)、早島町、一九九七年、小野敏也「解題」『日
本農書全集』第六七巻、農村漁村文化協会、一九九八年、黒瀬
英樹「高梁川嘉永洪水絵図を読む」(上)(下)『広報はやし』
二〇一九年六月・七月号、など。
(2) 『岡山大学所蔵近世庶民史料目録』第1巻、岡山大学附属図
書館、一九七三年。

- (3) 日笠家文書2425-4「嘉永三年戊戌六月 備中安江四十
瀬西村大川堤六月三日夜洪水ニ而切込御普請中日記 元請名主
日笠武一郎」。

- (4) 同1454「嘉永三戌年 諸御用留帳 日笠」。

- (5) 倉敷市歴史資料整備室所蔵。難波家は窪屋郡下庄村の庄屋を
務めており、同村は当時幕府領であった。

- (6) 平松勇之介は児島郡粒浦村判頭。この史料は現在所在不明。
小野敏也が複写したものを黒瀬英樹から提供を受けた。勇之介
には「洪水心得方」(『日本農書全集』第六七巻所収)という著
作もある。

- (7) 『早島の歴史3』史料編付図、早島町、一九九九年。もと帯
高の片山家に伝えられたもので、同種の絵図が早島町個人蔵と
して伝わる。また倉敷市歴史資料整備室所蔵亀山家文書にも同
種の絵図があり、『新修倉敷市史4』付録絵図になっている。

- (8) 前掲註(1)『日本農書全集』第六七巻所収。小野「解題」
によれば軽部村江口家に伝わったもののようだ。

- (9) 日本歴史地名大系34『岡山県の地名』平凡社、一九八八年。

- (10) 野島寿三郎編『日本暦西暦月日対照表』日外アソシエーツ、
一九八七年。

- (11) 畑和良「真備町域における江戸時代〜明治初年の水害治水史」
『倉敷の歴史』第30号、二〇二〇年。

- (12) (c) は柿木村・軽部村での破堤を「二日夜半」と記す。

- (13) 西原村友太郎は四十瀬村・白楽市村・田之上・浜江村などの
大庄屋(西原村組)。

- (14) 日笠家文書2425-2「嘉永三年戊戌ヨリ 備中四十瀬村
安江村大川堤切込洪水書上并酒津村之内十明安江村堤普請助精
一条手扣 藤戸・中崎名主日笠武一郎」。

- (15) 同前。
- (16) 森田平三郎『倉敷雜記―資料と学習の記録―1』丸善出版サービセンター、一九八一年。
- (17) 興除新田開発をめぐる諸問題については、杉本史子「領域支配の展開と近世」山川出版社、一九九九年、によらたい。
- (18) (e)では二度目の大雨による小瀬戸堤の切り払いを「一九日」と記している。
- (19) 日笠家文書 3994「嘉永三年戊戌六月三日洪水ニ而窪屋郡安江村四十瀬村大川堤切込御料領水災村々見取絵図」。
- (20) 池田家文庫(岡山大学附属図書館所蔵) A1-301「嘉永三庚戌年 留帳」。
- (21) 同前。
- (22) 日笠家文書 919「嘉永三年戊戌九月 藤戸村徳取願上帳」。
- (23) 同 1656「嘉永三戌年七月 諸入用割賦帳 藤戸村」。
- (24) 同 1653「嘉永三年戊戌十一月廿日割後ヨリ 村諸入用并足役米共割賦帳 藤戸村」。
- (25) 同 1648「嘉永二酉年十一月 諸入用銀札割賦帳 藤戸村」。
- (26) 同 1455「嘉永四亥年 藤戸・中崎 諸御用留帳 日笠武一郎」。
- (27) 同 2425-5「嘉永三年戊戌六月 備中四十瀬村大川堤洪水ニ付切込御普請夫役触出し并御仕夫留手扣 元請名主藤戸村日笠武一郎」。
- (28) 荻野家文書(岡山大学附属図書館所蔵) 721「嘉永三年戊十二月 児嶋郡味野村諸入用割帳」。
- (29) (c)では「七月中二者御料・備前領とも悉く御普請出来」とある。
- (30) 日笠家文書 2425-22「天城御屋敷敷払両組打合」。

- (31) 前掲註(20)に同じ。
- (32) 池田家文庫 A1-302「嘉永四辛亥年 留帳」。
- (33) 日笠家文書 1455「嘉永四亥年 藤戸・中崎 諸御用留帳 日笠武一郎」。
- (34) 前掲註(32)に同じ。
- (35) 西尾家文書(岡山大学附属図書館所蔵) 267「嘉永四亥歳正月吉辰日 諸御用留 吹上村名主幸十郎」。
- (36) 日笠家文書 1456「嘉永四亥年 諸御用留帳 日笠」。
- (37) 前掲註(35)に同じ。
- (38) 前掲註(32)に同じ。
- (39) 倉地克直「明治二年東高梁川洪水と地域社会」『倉敷の歴史』第30号、二〇二〇年。
- (40) 前掲註(16)に同じ。
- (41) 前掲註(27)に同じ。
- (42) 前掲註(32)に同じ。
- (43) 倉敷の郷宿については、山本太郎『近世幕府領支配と地域社会構造―備中国倉敷代官役所管下幕府領の研究』清文堂出版、二〇一〇年、によらたい。
- (44) 大橋紀寛家文書別 1-19-G-2「嘉永三年庚戌之記 敬簡 斎」。
- (45) 倉地克直「嘉永四年の東高梁川堤普請と地域社会の動向」『岡山県立記録資料館紀要』第16号、二〇二一年。
- 〔付記〕史料の利用にあたっては、岡山大学附属図書館利用者支援グループおよび倉敷市歴史資料整備室の皆さま、早島町戸川家記念館黒瀬英樹さんのお世話になりました。感謝いたします。
- (くらち かつなお 岡山大学名誉教授)

帯江村役場の公文書について

山下 洋

はじめに

倉敷市は、明治以降、多くの市町村が合併を繰り返し、現在の面積・人口にまで、その規模を拡大してきた。昭和二〇年（一九四五）の段階でみると、現市域には三〇にのぼる市町村が存在していた。^①歴史資料整備室（以下、当室と記す）では、それらの市町村が作成した文書を歴史公文書として収集し公開している。本稿では、そのうち帯江村に関する文書の概要を紹介したい。

帯江村は、明治三二年（一八八九）に実施された「明治の大合併」により、羽島村・二日市村・加須山村・有城村・亀山村・帯高村の六か村が合併して成立した。当初は窪屋郡に、明治三三年以降は都窪郡に属した。やが

て昭和二六年（一九五一）、「昭和の大合併」により倉敷市に合併され、現在では明治三二年以前の旧村名（および倉敷ハイッ）が倉敷市の大字として使用されている。昭和一〇年段階の世帯数は七一二、人口三四四九、面積六・六四八^②である。

1 文書の来歴

当室が所蔵する歴史公文書のうち帯江村に関係する資料群は、次ページの表1に示したように八つある。そのうち①④⑤⑥⑦（以下、資料群名は①～⑧で表記する）は、昭和二六年に帯江村が倉敷市に合併されて以降に、業務上の必要から市役所本庁の各課に引き取られたものと考えられ、平成一〇年（一九九八）以降、順次当室に

表 1 歴史資料整備室が所蔵する帯江村役場の公文書

資料群名	資料群番号	点数	作成時期				移管元
			近世	戸長役場	村役場	支所・出張所	
①旧帯江村議事録・用水事務関係綴	1	190	-	○	○	-	総務課
②旧帯江村役場文書	50	922	○	○	○	○	倉敷市立中央図書館
③郡役所達書他	68	3	-	○	-	-	倉敷市立中央図書館
④野取帳類（一部）	75	49	-	○	○	-	管理課
⑤管財課より移管文書（一部）	83	16	-	-	○	-	管財課
⑥旧中庄村文書・旧加須山村文書・水島関係図面（一部）	104	2	-	○	-	-	総務課
⑦各課から移管文書（一部）	109	1	-	-	○	-	財務部
⑧購入資料（一部）	-	3	-	○	-	-	古書店より購入
		1186	6%	28%	65%	1%	

注）資料群名に（一部）とあるのは、その資料群の一部に帯江村の文書が含まれるという意味で、その点数は帯江村の文書に限った数である。

移管された。最も点数の多い②および③は、昭和二六年以降のどこかの段階で、市立図書館がこれを歴史的な資料として収集したものと考えられ、他の合併町村の文書も含め、そうした図書館の活動があったことは特筆に値する。それらは、平成一八年と二二年に当室に移管された。このように、合併された市町村の文書が、さまざまな事情によって分散し、それが再び当室に集まるという事例は他にも多くみられる。

次に、文書の総点数（冊・袋単位の数量）は一八六点であり、その作成時期を近世期（明治四年以前）、戸長

役場の時期（明治四年～二二年）、帯江村役場の時期（明治二三年～昭和二六年）、倉敷市帯江支所・出張所の時期（昭和二六年～三〇年）に分けてみると、表1に示したような割合となる。羽島村など六か村に分かれていた近世期から戸長役場時代にかけての文書が全体の三分の一と、相当量含まれているのは、明治一六年以降に連合して窪屋郡第四部戸長役場を構成していた六か村がそのまま帯江村になったという経緯とも関係していよう。

以下、本資料群中の特徴的な資料について、簡単に紹介したい。

2 文書の内容

【議事関係】

明治二七年から昭和二五年に至る村会の議事録・議案書などが、ほぼ経年的に残っている（①②）。内容は多岐にわたり、村の歴史をたどるうえで不可欠な資料である。

【戸籍関係】

明治一〇年代から昭和二〇年代までの寄留（本籍は動かしず住所のみ変えること）に関する資料が、まとまって残されていて（②50―5―43―50―7―2）、住民の移動状況

を詳しく知ることができる。また、明治三〇年代から昭和一〇年代までのアメリカ大陸・フィリピン・朝鮮半島・北海道などへの移民状況が分かる資料もある(②50―5―39―41)。

【産業関係】

帯江村農会に関する資料がまとまって含まれていることが注目される(②50―18―1―21)。大正期から昭和前期にかけて発動機の導入や蘭草栽培の奨励などに積極的に取り組んでいて、地域的な特色が読み取れる。さらに、都窪郡農会が経営していた都窪実業公民学校(大正五年に都窪郡農業補習学校として設立)の関係書類もある(②50―26―1)。

その他、明治一六年の羽島村の銅山開坑の資料や(③68―1―3)、昭和七年の倉敷・茶屋町間の鉄道省営バス路線開通の資料(②50―27―33)も見受けられる。

【用水関係】

昭和一五年の段階で、帯江村は「帯江村外一ヶ町浜川(旧五ヶ村)組合」「帯江村外一ヶ町浜川(旧六ヶ村)組合」「六間川用水組合」「三番川用水組合」「八ヶ郷番水組合」「八ヶ郷用水組合」「高梁川東西用水組合」に加盟している(①

1―13―15)。それらの用水に関する資料が、近世から戦後に至るまで一八〇点におよび、本資料群の最大の特色といえる(①②)。それは水に苦勞した土地柄であること示すものにほかならず、特に村の中央を貫流する浜川(八ヶ郷定水川の余水)に関する資料が多い。

【学事関係】

小学校の施設整備に関し、明治二五年および昭和一二年の校舎建築、昭和一四年の奉安殿建築について詳しく判明する(②50―25―28―34など)。また、戦前・戦後の社会教育に関する資料もみられる(②50―32―2・5)。

【兵事関係】

敗戦時における焼却命令によるものか、兵事文書の数是非常に少ない。ただ、わずかに残された日中戦争期(昭和二―一六年)の戦死者・戦病死者関係書類には、各戦没者の死亡通知から遺骨の出迎え、村葬、遺族扶助、靖国神社への合祀などの状況が克明に記されている(②50―27―19)。また、戦時中に戦意高揚のために上映されたスライドの実物や(②50―27―27)、戦後に占領軍からの戦没者忠魂碑の移転命令に対して村長が憤りを記した文章などもみられる(②50―27―28)。

【災害関係】

嘉永三年・明治二年・一三年の高梁川洪水に関する資料が含まれる。特に、嘉永三年水害後の困窮者扶助についての記録は詳細であり(②50―1―58―63)、明治一三年水害後の東高梁川修堤連合会の決議書からは、これまで明らかではなかったその事業の詳細が判明する(②50―28―8)。また、明治二年水害時の倉敷川小瀬戸堤の防御に関する資料は、当室ホームページでも公開している(②50―1―53)。

その他、大きな旱魃のあった大正一三年と昭和一四年の夏場における高梁川の酒津取水樋門地点の水位グラフなども興味深い(②50―30―13)。役場日誌にも、大正一三年の旱魃や昭和二一年の南海地震に関する記述が登場する(②50―30―27・50―31―21)。

【衛生・厚生関係】

明治一二年・一九年は大きなコレラの流行があった年だが、それが当地にも及んでいたことが分かる。特に加須山村の状況は詳しく判明し、コレラ封じのために同村に勧請された木野山神社の神輿が周辺の村々に招かれている様子などもうかがえる(②50―4―11・50―16―15)。

17・⑥104―1―2―2)。また、そうした感染症対策として設置された隔離病舎の建築記録も残されている(②50―16―14・50―23―31)。

大正七年の米騒動にあたっては、米穀の廉売などを行うために「厚生会」が組織され、その事務日誌などには一連の状況が詳しく記されている(②50―15―1―4)。⁽³⁾

【庶務関係】

役場日誌が、明治四〇年から昭和三〇年まで、ほぼ経年的に残っている(②50―30―15―50―31―32)。記述はさほど多くないが、村の歴史をたどるうえで、さまざまな基礎的情報を提供してくれる。

役場の文書管理については、明治二二年の市制・町村制施行時や昭和二二年の地方自治法施行時に作成された文書台帳などがあり(②50―14―14・26)、現存する文書との比較も可能である。その他、昭和二四年に村の報道委員会を組織して広報の発行などを検討している資料や、昭和二六年の倉敷市への合併後における市の職員労働組合関係の書類綴などには(②50―16―9・10)、戦後民主主義の風潮を垣間見ることできる。

おわりに

戦後七五年を経て戦争体験の風化が懸念される昨今だが、昭和三〇年前後の「昭和の大合併」を知る人さえも今や少なくなり、かつての「帯江村」や「藤戸町」といった自治体は、歴史的存在になりつつあると言える。同時に、そうした旧町村の役場文書に用いられている旧漢字・旧仮名・候文といった字体・文体、あるいは用語を経験的に知る世代も急速に減りつつある。つまり、あらゆる意味で旧町村の役場文書は「古文書」と化しつつあるといえる。ひいては、それを整理・公開する機関の側においても、そうした時代の変化を十分に認識し、利用者にとって便宜にかなう体制を整えてゆく必要があるだろう。

注

(1) 合併の経緯については、本誌二八号四八ページの図を参照。

(2) 『昭和十年 岡山県統計年報』昭和十二年 岡山県。

(3) 『新修 倉敷市史』12 史料 近代(下)・現代』二〇〇一年、九〇七～九三四ページ。

(やました ひろし 倉敷市総務課歴史資料整備室)



下道朝臣黒麻呂の

隠岐国赴任について

松尾 洋平

藤原仲麻呂政権が七五九年に発動した新羅征討計画は三年を目途に戦争準備が整えられ、七六二年末から七六三年初頭に新羅へ進出する予定であった。出兵が現実味を帯びた七六二年という年は伊勢神宮や、神功皇后が新羅を服属させた伝承をもつ香椎廟への奉幣が行われ、極めて緊迫した国内情勢であったと推察される。かかる時期に備中国出身と考えられる下道朝臣黒麻呂が隠岐国司（守）として任官しているのは、いかなる理由であらうか。官位は外従五位下であり、地方豪族に与えられる外位称をもつことから、備中国下道郡に本貫をおく下道氏の一族であったと考えられる。

国司の職掌は国内の行財政、祭祀、司法、軍事等を掌り、郡司を指揮して徴税や国内の公文作成を行うなど、国内

表1 下道朝臣黒麻呂の関連年表

元号	年	西暦	関係者の動向
天平宝字 ¹⁾	4	760	正月 下道朝臣黒麻呂 正六位上から外従五位下に進階
	6	762	4月 下道朝臣黒麻呂 隠岐国司（守）に任官
	7	763	10月 王新福（渤海使）を送った船が帰国の途中で隠岐島へ漂着する
			12月 葛井連根道が隠岐国へ流される
	8	764	9月 藤原仲麻呂の乱後の処置として第六子の刷雄が隠岐国へ流される 10月 船親王が隠岐国へ流される坂本朝臣男足が隠岐国司（守）となり下道朝臣黒麻呂は解任される
神護景雲	2	768	2月 下道朝臣黒麻呂 越前国司（介）に任官

を統括する権限をもち、隠岐国の場合は七二四年に配流地（遠国）として指定されたことに特徴がある。国司が執務する国府は島後の周吉郡（古代の国府所在郡）にある甲ノ原遺跡が有力候補地であり、国府近くの西郷湾に面した大將軍遺跡に一軍団が置かれていた¹⁾。

下道朝臣黒麻呂と隠岐国の動向を表1によって整理すると任期の約二年六ヶ月の間には、渤海から帰国する船の漂着や流罪人の収容などが『続日本紀』に記載され、「藤原仲麻呂の乱」後の人事により七六四年に転出していることがわかる。

赴任早々、差し迫って急を要したのが新羅征討計画へ

の対応であった。この計画は天平以来、悪化の一途をたどった日本と新羅の外交関係の軋轢が根底にあり、唐の安史の乱（七五五年）によって洛陽と長安の都が相次いで陥落し、皇帝が蜀に逃れるなど唐を中心とする東アジアの世界秩序が大きく揺らいだ事に遠因がある。

こうした国際情勢の変化を好機ととらえ渤海との軍事同盟を基軸に征討の機運が高まり、新たに編成した節度使（軍事行政官）を新羅へ進出させようと計画したのである。すなわち、渤海は北から日本は南から新羅を挟撃する構想をもち、当時大宰府にいた吉備真備らによって行軍式（戦争計画書）が作成されたのであった。

日本の戦時体制は節度使が新羅へ進出する一方で、日本海側の防備を固めるため山陰道諸国と対馬嶋、壱岐嶋、長門国、肥前国に長大な防衛線を布くことにあり、隠岐国もその一角に組み込まれていた。とりわけ新羅領に接し、本土からも離れている隠岐国は、対新羅の最前線に立たされたことになり、いち早い防衛体制の構築が急務であった。その前史として七三二―七三四年には新羅との軍事的緊張により天平期の節度使が山陰道、西海道、東海・東山道に派遣され、軍事動員の整備が行われ

ている。山陰道節度使を例にとれば管下に因幡国、伯耆国、出雲国、隠岐国、石見国、長門国を置き、主な施策として①兵器や牛馬を売却すること、及び国外へ移動させることの禁止。②野営具や兵器の修理。③百石以上を積載できる船の建造。④粃や焼塩などの食糧の確保等が挙げられる。また、七三四年の「出雲国計会帳」によると出雲国と隠岐国の連絡に烽を^{とぶひ}設置して通信試験を行うなど、軍事訓練や武具製作も行われた。

こうした施策に加え備辺式（七三三年）や、警固式（西海道と呼ばれる防衛マニュアルが導入された事に注目したい。大宰府の警固式を参考に北陸道諸国に作成が命じられた縁海警固令（七八〇年）によると、正体不明の賊船が現れ、上陸した場合には付近の住民が応戦し、賊発見の報をうけた国府では軍の編成や集合場所、応戦の方法について取り決めることが規定されている。ここで重要なのは山陰道節度使が解散した後にも、マニュアルに沿った防衛体制が引き継がれ国単位で機能するようになった点である^③。そのため、下道朝臣黒麻呂が隠岐国へ赴任した年にはすでに防衛の枠組みが備わっており、しかも七六一年一月に東海道、南海道、西海道の

節度使が任命されていることは、山陰道諸国の警戒レベルを臨戦態勢へ引き上げたことを意味し、国司が防衛体制の点検や、国府・港湾の警備、軍団の訓練等を一層強化したのであることは容易に推測できる。また最前線となる隠岐国の地理的環境からみれば国内の動揺を鎮静化させる役割もあつたであろう。

今一つ注目すべきは、七六一年十月に遣渤海使に任命された高麗朝臣大山が渤海側の出兵を確認するため、翌年の四月以降に派遣されており、藤原仲麻呂政権が戦争の行方を左右する軍事連携の成就を注視していた時期と下道朝臣黒麻呂の隠岐国赴任時期とが重なる⁽⁴⁾。

こうした特殊事情からみて当期の隠岐国司には平時の行政官という役割の外に、島嶼防衛において軍事的能力を発揮できる人物が求められ、それが下道朝臣黒麻呂であつたと考えられる。その後の彼の履歴をみると「藤原仲麻呂の乱」後に北陸道の越前国司(介)に補任(七六八年)されている。越前国は三関の一つである愛発関を擁し、対外的にも新羅や渤海への脅威に備えるなど国司には独自の軍事的役割が期待されていたのである。

隠岐国で防備が固められていた頃、同族の吉備真備は

大宰府で作成された行軍式を基に、西海道節度使として新羅進出の準備を進めつつ、古代最大の山城である怡土城を築城していた。「辺戍の不安四ヶ条」(七五九年)にみる大宰府の防衛に関する主張は、博多大津や壱岐嶋、対馬嶋等の要所を百隻以上の船を置いて不測の事態に備える事を第一条に挙げ、まずは前線となる島嶼と海上ルート強化すべきことを上申している。

同族である吉備真備と下道氏の動向は、一見、別の行動軌跡と見えるが、実は新羅征討計画への参画を藤原仲麻呂政権から託された事象として連動しており、その一つが隠岐国の防衛であつたと考えられる。

註

(1) 『隠岐国分寺』隠岐の島町教育委員会、二〇一六年。

(2) 酒寄雅志『渤海と古代の日本』校倉書房、二〇〇一年。

(3) 五十嵐基善「古代山陰地域における対外防衛の展開」『出雲古代史研究』第二八号、出雲古代史研究会、二〇一八年。

(4) 石井正敏「初期日渤海交渉における一問題」『史学論集対外関係と政治文化』第一、吉川弘文館、一九七四年。

(まつお ようへい)

琴浦町役場の建築について

山 崎 真由美

昨年、『倉敷の歴史』第三十号に、旧倉敷町役場庁舎の設計者小林篤二について執筆した。同庁舎に外観が酷似する旧琴浦町役場庁舎(写真1)について調べていたところ、倉敷市が所蔵する琴浦町の史料に、庁舎の設計を県へ依頼した事や、設計中の県と町の具体的なやりとり、また、大正天皇即位の御大典事業であった事についても記録されていた。これらの史料から、町役場庁舎の建築にまつわる話を紹介したい。

明治四十年(一九〇七)、児島郡の田之口村と鴻村が合併して、琴浦村となった。さらに、大正四年(一九一五)、琴浦町へと昇格し、役場庁舎を新築する機運が高まった。建築場所は、二つの旧村の境目である児島下の町、現株式会社脊板本店ビルがある場所に決まった。

大正四年(一九一五)の事務報告書によれば、「本年御大典ノ記念事業トシテ町役場ノ新築ヲ計画シ七名ノ委員

之力衝ニ当リ位置ノ選定敷地ノ買収ヲ終リ江川本県工師ニ設計ヲ委嘱シ敷地ノ地均シ工事ヲ了シ用材ノ購入建築工事費ノ請負契約ヲ終リ漸時建設ノ歩武ヲ進メツ、アリ(以下略)」とある。

これによれば、新庁舎の建築は、大正四年に大正天皇御大典記念事業として計画され、その設計を県工師江川三郎八に委嘱した事がわかる。また、造成工事、材料の発注、請負契約まで終えている事から、大正四年に着工したのだろう。計画は滞りなく進んでいるようにみえるが、岡山県から次

のような打診を受けていた。大正四年五月二十七日の町会において、議長より「本県庁ヨリ交渉アリタル役場新築材料トシテ八浜水産試験場不用建築物ヲ払下ヲ受ケル事ノ可否ヲ



写真1 旧琴浦町役場庁舎

『琴浦町勢要覧』昭和27年度版より転載

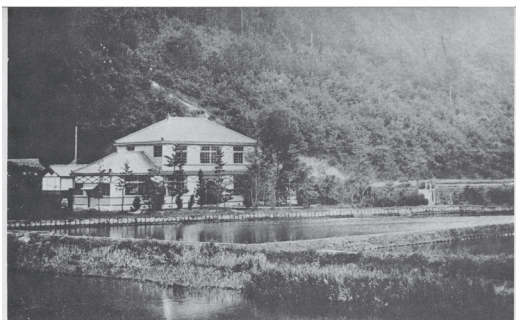


写真2 絵葉書 岡山県水産試験場 個人蔵

諮ル」と議案があり、「本件ハ水産試験場不用建築物ヲ
払下ヲ受ケズシテ役場新築ノ使用書ヲ下付方申請スルニ
決ス」と決議している。⁽²⁾

つまり、八浜（玉野市）にある水産試験場の不用建物
を払い下げるので、庁舎建築に使用しないかと県から提
案されていたのである。しかし、地元の新築への想いが
強かったのか、わざわざ町会の決議をもって打診を断っ

ている。結局、琴浦

町役場庁舎は、江川
工師の手により、大
正六年三月二十一日、
総建坪三百三十余坪、
総工費一万円、木造
二階建の洋風建築で
「新築」された。⁽³⁾

岡山県水産試験場
の事務所棟は、明治
三十九年（一九〇六）、
児島郡八浜町に完成
した（写真2）。いわ

ゆる江川式建築⁽⁴⁾で、外観意匠には、クロスの入ったハー
フティンバーや腰板等の特徴が確認できる。同事務所は、
その後県庁に移ったため、この事務所棟は不用建物と
なった。建築して十年を経ておらず、活用先として、新
しく庁舎を計画中の市町村に、県が払下げを打診したの
だろう。

ちなみに、琴浦町には断られたが、大正五年十月七日、
同試験場の建物は、同郡宇野町（現玉野市）へ移築され、
宇野町役場庁舎となった。⁽⁵⁾八浜から宇野であれば約七キ
ロ、距離も近く好都合である。思いがけず、八浜の水産
試験場の移転についての経緯も知る事ができた。

戦前は、公共建築を建てる際、県への設計依頼が選択
肢にあり、江川三郎八や旧倉敷町役場を設計した小林篤
二らの県技師の活躍があった。独自の様式と意匠を持つ
た県技師の仕事は、岡山の近代建築の一つの流れを作り、
県下へ洋風建築を普及させる役割も果たしたといえる。

さて、琴浦町の新庁舎建築の話へ戻そう。町会書類綴
には様々な寄付願も綴られていた。同六年には、町民か
ら、役場敷地内に植える「松」「桜」「楠」「柏」「ヒワ」
等の樹木が多数寄付されている。一方、児島電業株式会

社の寄付として、「花シエード」「シャンデリヤ」等があり、新庁舎を華やかに飾っていたことが想像される。⁽⁶⁾

また、会議録によると、大正四年八月三十日、三十一日の両日、新庁舎敷地にて相撲興行が開催されている。⁽⁷⁾同年九月二十三日の会議録には、「本村役場敷地々固メトシテ本村民日笠長次郎相撲興行ノ村税免除ノ事ヲ諮ル」との議案が提出されていた。⁽⁸⁾相撲は日本古来より神事として行ってきた歴史があるが、地固めとして税免除を求めている点が面白い。尚、この議案は可決されている。

新庁舎の落成は、同六年三月二十一日、余興として三日間の演劇興行があり、町民も祝賀行事を楽しんだようだ。⁽⁹⁾午前十一時に始まった式典と祝賀会は、午後五時まで続けられたことを山陽新報の記事が伝えている。⁽¹⁰⁾

江川式建築の調査をするうち、思いがけず琴浦町の公文書から江川三郎八の名前を発見することができた。また、この史料は、水産試験場事務所棟をめぐる県とのやりとり、記念の相撲や演劇興行、御大典記念事業と、町の様子や暮らしが垣間見える史料であった。市内には他にも、意匠が類似する建築がまだあり、今後も史料を紐解きながら、新たな江川式建築の発見に繋がりたいと考え

ている。

註

- (1) 「大正四年 琴浦町事務報告書」『大正五年町会書類綴 琴浦町役場』倉敷市所蔵市議会事務局から移管文書115-36-7。
 - (2) 「大正四年五月廿七日村会々々議録」『自大正元年 至々四年町会決議録 琴浦町役場』倉敷市所蔵市議会事務局から移管文書115-36-3。
 - (3) 大正五年三月二十三日付『山陽新報』。
 - (4) 江川式建築とは、江川三郎八の設計した建築様式の特徴を、特に兼ね備えている建築をいい、江川が設計していない場合も含む。
 - (5) 大正五年十月七日付『山陽新報』。
 - (6) 「大正六年三月 寄附物件受納の件」『大正六年 町会書類綴 琴浦町役場』倉敷市所蔵市議会事務局から移管文書115-36-9。
 - (7) 「相撲興行ノ件ニ付許可願」『大正四年町会書類 琴浦町』倉敷市所蔵市議会事務局から移管文書115-36-6。
 - (8) 「大正四年九月廿三日村会々々議録」『自大正元年 至々四年町会決議録 琴浦町役場』倉敷市所蔵市議会事務局から移管文書115-36-3。
 - (9) 「大正六年三月十六日町会々々議録」『大正六年 町会書類綴 琴浦町役場』倉敷市所蔵市議会事務局から移管文書115-36-9。
 - (10) 註(3)に同じ。
- (やまさきまゆみ ヘリテージマネージャー・一級建築士)

令和元年度歴史資料講座

歴史資料整備室では、平成 30 年度に引き続き、所蔵資料を活用し、倉敷市域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。

毎回、受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。アンケートでも、「災害にあわれた生々しい話が聞けてよかったです。被災公文書救出、修復のためこんなにもたくさんの機関や人が関わっていることがわかり、胸が熱くなりました。感謝です」「近所が江戸時代に水害を受けていることを知り、改めて危険性と治水・護岸の大切さを知ることができました」「資料に基づいているので緊迫感を覚えた」「水害に向き合う地域の工夫にふれていることがすばらしい」「100 年たっても“自然対人間”や災害を忘れてしまう“人間の性”というのは変わらないのが悲しい気もした」「歴史資料の救出や修復にボランティアの力が大きく寄与していることに驚きました」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 ライフパーク倉敷中ホール及び視聴覚ホール

■第 1 回目 倉敷市における被災公文書救出と修復の取り組みについて

開催日時：令和元年 10 月 6 日（日）14：00～16：00

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

参加人数：23 人

■第 2 回目 近世～近代初頭の水害と高梁川西岸地域

開催日時：令和元年 11 月 30 日（土）14：00～16：00

講師：畑 和良（総務課歴史資料整備室）

参加人数：53 人

■第 3 回目 明治 13 年の高梁川水害について

開催日時：令和元年 12 月 7 日（土）14：00～16：00

講師：山下 洋（総務課歴史資料整備室）

参加人数：55 人

■第 4 回目 西日本豪雨と被災歴史資料の救出・保全

開催日時：令和 2 年 1 月 11 日（土）14：00～16：00

講師：上村和史（岡山史料ネット事務局長）

参加人数：12 人

玉島乙島守屋家文書調査報告会2

歴史資料整備室では、所蔵する玉島乙島守屋家文書の整理を進めていることを機に、文書から分かることを報告するために、平成29年度に引き続き、玉島乙島守屋家文書調査報告会2を真備支所101会議室で開催しました。計74人が参加され、報告会終了後、希望者を対象に史料解説を行いました。

アンケートでは、「今まで研究のない水谷氏時代の支配の実態が今後明らかになりそうということで非常に興味深いです」「いつも様々な、大量の文書の中からおもしろい切り口で資料をご紹介くださりありがとうございます」「このような説明の場を開いていただき、とても嬉しく、いつも拝聴させていただいております」「寄贈者が臨席されており、それをご紹介いただいたことがよかったです」「文書を実際に調査されている方々から直接に講演をいただき、貴重な経験でした」「近世前期の史料が多くあるようなので、それを用いた研究を採り上げてもらいたいです」「過去の歴史資料の発掘で、現代の日本人が置き忘れた心を掘り起こしていただけたらと思う」など、様々な意見が寄せられました。

[illegible]

【開催日時】 令和2年2月1日（土）14：00～17：00

【会 場】 真備支所1階101会議室

【講師・演題】

備中成羽藩・松山藩水谷氏支配時代の法度

庄屋役をめぐる悶着（もんちゃく）

両氏宮「本願主」としての守屋氏

玉島紡績頭取・川口淵蔵の「北越紀行」

【参加人数】 74人

山本太郎（総務課歴史資料整備室）

定兼 学（岡山県立記録資料館長）

別府信吾（元倉敷市史編さん委員会委員）

山下 洋（総務課歴史資料整備室）



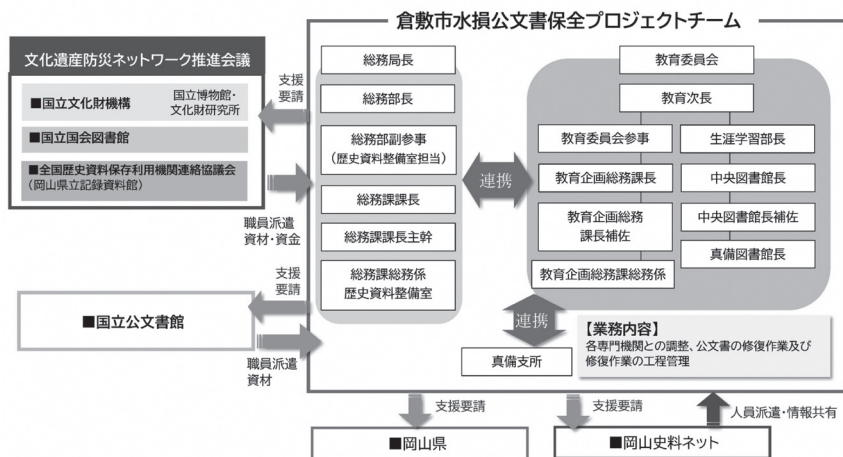
水損公文書の修復処置

はじめに

平成三十年七月豪雨により倉敷市真備地区では甚大な被害が生じた。多くの人々が復興に努力しているところであるが、ここでは倉敷市総務課歴史資料整備室における水損公文書の修復処置について報告する。『倉敷の歴史』第二十九号・第三十号で令和元年末時点までの経緯を報告したので、ここでは主として続く令和二年一月からの動向を報告する。なお、水損公文書の修復処置は、平成三十年十月に設置した「倉敷市水損公文書保全プロジェクトチーム」で実施している。

一 真空凍結乾燥

水損した公文書のうち、歴史的に重要でカビ被害が著



水損公文書保全に関する体系図（平成30年10月現在）



冷凍公文書の入れ替え作業

(令和2年1月15日、福岡市埋蔵文化財センター)

しい公文書約六〇コンテナ⁽¹⁾は、真空凍結乾燥に備えて平成三十年八月から岡山市の岡山中央冷蔵株式会社で冷凍保存していた。令和元年十一月六日に岡山中央冷蔵から冷凍ボックス車で輸送された水損公文書約三六コンテナ分を、福岡市埋蔵文化財センターにおいてメッシュコンテナに入れ替え、センター職員が大型真空凍結乾燥機で乾燥を開始した⁽²⁾。凍結から乾燥工程が終わるとの連絡を受けたので、令和二年一月十四日、整備室職員が

岡山中央冷蔵に残された約二四コンテナ分の水損公文書のポリ袋をはがし、冷凍ボックス車により福岡市埋蔵文化財センターへ輸送した⁽³⁾。翌十五日、センターにおいて、処理後の乾燥し

た公文書をコンテナに戻し、三六コンテナを常温ボックス車で歴史資料整備室へ輸送した。同時に岡山中央冷蔵から輸送された公文書をメッシュコンテナに入れ替えて真空凍結乾燥を開始した。その後、凍結から乾燥工程が終わるとの連絡を受けたので、三月三日、整備室職員がセンターへ出張し、処理後の乾燥した公文書をコンテナ等に戻し、約二四コンテナ分を常温ボックス車で歴史資料整備室へ輸送した。福岡市在住の全史料協会員である児島ひろみ氏も三月三日にセンターへ来所され、アドバイスをいただいた。

二 水損公文書の修復処置

令和二年一月からも、水損公文書の修復処置は前年に引き続きシルバー人材センターからの派遣労働者が週三日、一日三時間、二人ずつで作業し、整備室職員も作業した。国土調査課の地籍図の処置は令和元年末で終了したので、令和二年は真備支所別棟二階で水損した真備支所市民課所管の公文書の処置から開始した⁽⁴⁾。令和二年一月十六日、真空凍結乾燥済みの公文書三六コンテナがセンターから輸送されると、室職員が学校園・図書館・遺

族年金・土地関係の文書^⑤に仕分けした。そして学校園の公文書から処置を開始し、それが終了すると土地関係の文書に移行した。乾燥した公文書の頁めくりをしながらカビや泥をキッチンペーパーで拭き取ったり、頁の間に入り込んでいた夾雑物を取り除いたりした。土地関係の文書は四辺の汚れが激しかったので室職員が四辺を切り落としてから処置した。令和二年三月でシルバー人材センターからの労働者派遣は終了した。令和元年度の処置に参加した延べ人数は四七四人、処置した公文書は三七九〇点（約一〇万三千枚）になった。読めて保存できる段階まで修復処置した学校園の公文書は三月六日に各学校園へ返却した。また、遺族年金の公文書は内容が個人情報であるため、歴史資料整備室では処置せず二月三日に真備保健福祉課へ返却した。

令和二年度には、整備室職員が土地関係の文書の処置を継続した。人材派遣会社からの派遣労働者が、四月十五日から七月十五日までは週三日、一日三時間、二人ずつ、八月十二日から二十七日までは週五日、一日三時間、一人ずつ作業に加わった。頁めくりとクリーニングが七月十七日に一応終了すると、八月には土地関係の文

書の整理^⑥を行い、目録を作成した。十二月には、処置した水損公文書の殺菌・殺虫のために業者委託によりガス燻蒸を実施した。令和二年度の処置に参加した延べ人数は二〇九人、処置した公文書は五一四点（約一〇万四千枚）になった。

おわりに

まとめにかえて真空凍結乾燥済みの公文書の処置をした過程で気づいたことを記したい。

まず、全体的な印象としては、洋紙と和紙で扱いやすさに随分差があると感じた。戦後の洋紙はよく乾燥されており、紙どうしの固着は少なく、全体に簡単に頁をめくることができた。臭気もさほど気にならないし、劣化はさほど見られなかった。一方、明治期に作成された土地台帳等にみられる和紙の文書はよく乾燥されているものの、四辺の汚れが激しかったので裁断してから頁めくりを行った。洋紙よりも固着の度合いが強いが、竹べらなどを用いてめくっていくことができた。袋とじの文書は、袋とじの内側よりも外側（字の書いている面どうし）が強く固着していた。臭気は強かった。カビなどのため劣

化してよりなくなっている部分もあった。

昭和戦前期に作成された家屋台帳等にみられる和紙と洋紙の中間的な紙質の文書は、固着の度合いも臭気なども、和紙の文書と洋紙の文書の中間ぐらいであった。

洋紙ならば、風通しのよいところに放置しての自然乾燥、あるいは単なる熱乾燥施設でも十分に処理が可能ではないかと思った。労力や費用の削減のためにも、その研究は必要だろう。しかし和紙については、やはり吸取紙をはさんで風を当てるなどの手作業もしくは真空凍結乾燥でなければうまくいかないように思った。今回真空凍結乾燥の有効性を実感させられた。

水損公文書の修復処置の活動を通じて、市民の存在・財産・権利を証明する公文書的重要性、水損してもあきらめなければ修復できること、多くの組織・機関やボランティアと連携することの重要性を実感することができ、またそれらのことを伝えることができた。

今後ともこの体験を、文書保存や修復処置活動に活かしていきたいと思う。(令和二年十二月三十一日成稿)

註

(1) 学校の文書、真備図書館の文書、遺族年金の文書、真備支所の土地関係の文書等である。一コンテナは二〇×四〇×六〇センチ程度である。

(2) 福岡市埋蔵文化財センターには、毎回公文書のメッシュコンテナへの入れ替えや大型真空凍結乾燥機への設置、乾燥機の運転、乾燥機からの取り出し、コンテナへの戻しなどで、宮井善朗所長・比佐陽一郎係長をはじめ職員の皆様には大変お世話になった。

(3) このことにより、岡山中央冷蔵で冷凍していただいていた水損公文書はすべて搬出した。長期間にわたり保管していただいた姫井善果会長をはじめ岡山中央冷蔵の皆様には感謝いたします。

(4) 真備町の条例・規則、議案綴などである。

(5) 真備支所で保管していた土地台帳・家屋台帳・地籍調査票等、真備地区の旧町村の農地委員会の文書等である。

(6) 真空凍結乾燥するために土地台帳等を薄くスライスしていたので、もとのように復元した。

(文責は山本太郎〈倉敷市総務局総務部副参事〉)

平成30年7月豪雨による水損公文書処置経緯

平成30年7月5日～7日	平成30年7月豪雨が倉敷市を襲う
平成30年7月7日	小田川などが決壊、大規模な浸水被害
平成30年7月24日	歴史資料整備室職員が真備支所へ復帰
平成30年7月27日	真備支所1階の書庫にあった土地台帳等を歴史資料整備室職員が廃棄から救う
平成30年8月3日～9日	水損公文書(土地台帳等)の冷凍保存準備作業(九州大学大学院生がボランティア)
平成30年8月10日～令和2年1月14日	水損公文書(真備支所・教育委員会)を岡山中央冷蔵で冷凍保存(約60コンテナ)
平成30年10月	倉敷市水損公文書保全プロジェクトチーム設置
平成30年11月19日・21日	真備中学校体育館の清掃(ボランティアによる)
平成30年11月29日	国立公文書館・岡山県立記録資料館・全史料協・岡山史料ネット・国文学研究資料館へ支援依頼文発送
平成30年12月7日	岡山県立記録資料館による全体のプランニングとマネジメントの指導
平成30年12月11日	岡山県立記録資料館による処置の実地指導
平成30年12月12日～平成31年3月18日	真備中学校体育館・美術室・図書室で水損公文書(各学校園と真備支所)修復作業(市職員とシルバー人材センター労働者派遣)
令和元年6月18日～令和2年1月20日	真備支所3階歴史資料整備室内で国土調査課の地籍調査票・地籍簿・地籍図、真備支所市民課の水損公文書修復処置(歴史資料整備室職員・ボランティア・シルバー人材センター労働者派遣)
令和元年11月6日～令和2年3月3日	岡山中央冷蔵で冷凍していた水損公文書を福岡市埋蔵文化財センターで真空凍結乾燥
令和2年1月21日～7月17日	真備支所3階歴史資料整備室内で真空凍結乾燥後の公文書の修復処置(歴史資料整備室職員・シルバー人材センター労働者派遣・人材派遣会社の労働者派遣)
令和2年8月5日～8月27日	真備支所3階歴史資料整備室内で修復処置した真空凍結乾燥後の公文書の整理、目録作成(歴史資料整備室職員・ボランティア・人材派遣会社の労働者派遣)
令和2年12月7日～11日	修復処置した真空凍結乾燥後の公文書の殺菌・殺虫のためのガス燻蒸(業者委託)

新刊紹介

間壁忠彦・間壁霞子

『奈良時代・吉備中之國の母夫と富ひめ』

(吉備人出版 二〇一九年十二月)

①吉備真備の祖母の骨蔵器(矢掛町東三成出土)。②白髪部毗登富比賣の墓地買地券(倉敷市真備町尾崎出土) ③吉備真備の母の墓誌(奈良県五條市出土)。本書では、主にこの三点の考古遺物をめぐって、その真偽や製作された経緯、三人の女性の人物像などについて、緻密な考証と大胆な推理が縦横に展開される。

筆者夫妻(忠彦氏は二〇一七年逝去)は、長年にわたり調査・研究のフィールドとしてきた真備町や総社市などが二〇一八年の西日本豪雨で大きな痛手を受けたため、二人の思いとして「この本を災害の地に贈りたい」と筆を執ったという。「人は誰であっても、すべて歴史を作っている」という信念とともに、本書が現在と未来を生きる多くの人びとにとって希望の灯となることを期待する。

※お問合せ・ご購入は、書店・吉備人出版(TEL 086

1235-3456)まで。定価一、八〇〇円＋税。

『林源十郎商店物語』

(吉備人出版 二〇二〇年三月)

平成二十九年(二〇一七)に林源十郎商店が創業三六〇年を迎えたことを記念して、林源十郎商店の後身である株式会社エバルスが、明暦三年(一六五七)の創業から昭和二十五年(一九五〇)までの林源十郎商店の歴史をまとめた書物である。元社員がまとめていた原稿をベースに、故太田健一氏ら依頼執筆者とエバルス編集委員が分担して大幅に加筆・編集した。

歴代の林家当主ごとに人物像と事績が詳細に紹介される。例えば、八代当主の林孚一は林家の中興の祖とされる勤王家で、幕末から明治中期にかけて活躍した。幅広い交友関係を持ち、明治期には役人として地域のために尽力した。また、十一代源十郎はキリスト教を信奉し、林源十郎商店の発展に貢献するかたわら、常に裏方に徹し、社会福祉と地方文化の向上発展に尽力した。

カラー写真や図版も豊富で、資料集も充実しており、地域史にとっても貴重な書物に仕上がっている。

※お問合せ・ご購入は、書店・吉備人出版(TEL 086

1235-3456)まで。定価二、三〇〇円＋税。

『高梁川東西用水組合100周年記念誌』

(高梁川東西用水組合 二〇一九年三月)

かつて東西二派に分流し水島灘に注いでいた高梁川は、倉敷市域をはじめとする下流の耕地を潤す一方、激しい洪水を引き起こしていた。こうした水害を克服するため、明治四十年（一九〇七）から河川改修が開始され、東高梁川は廃されて川筋が一本化されることになる。同時に、東西高梁川両岸に十一か所設けられた個別の取水樋から導水する用水体系も再編され、取水口を酒津一か所に統合、そこから農業用水を受益地へ平等に分配する目的で大正五年（一九一六）高梁川東西用水組合が設立された。

この高梁川東西用水組合の沿革をまとめた本書では、用水体系が現在のかたちに整備されるまでの計画変遷・難航した関係地域間での調整の過程が、詳細な図と客観的な叙述で明快に跡付けられている。笠井堰・酒津取水樋・配水池などの構造的特質や文化財的価値、受益地の都市化に伴う用水の用途や住民との関係性の変化にも触れられており、参照価値の高い一冊に仕上がっている。

※非売品。倉敷市立図書館で閲覧可。

新聞報道された歴史資料整備室（令和2年）（抄）

年月日	新 聞	記 事
令和2年2月11日	山陽新聞朝刊	歴史資料整備室 総務課内に新設 20年度組織改正
令和2年5月15日	山陽新聞朝刊	100年前大流行「スペイン風邪」乗り越えた岡山県 倉敷の行政文書、日記から探る
令和2年5月25日	山陽新聞朝刊	「倉敷館」設計者明らかに 県建築技師 小林篤二 史料に署名
令和2年6月10日	山陽新聞朝刊	「倉敷の歴史」30号刊行 江戸以降の水害紹介
令和2年7月12日	山陽新聞朝刊	「滴一滴」(『倉敷の歴史』第30号で地域の水害史特集)
令和2年7月19日	山陽新聞朝刊	近世 真備・川辺地区囲った神楽土手 「輪中がモデル」に新説
令和2年12月4日	毎日新聞朝刊	倉敷チボリ公園・公文書 歴史資料扱いに 情報公開 対象外れる
令和2年12月30日	山陽新聞朝刊	先人の経験 防災活用を 水害地震HPで資料公開

■『倉敷の歴史』第三十二号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第三十二号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度（上限一八頁）
- ② ノート 八頁程度（上限一〇頁）
- ③ 史料紹介 八頁程度（上限一〇頁）
- ④ 郷土史家紹介 八頁程度（上限一〇頁）
- ⑤ アラカルト 二頁程度（上限 三頁）

いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整

備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ（ワード・エクセルファイル）を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）
註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

四 投稿の手順

令和三年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨（二〇〇字〜四〇〇字、アラカルトは一〇〇字〜二〇〇字）を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。予算の制約に伴う全体の頁数の制約等のため、必ずしも執筆いただけない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。原稿締切は令和三年十月三十一日です（翌年三月発行）。

原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採 否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。

六 校 正

七 備 考

原稿は市民向けの内容で、未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図・表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて通し番号で付してください。刊行物には発行所と刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えを御用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八 送 り 先

〒七一〇―一三九八 倉敷市真備町箭田
一一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

歴史資料整備室日誌（抄）

二〇二〇年

◆ 令和元年度

（令和二年）

3・3 福岡市埋蔵文化財センターで水損公文書の真空凍結乾燥

1・6 3・30 水損公文書の修復処置作業（歴史資料整備室）

1・11 第4回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）

2・1 玉島乙島守屋家文書調査報告会2（真備支所）

2・20 市町村職員文書保存研修会参加（岡山県立記録資料館）

3・31 『倉敷の歴史』 第30号発行

◆ 令和2年度

4・3 8・27 水損公文書の修復処置作業（歴史資料整備室）

6・8 『倉敷の歴史』 第31号編集会議

6・11 倉敷芸術科学大学へ講師派遣

7・6 10 『真備の記憶』写真展（真備支所）

8・1 収蔵庫のガス燻蒸

8・5 認証アーキビスト説明会出席（岡山県立記録資料館）

8・7 第34回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議

9・18 地域の災害に関する歴史資料をウェブサイトで公開

12・7 11 水損公文書のガス燻蒸

12・15 『倉敷の歴史』 第31号編集会議

■『倉敷の歴史』第三十号 正誤訂正

誤 正

二二ページ	上段	左から5行目	ふたたび四十瀬村
			↓ ふたたび四十瀬新田村
二六ページ	上段	10 ↓ 11行目	四十瀬村 ↓ 四十瀬新田村
四七ページ	上段	14 ↓ 15行目	下道郡長 ↓ 下道郡書記

コラム

物語る石造物

私たちは主に古文書と呼ばれる、和紙に墨で書かれた記録を読み解くことで、歴史というものを描いています。さらには道標、道祖神、記念碑などの石造物があります。もちろん石造物も歴史を物語る重要な資料となります。

一方で神社には境内に並ぶ玉垣や灯籠などがあります。倉敷市周辺地域の沿岸部の神社のこれらには、とても特徴のある文字が刻まれていることに気づきます。例えば児島・由加神社、下津井・祇園神社、玉島・羽黒神社などには、山口・石川・秋田・徳島など各県の旧国名と人々の名が刻まれています。実はこれらは当時盛んであった海運及び商品流通を物語る資料なのです。

これらに着目した研究も本誌に報告されています（第4・5・9・10号など）。各神社参拝の折にはこうした石造物にも目を向けてみましょう。

（在間）

研究誌『倉敷の歴史』

1～31号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷地域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第14号	2004年3月	無償頒布
第15号	2005年3月	無償頒布
第16号	2006年3月	1部500円にて販売
第18号	2008年3月	1部700円にて販売
第19号	2009年3月	1部800円にて販売
第20号	2010年3月	1部900円にて販売
第21号	2011年3月	1部900円にて販売
第22号	2012年3月	1部900円にて販売
第23号	2013年3月	1部900円にて販売
第24号	2014年3月	1部900円にて販売
第25号	2015年3月	1部900円にて販売
第26号	2016年3月	1部900円にて販売
第28号	2018年3月	1部900円にて販売
第29号	2019年3月	1部900円にて販売

※各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に御来室の上で実物を御確認ください。または、歴史資料整備室ホームページ(<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/1911.htm>)で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2021年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086-698-8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第31号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽『倉敷の歴史』第三十一号をお届けいたします。御執筆くださった方々には、短期間で御執筆本当にありがとうございます。また、貴重な資料の掲載を御許可くださった方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も三十一号を迎えましたが、これも市民の皆様方の御支援・御鞭撻のおかげです。今後とも御協力をよろしく願います。

▽本号には、平成二十九年と令和元年年度に開催した玉島乙島守屋家文書調査報告会での報告をふまえ、守屋家文書特集を収録しました。守屋家文書は質量とも非常に豊富なもので、時期的にも内容的にもバラエティーに富んだ豊かなものになったと思っています。そのほか、論文二編、資料群紹介一編、アラカルト二編、報告を掲載しました。いずれも今まで未解明の歴史に光を当てる力作です。

▽市域に甚大な被害をもたらした自然災害に関する歴史資料の画像・翻刻・読み下し・意訳・解説を歴史資料整備室ウェブサイトで公開する取り組みを令和二年九月から行っており、今後ますます充実させていく予定です。御覧のうえ御意見をいただければ幸いです。

▽本年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、資料展示会・古文書解説講座等の事業を見送らざるを得ませんでした。一方、感染症対策をとつたうえ、災害に関する歴史資料調査報告会は開催することができました。これらの市民参加ができる事業は、感染症の動向を見ながらなるべく実施できるよう努力します。

▽倉敷市水損公文書保全プロジェクトチームでは、多くの方々の御協力を得ながら、平成三十年七月豪雨による水損公文書の処置に区切りをつけることができました。処置した公文書はいずれも市民の存在・権利・財産や学校の歴史等にかかわる重要な文書であり、公文書の重要性を改めて認識しました。

▽真備支所三階にある総務課歴史資料整備室は、保存された歴史資料をより一層利用しやすくなるよう閲覧室を新設しました。ぜひ一度御来室ください。

▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が編集しています。編集実務は総務課歴史資料整備室にて行いました。

▽『倉敷の歴史』第三十二号でも、原稿をお待ちしています。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。

（山本・山下・大島・畑）

倉敷の歴史

第31号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

令和3年3月31日

編集
発行

倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室
電話 086-698-8151
E-mail: hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>